

いちのみやの環境

令和 5 年 版
(令和 4 年度実績)

一 宮 市

一宮市民憲章

わたしたちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

1. いのちを大切にし、

だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。

1. ちきゅうを愛し、

自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。

1. のびやかに青少年が育ち、

個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。

1. みどり豊かなふるさとを守り、

活力ある産業のまちをつくります。

1. やさしさと思いやりに満ち、

夢と希望があふれるまちをつくります。

(平成19年3月28日制定)

一宮市の概況

- (1) 位置 東経 136 度 48 分 11 秒 北緯 35 度 18 分 14 秒
(2) 面積 113.82 km² (東西 約 15.3km 南北 約 13.3km)
(3) 人口 (各年 4 月 1 日現在)

種別 \ 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人口 (人)	383,582	381,366	379,538
世帯数 (世帯)	164,198	164,965	166,564
人口密度 (人/km ²)	3,370	3,351	3,335

- (4) 都市計画用途地域 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

都市計画区域面積 : 11,382ha

(市街化区域 : 3,802ha 市街化調整区域 : 7,580ha)

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第 1 種低層住居専用地域	54	1.4
第 1 種中高層住居専用地域	208	5.5
第 1 種住居地域	1,010	26.6
第 2 種住居地域	43	1.1
準住居地域	53	1.4
近隣商業地域	206	5.4
商業地域	204	5.4
準工業地域	1,614	42.5
工業地域	363	9.5
工業専用地域	46	1.2

- (5) 自然条件

一宮市は愛知県の北西部にあり、名古屋市までが約 17km、岐阜市までが約 13km と、ほぼ両市の中間に位置している。

本市は木曾川によって運ばれてきた砂や石が堆積して出来た濃尾平野のほぼ中央にあり、市の北東部 (海拔約 16m) から南西部 (海拔約 3m) にかけて緩やかに傾斜している。気候は比較的温暖で、年平均気温は 14℃前後、年間降水量は約 1,800mm である。

河川は、北部から西部にかけて木曾川が約 18km、中心部には日光川が約 17km、東部には五条川が約 2km にわたり流れている。

目次

第1部 公害規制・監視	
第1章 環境保全課の概要	4
(1) 環境保全課の組織及び人員	4
(2) 環境保全課の所掌事務	4
(3) 令和4年度環境保全課の主な事業	5
(4) 環境保全課のあゆみ	7
第2章 公害対策組織	12
(1) 一宮市公害対策組織	12
(2) 開催状況	12
第3章 公害苦情の状況	14
(1) 苦情処理の状況	14
(2) 種類別の苦情件数	14
(3) 典型7公害の発生源別苦情件数	14
第4章 大気汚染	18
(1) 届出の状況	18
(2) 大気汚染の状況	20
① 測定結果（大気常時監視）	21
ア 二酸化硫黄（SO ₂ ）	21
イ 窒素酸化物（NO _x ）	21
ウ 一酸化炭素（CO）	24
エ 浮遊粒子状物質（SPM）	24
オ 光化学オキシダント（O _x ）	26
カ 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	27
キ 非メタン炭化水素（NMHC）	29
② 測定結果（有害大気汚染物質モニタリング）	30
第5章 水質汚濁	34
(1) 届出の状況	34
(2) 水質汚濁の状況	36
① 河川水質調査	36
② 地下水質測定	45
第6章 土壌汚染	48

(1) 届出の状況	48
(2) 土壌汚染の状況	50
第7章 騒音・振動	52
(1) 届出の状況	54
① 特定施設等	54
② 特定建設作業	57
(2) 騒音・振動の状況	58
① 自動車騒音	58
② 道路交通振動	58
③ 新幹線鉄道騒音	62
第8章 地盤沈下	64
(1) 届出の状況	64
(2) 地盤沈下の状況	64
第9章 悪臭	72
(1) 届出の状況	72
(2) 悪臭の状況	73
第10章 ダイオキシン類	76
(1) 届出の状況	76
(2) ダイオキシン類の状況	78
第11章 公害防止管理者等	82
(1) 選任対象	82
(2) 届出の状況	82
第12章 化学物質管理	86
第13章 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸	90
第2部 環境施策	
第1章 環境政策課の概要	94
(1) 環境政策課の組織及び人員	95
(2) 環境政策課の所掌事務	95
(3) 令和4年度環境政策課の主な事業	96
(4) 環境政策課のあゆみ	97
第2章 一宮市環境基本計画	100
第3章 地球温暖化対策実行計画	104
(1) 「第5次エコアクション一宮」	104
ア 温室効果ガスの排出状況	104

イ	グリーン購入の実施状況	106
(2)	いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030	106
(3)	フロン排出抑制法	107
第4章	気候変動対策	110
(1)	家庭部門における低炭素化の促進	110
ア	住宅用地球温暖化対策設備設置補助金	110
イ	省エネ家電製品購入補助金	111
(2)	公共施設における低炭素社会の促進	111
ア	全庁LED化事業の推進	111
イ	地域新電力会社の設立	112
ウ	公共施設等再生可能エネルギー設備導入調査事業	113
第5章	環境教育・学習	116
第3部	資料	
第1章	環境法の体系	120
第2章	一宮市の条例など	124
一宮市環境基本条例		124
一宮市公害対策協議会設置規程		131
一宮市公害対策会議要綱		133
一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例		135
一宮市環境審議会の運営に関する規則		137
令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱		138
一宮市省エネ家電製品購入補助金交付要綱		149
第3章	環境基準・規制基準など	154
大気汚染の基準		154
水質汚濁の基準		156
土壌汚染の基準		161
騒音・振動の基準		164
地盤沈下（地下水揚水）の基準		175
悪臭の基準		176
公害防止管理者等の選任の基準		177
第4章	用語集	180

<おことわり>

本文中の「県条例」は、「県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年10月1日施行）」、その施行前は、「愛知県公害防止条例（昭和46年10月1日施行）」を示す。

第1部

公害規制・監視

第1章

環境保全課の概要

第1章 環境保全課の概要

我が国では、高度経済成長期に、水俣病や四日市ぜんそくを始めとする重大な公害が発生した。その対策のため、昭和42年8月、公害対策基本法が制定され、経済活動と生活環境の調和を図りつつ、各種公害対策が実施されてきた。

この法律の中で、公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、これら7種類を「典型7公害」と呼んでいる。

本市は、伝統ある「せんいのまち」として発展し、紡績、撚糸、染色、織布、整理、修整、縫製、卸などの各工程の企業が集まった一貫生産基地を形づくり栄えてきた。一時は、それらの工場からの水質汚濁、大気汚染、騒音、振動などの公害問題が多く発生していた。

これら公害問題に対応するため、昭和45年9月、一宮市公害対策協議会が設置され、昭和48年、公害関係の業務を行う課として公害交通課が企画課から分離独立して新設された。さらに、平成14年、一宮市が特例市に移行する際に、環境保全課が公害交通課から分離独立して新設された。令和3年、中核市に移行する際に、環境保全課と清掃対策課から分離独立して環境政策課が新設されたが、環境保全課は公害規制・監視を担当する課として現在に至っている。

(1) 環境保全課の組織及び人員（令和5年3月31日現在）

環境保全課 12名（事務職 5名 技術職 7名）

課長 1名——専任課長 1名——公害規制・監視グループ 10名

(2) 環境保全課の所掌事務

- ① 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭による公害対策に関する事務
- ② ダイオキシン類による環境汚染防止に関する事務
- ③ 化学物質の適正管理の促進に関する事務
- ④ 公害に係る苦情相談に関する事務
- ⑤ 公害防止の啓発に関する事務
- ⑥ 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸の衛生対策に関する事務
- ⑦ 不快害虫の発生抑制に関する事務

(3) 令和4年度環境保全課の主な事業

- 4月 20日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
26日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～27日）
- 5月 6日 ダイオキシン類大気環境調査を実施（～13日）
12日 微小粒子状物質成分分析調査を実施（～26日）
18日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
23日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～24日）
- 6月 1日 尾張西部8市町による主要河川水質一斉調査（灌漑期）を実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
21日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～22日）
- 7月 4日 キンガワフユヌスリカ対策協議会を開催
8日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
14日 ダイオキシン類大気環境調査を実施（～21日）
19日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～20日）
21日 微小粒子状物質成分分析調査を実施（～8月4日）
- 8月 3日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
地下水質測定（メッシュ調査）を実施
ダイオキシン類地下水環境測定を実施
ダイオキシン類土壌環境測定を実施
18日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～19日）
- 9月 1日 一般社団法人愛知県環境測定分析協会と災害時における化学物質等の調査に関する協定を締結
13日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
ダイオキシン類公共用水域水質環境測定
15日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～16日）
- 10月 6日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
化学物質等の環境調査に関する訓練を実施
ダイオキシン類公共用水域底質環境測定を実施
ダイオキシン類大気環境調査を実施（～13日）
7日 一宮市公害対策協議会を開催
18日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～19日）
20日 微小粒子状物質成分分析調査を実施（～11月3日）
31日 新幹線鉄道騒音調査を実施
- 11月 8日 一般社団法人愛知県環境測定分析協会と災害時漏えい・飛散した化学物質等の環境調査に関する訓練を実施
15日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～16日）
自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～18日）

- 16日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
- 29日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～12月2日）
- 12月 6日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～9日）
- 7日 尾張西部8市町による主要河川水質一斉調査（非灌漑期）を実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
ダイオキシン類公共用水域水質環境測定
- 8日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～9日）
- 13日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～16日）
- 20日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～23日）
- 1月 5日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施（～6日）
- 12日 ダイオキシン類大気環境調査を実施（～19日）
- 17日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～20日）
- 19日 微小粒子状物質成分分析調査を実施（～2月2日）
- 24日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～27日）
- 31日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～2月3日）
- 2月 1日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
有害大気汚染物質モニタリングを実施（～3日）
- 2日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～3日）
- 7日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～10日）
- 3月 1日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質測定を実施
- 2日 有害大気汚染物質モニタリングを実施（～3日）

(4) 環境保全課のあゆみ（令和3年度以降は、現環境政策課担当分を除く。）

昭和45年	9月	一宮市公害対策協議会を設置
昭和45年	12月	「一宮の公害の現況」を発刊
昭和47年	6月	主要河川水質調査を開始
昭和48年	4月	【機構改革】市長公室企画課から市長公室公害交通課へ分離独立 西尾張地方公害対策連絡協議会を設立
昭和49年	3月	大気中の重金属測定を開始
昭和50年	4月	一宮市公害苦情相談員を設置
平成3年	4月	一宮市生活排水クリーン推進員を設置
平成8年	1月	一宮市公害防除施設整備資金利子補給事業を開始
平成13年	4月	第1次エコアクション一宮（平成13年度～平成17年度）を策定
平成13年	8月	さわやかサマースタイルキャンペーンを開始
平成14年	4月	特例市へ移行 【機構改革】市長公室公害交通課から環境部環境保全課へ分離独立 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制地域及び区域の区分を指定 一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を設置
平成14年	9月	一宮市環境基本計画策定審議会を設置
平成15年	4月	水質汚濁防止法に係る権限移譲 土壌汚染対策法に係る権限移譲 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可等に係る権限移譲
平成16年	3月	一宮市環境基本条例の制定 一宮市環境基本計画（平成16年度～平成25年度）を策定
平成16年	4月	一宮市環境審議会を設置
平成16年	9月	一宮市環境基本計画連絡会議を設置
平成17年	4月	一宮市、尾西市、木曾川町と合併
平成18年	1月	特定建設作業届出を電子申請「あいち電子申請・届出システム」により受付を開始
平成18年	4月	第2次エコアクション一宮（平成18年度～平成22年度）を策定 自動車騒音の状況の常時監視（自動車騒音面的評価）に係る権限移譲
平成18年	5月	緑のカーテン事業のモデル校として小学校2校で実施
平成19年	4月	住宅用太陽光発電施設設置補助事業を開始
平成19年	7月	一宮七夕まつり「打ち水大作戦」を開始
平成20年	8月	レジ袋有料化及びマイバッグ等の持参促進に関する協定を締結
平成20年	10月	レジ袋有料化事業の開始
平成21年	5月	西尾張地方公害対策連絡協議会から尾張西部環境保全連絡協議会へ名称変更
平成22年	5月	緑のカーテン事業を全小中学校で実施
平成22年	10月	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）地球のいのち・交流ステーション事業にブース出展
平成22年	12月	環境保全基金を設立

平成 23 年	2 月	「一宮の公害の現況」から「いちのみやの環境」へ名称変更
平成 23 年	4 月	第 3 次エコアクション一宮（平成 23 年度～平成 27 年度）を策定
平成 23 年	4 月	家庭用燃料電池設置補助事業を開始
平成 23 年	5 月	キソガワフユユスリカ対策協議会を設立
平成 24 年	2 月	キソガワフユユスリカシンポジウムを開催
平成 24 年	4 月	一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 24 年度～令和 2 年度）を策定
		大気汚染防止法（一般粉じん）に係る権限移譲
平成 24 年	5 月	幼児環境教育推進事業を開始
		「さわやかサマースタイルキャンペーン」から「さわやかエコスタイルキャンペーン」へ名称変更
平成 25 年	4 月	悪臭防止法に基づく規制方法を臭気指数規制に変更
		専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸に係る権限移譲
平成 25 年	5 月	大気汚染（PM _{2.5} ）「あんしん防災ネット」による緊急メール配信を開始
平成 26 年	3 月	第 2 次一宮市環境基本計画（平成 26 年度～令和 5 年度）を策定
平成 26 年	4 月	一宮市環境基本計画推進協議会を一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策推進協議会に改編
平成 26 年	9 月	一宮市電力調達に係る環境配慮方針を策定
平成 26 年	10 月	キソガワフユユスリカシンポジウムを開催
平成 26 年	11 月	E S D ユネスコ世界会議あいち・なごや E S D 交流フェスタにブース出展
平成 27 年	2 月	一宮市環境基本計画連絡会議を一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策連絡会議に改編
平成 28 年	3 月	第 4 次エコアクション一宮（平成 28 年度～令和 2 年度）を策定
平成 28 年	10 月	子ども環境イベント（エコフェス）を開始
平成 29 年	8 月	「夏休み集まれ！木曾川ミズベの勇者たち」を開始（公園緑地課・環境保全課・生涯学習課・尾西歴史民俗資料館共催）
平成 31 年	4 月	住宅用太陽光発電施設設置補助事業及び家庭用燃料電池設置補助事業を住宅用地球温暖化対策設備設置補助事業に変更
令和 2 年	3 月	いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030（令和 2 年度～令和 12 年度）を策定
		一宮市公害防除施設設備資金利子補給事業を廃止
		一宮市生活排水クリーン推進員を廃止
令和 2 年	11 月	「Let's エコアクション in AICHI～ふみだそう！未来へつながるエコアクション～」にブース出展
令和 3 年	2 月	第 5 次エコアクション一宮（令和 3 年度～令和 12 年度）を策定
令和 3 年	4 月	中核市へ移行
		【機構改革】環境保全課と清掃対策課から分離独立し、環境政策課が新設。
		大気汚染防止法に係る権限移譲
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に係る権限移譲
		ダイオキシン類対策特別措置法に係る権限移譲
		一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例を施行
		大気汚染常時監視を開始（大気中の重金属測定と降下ばいじん

測定を廃止)
河川底質調査を廃止
令和 4 年 9 月 一般社団法人愛知県環境測定分析協会と災害時における化学物
質等の調査に関する協定を締結

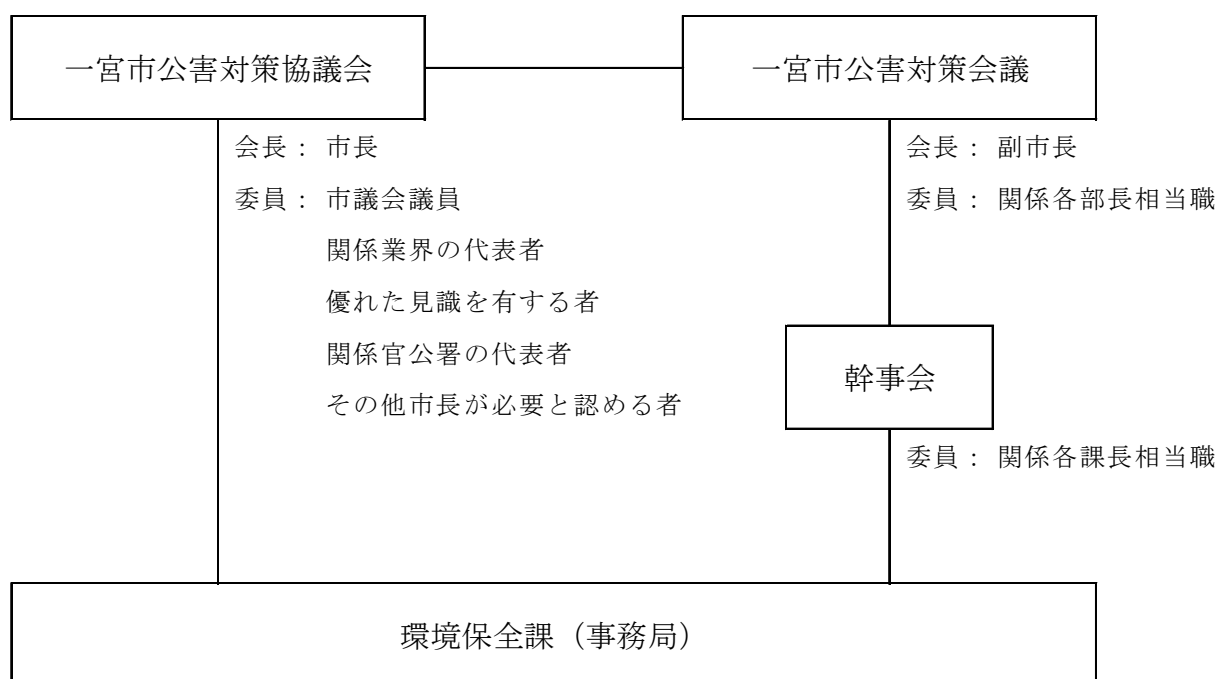
第2章 公害対策組織

第2章 公害対策組織

市民の健康と快適な生活環境を保全するため、昭和45年9月28日、一宮市公害対策協議会設置規定に基づき、一宮市公害対策協議会が設置された。この協議会は毎年度開催し、一宮市の公害対策実績などについて協議している。

また、公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、具体的な対策を立案するために、平成7年12月1日、一宮市公害対策会議要綱に基づき、一宮市公害対策会議が設置された。

(1) 一宮市公害対策組織



(2) 開催状況

(回)

会議名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公害対策協議会	1	1	1
公害対策会議	0	0	0

※令和3年度の公害対策協議会は書面開催

第3章

公害苦情の状況

第3章 公害苦情の状況

(1) 苦情処理の状況

苦情件数は388件で、前年度の374件から14件、比率では3.7%増加した。

(2) 種類別の苦情件数

典型7公害の内、土壌汚染と地盤沈下の苦情件数は0件。

典型7公害以外では、雑草の131件が最も多く、側溝などから発生する不快害虫のユスリカ関係の相談が続いて30件と続き、この2種類で典型7公害以外の苦情のほとんどを占める。種類別苦情件数は図3-1のとおりである。

また、月別の苦情件数は表3-1のとおりであるが、苦情件数が春から夏にかけて増加し、秋から冬にかけて減少するのは、雑草が繁茂する時期により苦情件数が変動するためと考えられる。

(3) 典型7公害の発生源別苦情件数

発生源別の苦情件数では、建設業、製造業による騒音が特に多くなっている。典型7公害の発生源別苦情件数は表3-2のとおりである。

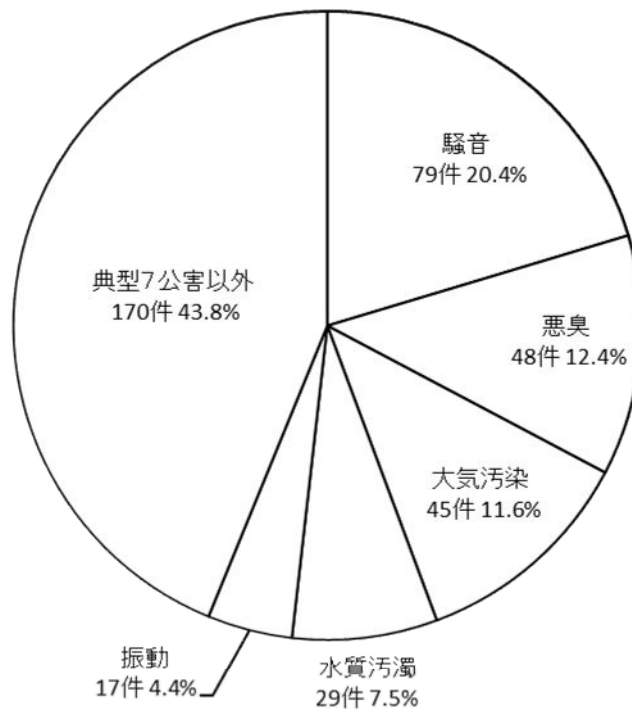


図3-1 種類別の苦情件数

表 3-1 月別の苦情件数

(件)

種類 月	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
	4	5	8	12	2	4	15
5	4	1	11	3	4	19	42
6	1	2	11	0	1	26	41
7	0	0	8	0	2	25	35
8	3	0	4	1	6	25	39
9	0	3	4	1	5	27	40
10	9	2	8	0	8	9	36
11	9	4	4	2	6	8	33
12	2	0	5	1	3	3	14
1	8	4	3	2	4	3	24
2	2	3	3	4	2	1	15
3	2	2	6	1	3	9	23
計	45	29	79	17	48	170	388

表 3-2 典型 7 公害の発生源別の苦情件数

(件)

区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	合計
農業、林業	1	0	0	1	0	0	2	4
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、碎石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	7	1	0	20	11	0	3	42
製造業	1	3	0	15	2	0	10	31
電気・ガス・熱供給・ 水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業	0	1	0	7	0	0	0	8
卸売業、小売業	0	0	0	2	1	0	0	3
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	2	0	0	0	2
学術研究、専門・ 技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業、 飲食サービス業	0	0	0	3	0	0	1	4
生活関連サービス業、 娯楽業	0	0	0	2	0	0	0	2
教育、学習支援業	0	0	0	1	0	0	0	1
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	1	1
複合サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分 類されないもの)	1	1	0	6	1	0	3	12
公務(他に分類さ れるものは除く)	0	0	0	2	1	0	0	3
分類不能の産業	0	0	0	1	0	0	0	1
個人	16	1	0	1	0	0	10	28
不明	19	22	0	16	1	0	18	76
合 計	45	29	0	79	17	0	48	218

第 4 章

大氣污染

第4章 大気汚染

概 況

大気汚染の原因物質として代表的なものは、工場・事業場（以下、「事業場等」という。）の固定発生源からばい煙として排出される硫黄酸化物、浮遊粉じん、窒素酸化物等の有害物質及び自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素等がある。さらに、窒素酸化物と炭化水素が共存する場合、太陽光線（紫外線）の作用を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される光化学オキシダントがある。

二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化炭素（ CO ）、光化学オキシダント（ O_x ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）及び微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）の6物質について、大気保全環境行政の目標として環境基準が定められており、それらを達成するために、大気汚染防止法（以下、「大防法」という。）及び県条例により排出規制が行われている。

(1) 届出の状況

大気関係の規制対象となる事業場等と施設の数等は表4-1のとおりであり、大防法と県条例（大気関係）に基づく各種届出の状況はそれぞれ表4-2及び表4-3のとおりである。

また、事業場等への立入調査状況は表4-4のとおりである。

表4-1 大気関係規制対象事業場・施設数(令和5年3月31日現在)

		施 設 名	事業場数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	1. ボイラー	148	217
		5. 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉		2
		11. 乾燥炉		5
		13. 廃棄物焼却炉		5
		29. ガスタービン		18
		30. ディーゼル機関		67
		31. ガス機関		7
		計		321
	粉じん発生施設	2. 鉱物又は土石の堆積場	7	5
		3. ベルトコンベア及びバケットコンベア		2
		計		7
	揮発性有機化合物排出施設	2. 塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る)	3	2
		4. 印刷回路用銅張積層板、粘着テープもしくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設		2
7. 印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る)		2		
	計		6	
水銀排出施設	8. 廃棄物焼却炉	3	5	
県民の生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	1. ボイラー	60	87
		12. 乾燥炉		3
		32. 金属製品の熱処理施設		2
		33. 繊維の表面加工の用に供する蒸絨施設		7
		35のハ. 接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設		2
		35のホ. 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設		1
		35のヘ. 金属の表面加工の用に供する脱脂施設		3
		44. ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設		1
		計	106	
	粉じん発生施設	2. 鉱物、土石又はチップの堆積場	24	1
		3. ベルトコンベア及びバケットコンベア		13
		4. 破碎機・粉碎機・摩砕機及び研磨機		27
		5. ふるい		1
		6. 打綿機及び混打綿機		2
7. チッパー及び砕木機		2		
8. 吹付け塗装機		1		
	計	47		
炭化水素系物質発生施設	2. ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	33	64	

表4-2 大気汚染防止法による届出状況

(件)

設置（使用）	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
12	0	30	15	5	62

表4-3 県民の生活環境の保全等に関する条例による届出状況

(件)

設置（使用）	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
35	2	13	11	5	66

表4-4 大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による立入調査状況

立入調査内容	件数
事業場立入調査	106
行政指導	40

(2) 大気汚染の状況

松降通大気測定局（以下「松降通」という。）、小信中島大気測定局（以下「小信中島」という。）、木曾川町大気測定局（以下「木曾川町」という。）、平島大気測定局（以下「平島」という。）の計4局において、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等、市内の大気汚染状況を常時監視している。



大気測定局位置図

① 測定結果（大気常時監視）

ア 二酸化硫黄（SO₂）

松降通において測定しており、測定結果は表 4-5 のとおりである。なお、長期的評価及び短期的評価共に環境基準に適合した。

また、年平均値の経年変化は表 4-6 のとおりである。

表 4-5 二酸化硫黄(SO₂)測定結果

松降通		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
	有効測定日数(日)		28	31	30	29	31	30	31	28	31	31	28	31
測定時間(時間)		684	739	713	718	739	716	739	684	740	739	668	740	8,619
月平均値(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	—
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)		0.011	0.010	0.006	0.014	0.015	0.007	0.006	0.006	0.008	0.009	0.007	0.010	—
日平均値の最高値(ppm)		0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	0.002	0.002	0.001	0.003	0.002	0.002	0.002	—

表 4-6 二酸化硫黄(SO₂)年平均値の経年変化

(単位：ppm)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
松降通	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

イ 窒素酸化物（NO_x）

窒素酸化物（NO_x）、一酸化窒素（NO）及び二酸化窒素（NO₂）の測定結果はそれぞれ表 4-7 から表 4-9 のとおりである。なお、二酸化窒素（NO₂）は長期的評価の環境基準が設定されており、すべての測定局において環境基準に適合した。

また、二酸化窒素（NO₂）の年平均値経年変化は表 4-10 及び図 4-1 のとおりである。

表 4-7 窒素酸化物(NOx)測定結果

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
松降通	有効測定日数(日)	28	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	361
	測定時間(時間)	683	739	712	740	739	716	739	684	739	739	668	740	8638
	月平均値(ppm)	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.011	0.013	0.013	0.014	0.012	0.012	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.128	0.052	0.028	0.072	0.024	0.039	0.043	0.051	0.073	0.103	0.065	0.059	—
	日平均値の最高値(ppm)	0.017	0.021	0.016	0.017	0.012	0.018	0.021	0.022	0.023	0.028	0.029	0.023	—
	平均値NO2/(NO+NO2)(%)	86.0	89.9	87.0	81.5	86.0	85.7	84.7	85.8	79.9	79.4	84.4	87.7	—
小信中島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
	測定時間(時間)	716	739	713	740	738	716	739	685	740	739	667	740	8672
	月平均値(ppm)	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.009	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.022	0.033	0.032	0.024	0.021	0.046	0.043	0.050	0.052	0.070	0.052	0.041	—
	日平均値の最高値(ppm)	0.011	0.019	0.014	0.014	0.009	0.014	0.016	0.021	0.020	0.022	0.023	0.021	—
	平均値NO2/(NO+NO2)(%)	90.8	91.6	89.0	85.1	85.9	84.9	86.5	88.2	82.7	83.1	85.1	89.2	—
木曾川町	有効測定日数(日)	30	31	30	7	—	—	19	28	31	31	28	31	266
	測定時間(時間)	716	739	713	193	—	—	465	685	740	736	666	739	6392
	月平均値(ppm)	0.007	0.009	0.008	0.008	—	—	0.009	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.022	0.033	0.027	0.020	—	—	0.033	0.040	0.059	0.068	0.070	0.056	—
	日平均値の最高値(ppm)	0.011	0.018	0.015	0.012	—	—	0.014	0.019	0.019	0.022	0.026	0.022	—
	平均値NO2/(NO+NO2)(%)	87.1	80.1	70.8	71.1	—	—	87.1	86.6	82.5	81.9	84.5	88.6	—
平島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
	測定時間(時間)	716	739	716	740	736	716	739	687	740	739	668	740	8676
	月平均値(ppm)	0.016	0.015	0.015	0.013	0.013	0.014	0.019	0.021	0.023	0.023	0.024	0.021	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.065	0.059	0.058	0.056	0.050	0.054	0.081	0.082	0.109	0.149	0.105	0.087	—
	日平均値の最高値(ppm)	0.023	0.030	0.027	0.023	0.025	0.025	0.031	0.036	0.039	0.047	0.050	0.036	—
	平均値NO2/(NO+NO2)(%)	75.3	80.0	75.4	73.1	75.3	71.9	69.0	69.3	63.7	63.4	65.3	73.3	—

表 4-8 一酸化窒素(NO)測定結果

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
松降通	有効測定日数(日)	28	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	361
	測定時間(時間)	683	739	712	740	739	716	739	684	739	739	668	740	8638
	月平均値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.075	0.028	0.013	0.059	0.008	0.024	0.021	0.018	0.045	0.066	0.040	0.023	—
	日平均値の最高値(ppm)	0.005	0.004	0.003	0.006	0.002	0.005	0.005	0.004	0.007	0.009	0.009	0.004	—
小信中島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
	測定時間(時間)	716	739	713	740	738	716	739	685	740	739	667	740	8672
	月平均値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.005	0.006	0.021	0.008	0.010	0.035	0.015	0.014	0.022	0.038	0.030	0.014	—
木曾川町	有効測定日数(日)	30	31	30	7	—	—	19	28	31	31	28	31	266
	測定時間(時間)	716	739	713	193	—	—	465	685	740	736	666	739	6392
	月平均値(ppm)	0.001	0.002	0.002	0.002	—	—	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.005	0.008	0.012	0.013	—	—	0.012	0.028	0.039	0.045	0.048	0.031	—
平島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
	測定時間(時間)	716	739	716	740	736	716	739	687	740	739	668	740	8676
	月平均値(ppm)	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004	0.006	0.007	0.009	0.009	0.008	0.006	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.036	0.028	0.031	0.033	0.026	0.030	0.052	0.045	0.076	0.114	0.068	0.047	—
平島	日平均値の最高値(ppm)	0.008	0.011	0.008	0.009	0.007	0.009	0.012	0.014	0.019	0.024	0.023	0.012	—

表 4-9 二酸化窒素(NO₂)測定結果

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
松降通	有効測定日数(日)	28	31	30	31	31	30	31	28	31	28	31	361	
	測定時間(時間)	683	739	712	740	739	716	739	684	739	739	668	740	8638
	月平均値(ppm)	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.009	0.011	0.010	0.011	0.010	0.011	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.053	0.036	0.021	0.023	0.024	0.024	0.029	0.045	0.047	0.044	0.036	0.046	—
	日平均値の最高値(ppm)	0.013	0.019	0.014	0.013	0.011	0.013	0.016	0.019	0.017	0.023	0.021	0.021	—
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小信中島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31
測定時間(時間)		716	739	713	740	738	716	739	685	740	739	667	740	8672
月平均値(ppm)		0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.008	0.009	0.009	0.009	0.009	0.010	—
1時間値の最高値(ppm)		0.019	0.032	0.028	0.022	0.020	0.018	0.028	0.045	0.036	0.036	0.033	0.040	—
日平均値の最高値(ppm)		0.010	0.018	0.012	0.012	0.008	0.012	0.014	0.019	0.015	0.019	0.017	0.019	—
1時間値が0.2ppmを超えた時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曽川町		有効測定日数(日)	30	31	30	7	—	—	19	28	31	31	28	31
	測定時間(時間)	716	739	713	193	—	—	465	685	740	739	666	739	6392
	月平均値(ppm)	0.007	0.007	0.006	0.006	—	—	0.008	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	—
	1時間値の最高値(ppm)	0.021	0.033	0.019	0.014	—	—	0.025	0.036	0.031	0.036	0.032	0.039	—
	日平均値の最高値(ppm)	0.010	0.017	0.011	0.009	—	—	0.012	0.017	0.015	0.018	0.018	0.020	—
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数(時間)	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	平島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31
測定時間(時間)		716	739	716	740	736	716	739	687	740	739	668	740	8676
月平均値(ppm)		0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.013	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	—
1時間値の最高値(ppm)		0.032	0.044	0.033	0.028	0.034	0.033	0.044	0.053	0.046	0.049	0.047	0.055	—
日平均値の最高値(ppm)		0.016	0.023	0.019	0.016	0.018	0.018	0.021	0.026	0.022	0.029	0.027	0.028	—
1時間値が0.2ppmを超えた時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 4-10 二酸化窒素(NO₂)年平均値の経年変化

(単位: ppm)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
松降通	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.010	0.009
小信中島	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
木曽川町	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
平島	—	—	—	—	—	—	—	—	0.014	0.013

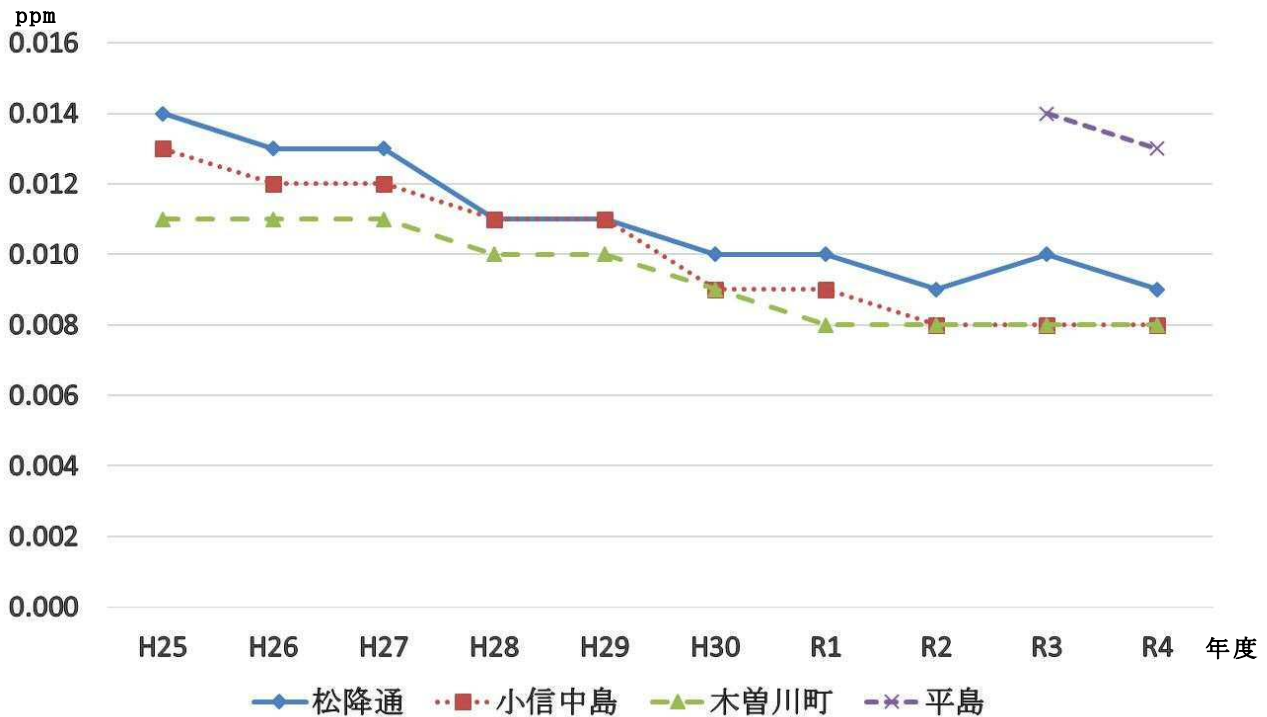


図 4-1 二酸化窒素(NO₂)年平均値の経年変化

ウ 一酸化炭素 (CO)

平島において測定しており、測定結果は表 4-11 のとおりであり、長期的評価及び短期的評価共に環境基準に適合した。

また、年平均値の経年変化は表 4-12 のとおりである。

表4-11 一酸化炭素(CO)測定結果

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
平島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
	測定時間(時間)	716	739	716	738	739	716	739	687	740	739	668	740	8677
	月平均値(ppm)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	-
	8時間値が20ppmを超えた回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値(ppm)	0.5	0.7	0.7	0.7	0.5	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.6	-
	日平均値の最高値(ppm)	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	-
	1時間値が30ppm以上になったことがある日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 4-12 一酸化炭素(CO)年平均値の経年変化

(単位：ppm)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
平島	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3	0.2

エ 浮遊粒子状物質 (SPM)

測定結果は表 4-13 のとおりであり、すべての測定局において、長期的評価及び短期的評価共に環境基準に適合した。

また、年平均値の経年変化は表 4-14 及び図 4-2 のとおりである。

表4-13 浮遊粒子状物質(SPM)測定結果

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
松降通	有効測定日数(日)	28	31	30	31	31	30	31	28	31	28	31	361	
	測定時間(時間)	687	742	719	742	742	718	743	688	743	742	671	742	8679
	月平均値(mg/m ³)	0.015	0.014	0.014	0.013	0.016	0.014	0.011	0.013	0.008	0.010	0.009	0.017	—
	1時間値が ^〇 0.20mg/m ³ を超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が ^〇 0.10mg/m ³ を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値(mg/m ³)	0.042	0.041	0.040	0.035	0.058	0.047	0.032	0.049	0.045	0.057	0.038	0.054	—
	日平均値の最高値(mg/m ³)	0.026	0.025	0.026	0.021	0.035	0.033	0.020	0.025	0.013	0.023	0.015	0.033	—
	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
小信中島	測定時間(時間)	718	742	718	741	740	718	742	688	742	742	670	742	8703
	月平均値(mg/m ³)	0.013	0.013	0.013	0.012	0.015	0.012	0.009	0.011	0.006	0.007	0.007	0.012	—
	1時間値が ^〇 0.20mg/m ³ を超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が ^〇 0.10mg/m ³ を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値(mg/m ³)	0.037	0.053	0.046	0.049	0.080	0.048	0.039	0.051	0.027	0.051	0.023	0.043	—
	日平均値の最高値(mg/m ³)	0.026	0.024	0.025	0.021	0.031	0.025	0.018	0.024	0.010	0.018	0.010	0.024	—
	有効測定日数(日)	30	31	30	10	31	5	19	28	31	31	28	31	305
	木曾川町	測定時間(時間)	718	742	718	251	741	129	468	688	742	739	671	742
月平均値(mg/m ³)		0.012	0.012	0.013	0.012	0.016	0.009	0.008	0.009	0.004	0.007	0.008	0.015	—
1時間値が ^〇 0.20mg/m ³ を超えた時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が ^〇 0.10mg/m ³ を超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(mg/m ³)		0.047	0.062	0.076	0.053	0.078	0.039	0.045	0.053	0.030	0.058	0.027	0.054	—
日平均値の最高値(mg/m ³)		0.028	0.029	0.030	0.020	0.041	0.012	0.015	0.023	0.009	0.022	0.012	0.033	—
有効測定日数(日)		30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
平島		測定時間(時間)	719	742	717	742	743	718	743	689	743	742	671	742
	月平均値(mg/m ³)	0.016	0.015	0.015	0.014	0.017	0.015	0.012	0.013	0.009	0.010	0.010	0.018	—
	1時間値が ^〇 0.20mg/m ³ を超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が ^〇 0.10mg/m ³ を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値(mg/m ³)	0.041	0.046	0.050	0.043	0.047	0.049	0.041	0.044	0.050	0.047	0.030	0.044	—
	日平均値の最高値(mg/m ³)	0.029	0.027	0.026	0.023	0.035	0.036	0.022	0.025	0.015	0.022	0.016	0.033	—

表 4-14 浮遊粒子状物質(SPM)年平均値の経年変化

(単位: mg/m³)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
松降通	0.023	0.021	0.020	0.018	0.014	0.014	0.012	0.011	0.011	0.013
小信中島	0.022	0.021	0.019	0.017	0.017	0.013	0.013	0.013	0.011	0.011
木曾川町	0.018	0.019	0.018	0.014	0.014	0.017	0.014	0.013	0.010	0.011
平島	—	—	—	—	—	—	—	—	0.013	0.014

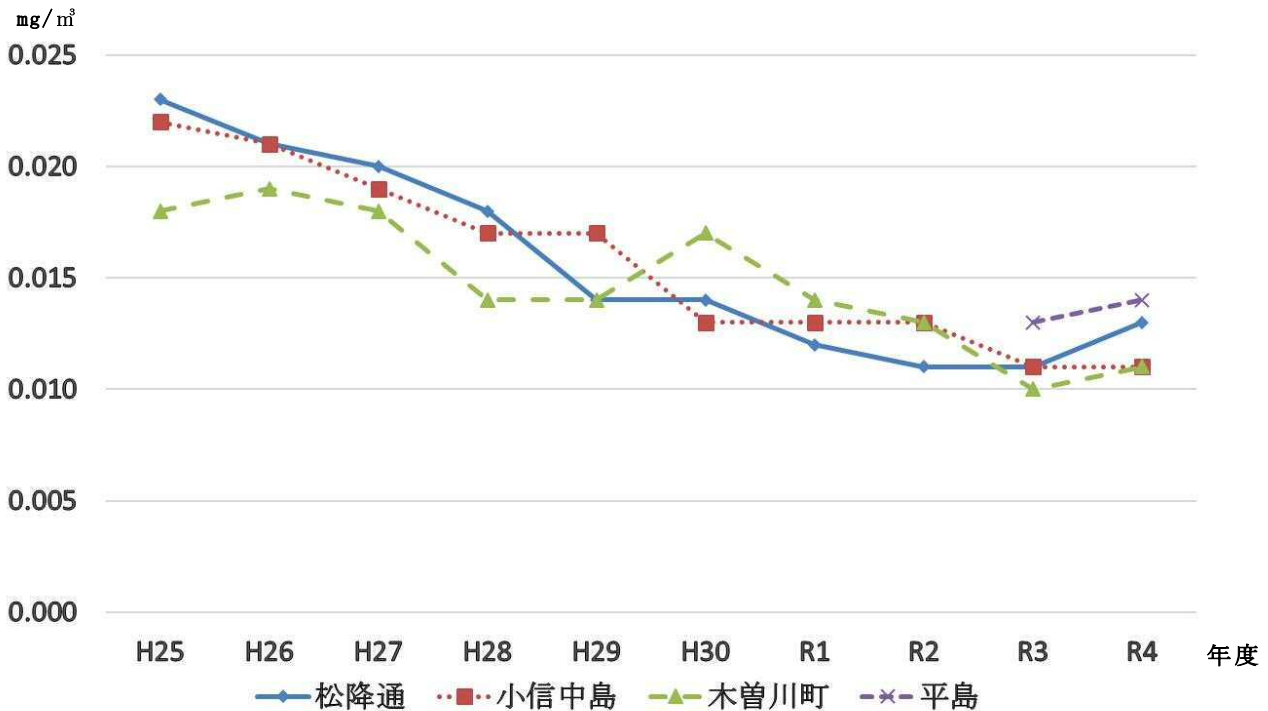


図 4-2 浮遊粒子状物質(SPM)年平均値の経年変化

オ 光化学オキシダント (Ox)

測定結果は表 4-15 のとおりであり、すべての測定局において短期的評価の環境基準に適合しなかった。なお、長期的評価の環境基準は設定されていない。

また、年平均値(昼間日最高1時間値の年平均値)の経年変化は表 4-16 及び図 4-3 のとおりである。

表4-15 光化学オキシダント(Ox)測定結果

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
松降通	昼間測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	昼間測定時間(時間)	426	465	446	465	465	450	465	427	459	465	420	465	5418
	昼間の1時間値の平均値(ppm)	0.043	0.049	0.037	0.029	0.034	0.032	0.027	0.026	0.024	0.025	0.031	0.037	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	10	19	10	6	7	8	2	0	0	0	0	5	67
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	56	120	44	16	19	34	5	0	0	0	0	10	304
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.080	0.090	0.078	0.084	0.093	0.103	0.066	0.059	0.041	0.045	0.053	0.070	—
	昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)	0.055	0.064	0.054	0.046	0.051	0.049	0.041	0.038	0.034	0.035	0.041	0.050	—
小信中島	昼間測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	昼間測定時間(時間)	450	465	446	465	465	450	465	432	461	465	420	465	5449
	昼間の1時間値の平均値(ppm)	0.045	0.050	0.040	0.032	0.034	0.033	0.030	0.027	0.026	0.028	0.033	0.040	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	13	18	15	10	8	10	2	0	0	0	0	5	81
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	74	131	53	38	20	31	6	0	0	0	0	17	370
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.085	0.093	0.087	0.084	0.093	0.103	0.069	0.059	0.044	0.049	0.055	0.073	—
	昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)	0.058	0.065	0.058	0.049	0.052	0.051	0.044	0.039	0.036	0.037	0.043	0.053	—
木曾川町	昼間測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	昼間測定時間(時間)	450	465	446	465	465	450	465	429	458	465	420	464	5442
	昼間の1時間値の平均値(ppm)	0.042	0.048	0.039	0.030	0.032	0.032	0.028	0.026	0.025	0.026	0.032	0.038	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	12	17	14	8	6	10	2	1	0	0	0	5	75
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	62	109	46	24	12	33	8	1	0	0	0	16	311
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.082	0.094	0.084	0.084	0.093	0.106	0.069	0.061	0.043	0.046	0.055	0.072	—
	昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)	0.056	0.064	0.057	0.049	0.050	0.051	0.043	0.040	0.035	0.037	0.042	0.052	—
平島	昼間測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	昼間測定時間(時間)	450	465	443	465	465	450	465	430	461	465	420	465	5444
	昼間の1時間値の平均値(ppm)	0.040	0.045	0.035	0.028	0.030	0.030	0.026	0.024	0.022	0.023	0.028	0.034	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	9	14	8	9	3	7	2	0	0	0	0	1	53
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	45	90	27	19	7	24	4	0	0	0	0	1	217
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.081	0.087	0.077	0.093	0.082	0.096	0.069	0.057	0.041	0.045	0.052	0.063	—
	昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)	0.054	0.060	0.051	0.046	0.047	0.046	0.040	0.036	0.033	0.034	0.039	0.048	—

表 4-16 光化学オキシダント(Ox)年平均値(昼間日最高1時間値の年平均値)の経年変化(単位:ppm)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
松降通	0.047	0.047	0.047	0.045	0.046	0.046	0.048	0.046	0.048	0.047
小信中島	0.050	0.048	0.048	0.048	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.049
木曾川町	0.050	0.050	0.049	0.050	0.050	0.048	0.049	0.047	0.049	0.048
平島	—	—	—	—	—	—	—	—	0.045	0.045

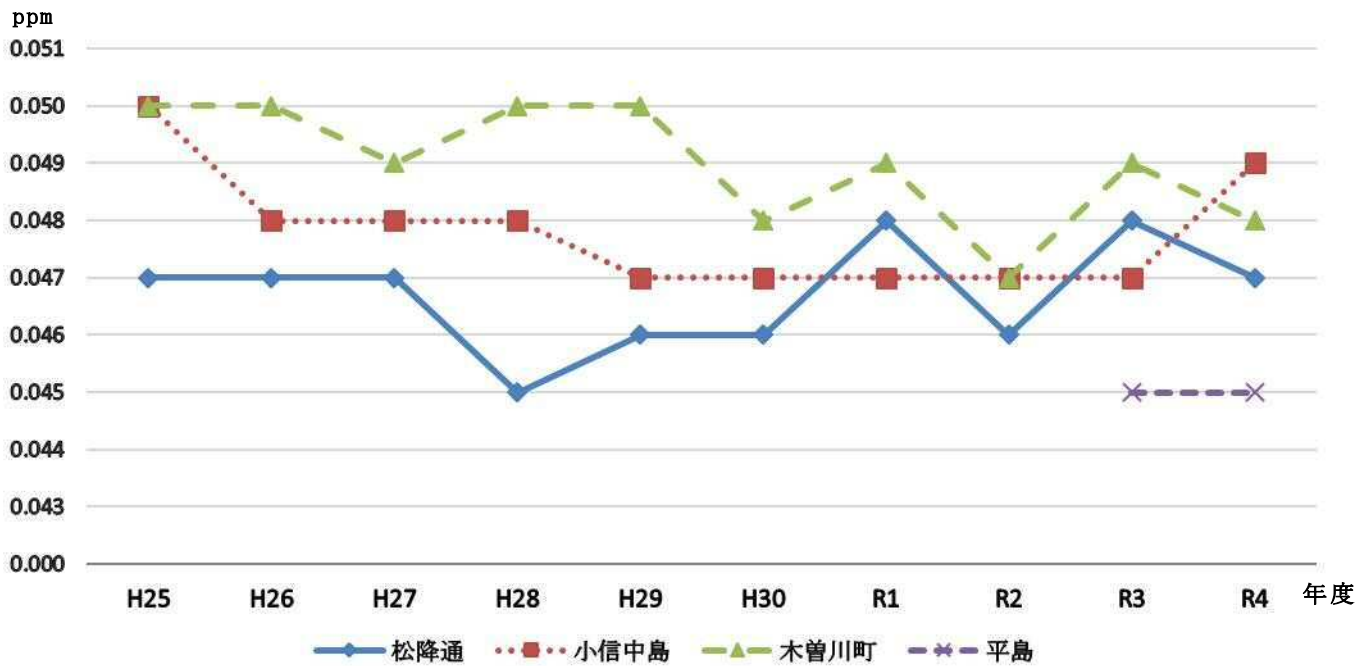


図 4-3 光化学オキシダント(Ox)年平均値(昼間日最高1時間値の年平均値)の経年変化

カ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

測定結果は表 4-17 のとおりであり、すべての測定局において、長期的評価及び短期的評価共に環境基準に適合した。

また、年平均値の経年変化は表 4-18 及び図 4-4 のとおりである。

松降通では微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の成分を季節ごとに分析している。

その平均値の結果は図 4-5 のとおりである。

季節ごとの測定期間

春季：令和 4 年 5 月 12 日から令和 4 年 5 月 26 日まで

夏季：令和 4 年 7 月 21 日から令和 4 年 8 月 4 日まで

秋季：令和 4 年 10 月 20 日から令和 4 年 11 月 3 日まで

冬季：令和 5 年 1 月 19 日から令和 5 年 2 月 2 日まで

表4-17 微小粒子状物質(PM_{2.5})測定結果

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
松降通	有効測定日数(日)	28	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	361
	月平均値(μg/m ³)	10.2	11.0	9.0	7.3	8.5	7.8	7.5	8.8	6.0	7.6	7.2	11.0	—
	日平均値の最高値(μg/m ³)	18.2	21.1	16.7	15.6	17.2	14.2	13.5	19.0	9.7	18.3	11.6	23.8	—
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小信中島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
	月平均値(μg/m ³)	11.0	11.7	9.7	7.6	8.7	7.8	7.3	9.1	6.0	7.1	7.2	11.0	—
	日平均値の最高値(μg/m ³)	19.2	22.2	18.3	16.3	18.9	14.8	15.5	20.6	9.7	18.9	12.8	22.4	—
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曽川町	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
	月平均値(μg/m ³)	10.2	10.5	9.1	7.1	8.2	7.7	6.9	8.5	5.4	6.6	6.6	10.6	—
	日平均値の最高値(μg/m ³)	18.6	20.6	17.8	14.9	17.5	15.0	13.5	19.1	9.1	18.8	11.5	22.2	—
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平島	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
	月平均値(μg/m ³)	10.7	10.9	9.7	7.8	9.4	8.4	7.9	9.5	6.8	8.3	7.8	11.7	—
	日平均値の最高値(μg/m ³)	19.6	20.8	17.1	15.6	17.1	15.1	14.2	20.8	10.8	18.5	14.4	23.4	—
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4-18 微小粒子状物質(PM_{2.5})年平均値の経年変化

(単位: μg/m³)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
松降通	15.9	15.2	14.2	13.2	12.4	11.6	10.2	9.6	8.0	8.5
小信中島	—	—	—	—	—	—	—	—	8.2	8.7
木曽川町	—	—	—	—	—	—	—	—	7.6	8.1
平島	—	—	—	—	—	—	—	—	8.4	9.1

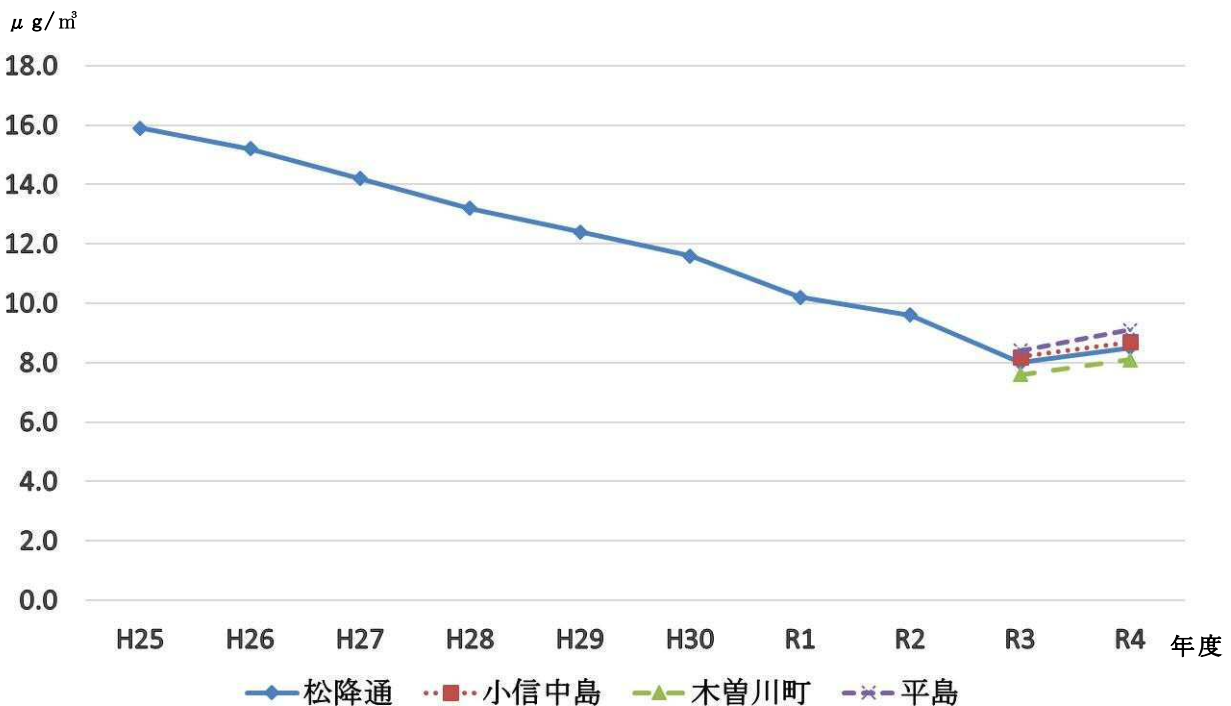


図4-4 微小粒子状物質(PM_{2.5})年平均値の経年変化

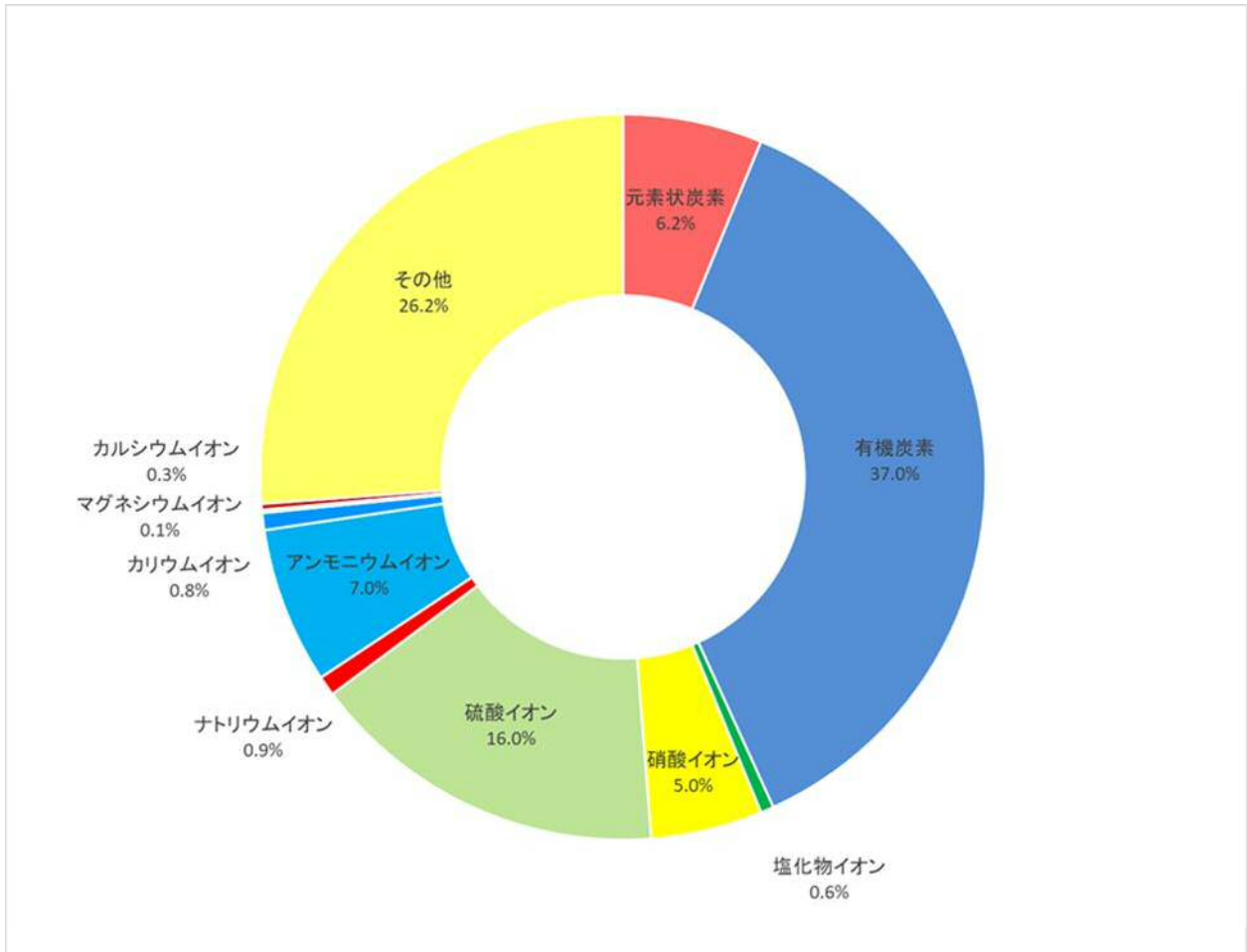


図 4-5 微小粒子状物質(PM_{2.5})の成分分析結果(松降通)

キ 非メタン炭化水素 (NMHC)

松降通において測定しており、測定結果は表4-19のとおりである。また、6時～9時における年平均値の経年変化は表4-20及び図4-6のとおりである。

表4-19 非メタン炭化水素(NMHC)測定結果

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
測定時間(時間)	679	712	712	735	713	578	740	711	732	739	667	737	8455
月平均値(ppmC)	0.13	0.17	0.17	0.24	0.26	0.15	0.15	0.16	0.12	0.12	0.12	0.13	—
6～9時における平均値(ppmC)	0.14	0.15	0.17	0.22	0.26	0.15	0.14	0.17	0.17	0.17	0.14	0.15	—
6～9時測定日数(日)	27	30	30	31	30	24	31	30	31	30	28	30	352
6～9時3時間平均値の最高値(ppmC)	0.25	0.34	0.33	0.46	0.45	0.24	0.20	0.52	0.32	0.43	0.31	0.31	—
6～9時3時間平均値の最低値(ppmC)	0.05	0.05	0.05	0.07	0.07	0.07	0.07	0.04	0.00	0.03	0.03	0.04	—
6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数(日)	2	7	7	15	20	2	0	9	11	11	5	8	97
6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数(日)	0	1	1	4	8	0	0	2	2	1	0	0	19

表 4-20 非メタン炭化水素(NMHC)6時~9時における年平均値の経年変化 (単位: ppmC)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
松降通	0.18	0.16	0.17	0.19	0.16	0.17	0.17	0.13	0.19	0.17

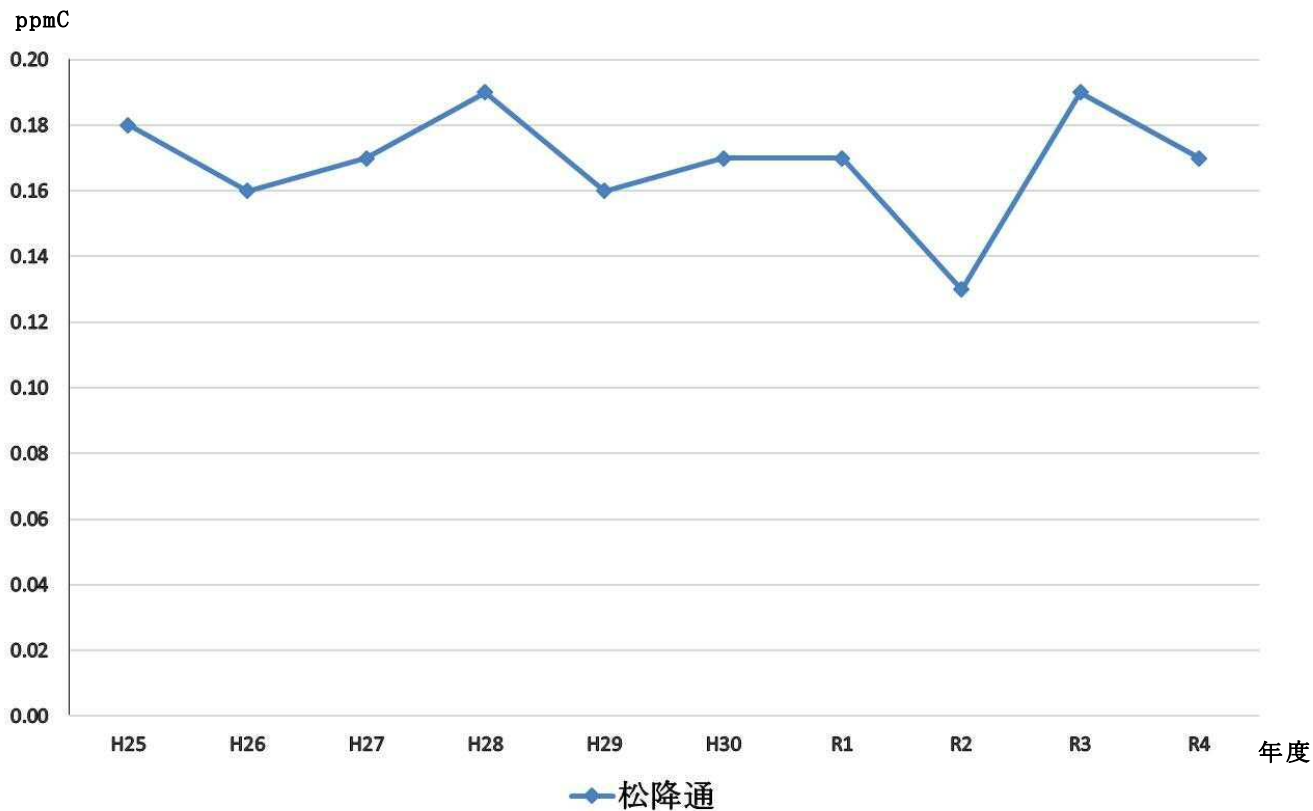


図 4-6 非メタン炭化水素(NMHC)年平均値の経年変化

② 測定結果 (有害大気汚染物質モニタリング)

松降通及び平島において測定している。測定結果は表 4-21 のとおりであり、すべて環境基準及び指針値に適合した。

表4-21 有害大気汚染物質の測定結果

測定物質	測定地点	最大値	最小値	年平均値	適合状況	基準等
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.87	0.25	0.58	適合	3以下 (環境基準)
	平島	0.97	0.32	0.63	適合	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.85	0.063	0.27	適合	130以下 (環境基準)
	平島	0.45	0.060	0.20	適合	
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.096	不検出	0.027	適合	200以下 (環境基準)
	平島	0.062	不検出	0.012	適合	
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	2.0	0.55	1.1	適合	150以下 (環境基準)
	平島	4.4	0.57	1.5	適合	
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.020	不検出	0.0056	適合	2以下 (指針値)
	平島	0.019	不検出	0.0072	適合	
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	不検出	不検出	不検出	適合	10以下 (指針値)
	平島	不検出	不検出	不検出	適合	
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.20	0.039	0.096	適合	18以下 (指針値)
	平島	0.20	0.037	0.098	適合	
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.15	0.025	0.060	適合	1.6以下 (指針値)
	平島	0.15	0.021	0.056	適合	
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	1.8	1.2	1.5	適合	40以下 (指針値)
	平島	1.8	1.2	1.4	適合	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	松降通	1.7	0.45	0.90	適合	25以下 (指針値)
	平島	4.1	0.62	1.3	適合	
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	1.3	0.19	0.57	適合	6以下 (指針値)
	平島	1.6	0.17	0.67	適合	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.029	不検出	0.0097	適合	2.5以下 (指針値)
	平島	0.050	不検出	0.019	適合	
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	11	2.2	5.8	適合	140以下 (指針値)
	平島	14	4.8	9.0	適合	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	1.6	0.98	1.1	適合	94以下 (指針値)
	平島	1.6	1.0	1.2	適合	
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	3.1	0.85	1.6	適合	120以下 (指針値)
	平島	3.6	1.0	1.8	適合	
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	5.9	1.3	3.2	—	—
	平島	9.4	1.5	4.4	—	
酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	0.13	0.020	0.052	—	—
	平島	0.090	0.027	0.052	—	
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	松降通	4.3	0.83	1.9	—	—
	平島	4.9	1.1	2.2	—	
ベリリウム及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	0.0085	不検出	0.0047	—	—
	平島	0.015	0.0015	0.0079	—	
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	松降通	4.8	0.57	1.6	—	—
	平島	8.7	1.1	3.0	—	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	松降通	0.15	0.0090	0.066	—	—
	平島	0.30	0.022	0.084	—	

注) 環境基準及び指針値は年平均値による

第 5 章

水質汚濁

第5章 水質汚濁

概 況

水質汚濁は、昭和30年以降の都市化や工業化の急激な進行により表面化し、昭和40年代には深刻な状況となった。

そこで、昭和46年に水質汚濁防止法（以下、「水濁法」という。）が施行され、工場・事業場（以下、「事業場等」という。）の排水規制を実施することにより、当初の危機的状況にあった公共用水域の水質は大幅に改善された。

しかし、現在でも閉鎖性水域では水質環境基準が十分に達成されていないことや、地下水の汚染など様々な問題が発生している。そのため、水濁法では、水質総量削減制度の導入を始め、新たに規制対象物質を加えるなどの改正が繰り返され、排水規制の強化が進められている。さらに、近年では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う事業場等に対し、様々な義務を課している。

愛知県では、閉鎖性水域である伊勢湾の浄化対策として、昭和53年6月から水質総量削減制度が導入されており、現在は第9次水質総量削減計画が策定されている。

また、水質保全の目標として、環境基準が定められている。この基準は、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準であり、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の二つからなっている。健康項目は全ての公共用水域で一律に同じ基準だが、生活環境項目は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が指定され、類型ごとに基準が定められている。

(1) 届出の状況

水濁法の規制対象となる事業場等の数は表5-1のとおりであり、届出の状況は表5-2のとおりである。

また、事業場等への立入調査状況は表5-3のとおりである。

表 5-1 水質汚濁防止法対象事業場数(令和5年3月31日現在)

特定施設の種 類・番 号	特定事業場数	未規制事業場数	規制事業場数	総量規制対象事業場数	
畜 房	1 の 2	3	1	2	0
食 料 品 等 製 造 業	2	4	2	2	1
	3	2	1	1	0
	4	6	2	4	3
	5	1	1	0	0
	9	1	1	0	0
	11	1	1	0	0
	12	1	0	1	1
	16	2	1	1	0
	17	5	4	1	0
	18 の 2	2	2	0	0
	計	25	15	10	5
織 維 工 業	19	37	11	26	4
合 板 製 造 業	21 の 3	1	1	0	0
印 刷	23 の 2	2	2	0	0
合 成 樹 脂 製 造 業	33	1	1	0	0
窯 業	53	1	0	1	0
	54	2	2	0	0
	55	1	1	0	0
	計	4	3	1	0
金 属 機 械	63	7	5	2	0
表 面 処 理 鋼 材	65	6	4	2	0
	66	1	0	1	0
	計	7	4	3	0
旅 館	66 の 3	13	5	8	7
飲 食 店 等	66 の 4	2	0	2	2
	66 の 5	6	3	3	3
	66 の 6	5	5	0	0
	66 の 7	1	1	0	0
	計	14	9	5	5
洗 た く 業	67	52	52	0	0
現 像 洗 浄	68	2	0	2	0
病 院	68 の 2	1	1	0	0
地 方 卸 売 業	69 の 2	1	0	1	1
自 動 車 分 解 整 備 事 業	70 の 2	3	2	1	0
車 両 洗 浄	71	105	105	0	0
科 学 研 究	71 の 2	10	1	9	0
ご み 処 理	71 の 3	1	0	1	0
産 廃 処 理	71 の 4	2	1	1	1
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	71 の 5	2	0	2	0
し 尿 処 理	72	21	1	20	18
下 水 道	73	2	0	2	2
小 計		316	220	96	43
指 定 地 域 特 定 施 設		84	74	10	10
合 計		400	294	106	53

表5-2 水質汚濁防止法による届出状況

設置（使用）	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
40	10	39	34	12	135

表 5-3 水質汚濁防止法による立入調査状況

立 入 調 査 内 容	件 数
特 定 事 業 場 立 入 調 査	204
規 制 対 象 事 業 場 採 水 検 査	60
行 政 指 導	76

(2) 水質汚濁の状況

令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、日光川北今橋・板倉橋と地下水の常時監視を行った。また、あわせて日光川・五条川等主要河川の水質測定を実施し、市内の水質汚濁の状況を監視している。

① 河川水質調査

全流域が生活環境の保全に関する環境基準D類型及び水生生物の保全に係る水質環境基準生物B類型の指定を受けている日光川については、環境基準点の北今橋（萩原町）と補助点の板倉橋（三条）で毎月水質測定を実施した。測定結果は表5-4のとおりであり、生活環境項目、健康項目のいずれも環境基準に適合した。

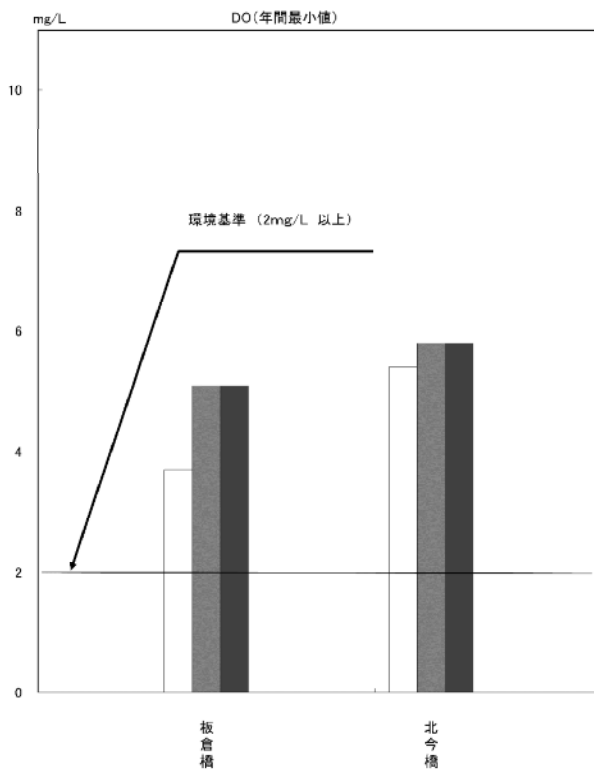
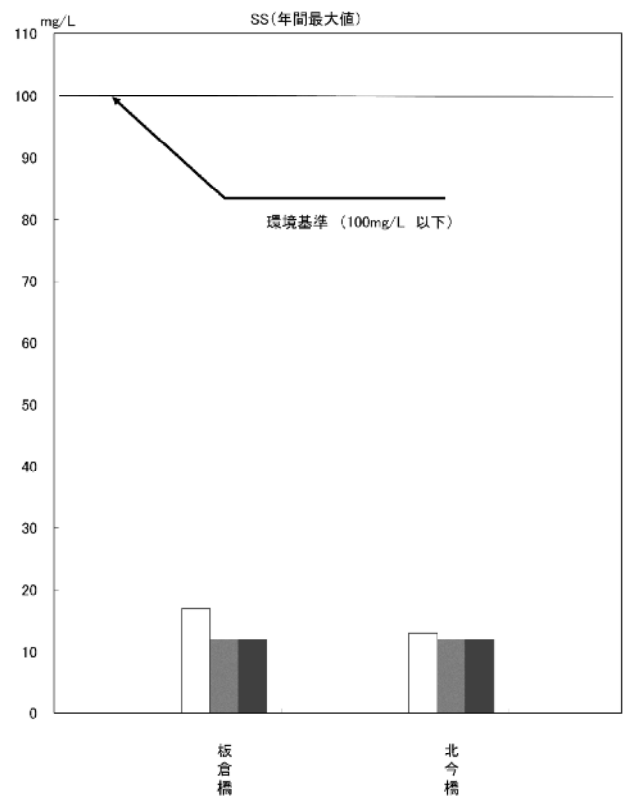
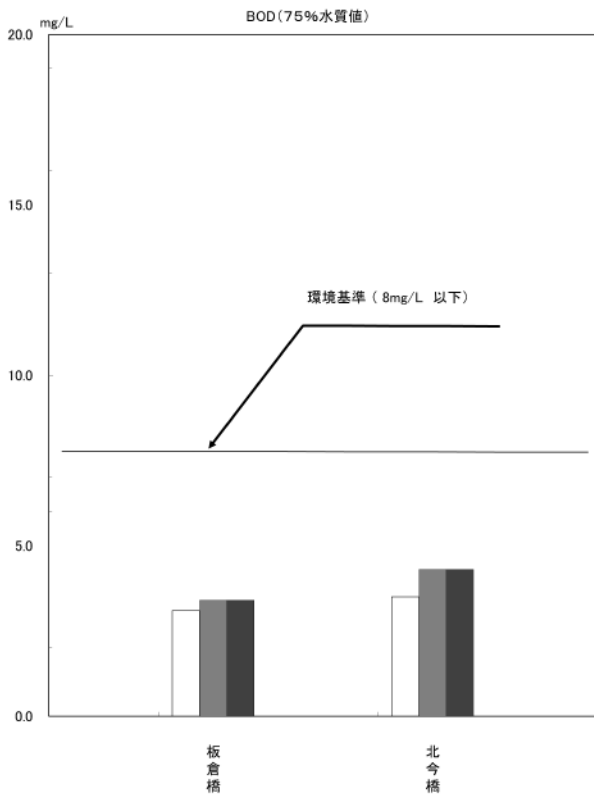
日光川における水質の経年変化の状況は図5-1のとおりである。

また、尾張西部地域の主要河川における水質の状況を確認するため関係8市町で連携し、6月（灌漑期）及び12月（非灌漑期）の同日に水質調査を実施した。一宮市では、日光川、五条川、大江川等の市内主要12河川23地点で水質測定を実施した。各河川別の測定結果は表5-5のとおりである。また、河川水質測定地点は図5-2のとおりである。

表 5-4 公共用水域水質測定計画に基づく測定結果

地点		日光川・北今橋（萩原）												
項目	単位	年度	月											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活環境項目	pH	R2	7.2	7.0	7.0	6.8	7.1	6.9	6.8	6.8	7.0	6.9	6.9	6.9
		R3	7.0	6.9	7.0	7.1	6.9	6.9	7.1	7.0	7.5	7.0	7.1	7.0
		R4	7.1	7.0	7.4	7.0	7.3	7.0	7.0	7.2	7.2	7.1	7.1	7.1
	BOD	R2	2.9	3.0	3.8	1.9	1.8	1.9	1.5	2.4	6.2	6.4	3.1	3.5
		R3	5.0	1.1	1.5	1.5	2.5	1.1	1.7	3.7	2.7	4.3	6.1	7.2
		R4	2.1	1.4	1.4	2.8	0.9	0.6	0.8	1.7	3.4	2.0	4.9	3.6
	COD	R2	10	6.2	7.1	4.0	3.8	4.7	3.8	3.9	9.4	9.7	8.1	9.7
		R3	8.2	3.5	4.5	5.0	5.3	3.2	4.8	7.3	5.9	6.8	8.8	9.7
		R4	7.2	5.9	4.7	5.2	3.7	3.4	6.1	7.3	5.0	6.3	7.3	8.1
	SS	R2	8	7	10	13	5	9	11	4	7	7	6	8
		R3	4	6	12	8	6	6	4	3	5	6	9	11
		R4	9	9	9	11	9	10	4	6	5	6	7	6
DO	R2	6.9	7.6	7.9	7.2	6.9	6.3	5.4	5.4	6.0	5.8	6.6	5.4	
	R3	7.3	8.9	8.2	7.2	6.6	7.3	6.6	6.1	6.6	7.5	7.2	5.8	
	R4	6.6	8.1	7.8	7.0	7.2	7.2	5.8	6.4	6.3	7.0	6.4	6.1	
n-ヘキサン抽出物質	R2	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-	
	R3	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-	
	R4	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-	
全窒素	R2	1.9	1.1	1.3	1.0	0.84	0.82	1.7	1.9	2.5	3.9	2.4	3.1	
	R3	2.1	1.1	1.0	0.94	1.4	1.0	1.8	2.5	3.0	4.2	3.9	4.5	
	R4	2.0	1.3	1.0	1.0	0.80	1.0	2.0	2.5	3.0	6.9	3.3	3.5	
全燐	R2	0.37	0.40	0.16	0.13	0.20	0.13	0.18	0.16	0.24	0.44	0.50	0.53	
	R3	0.32	0.16	0.16	0.15	0.24	0.15	0.23	0.31	0.25	0.30	0.45	0.61	
	R4	0.34	0.20	0.15	0.19	0.14	0.11	0.25	0.31	0.33	0.36	0.49	0.59	
全亜鉛	R2	0.036	0.021	0.036	0.017	0.011	0.011	0.024	0.020	0.029	0.022	0.024	0.029	
	R3	0.025	0.011	0.015	0.017	0.011	0.011	0.013	0.023	0.016	0.025	0.020	0.024	
	R4	0.029	0.019	0.012	0.007	0.013	0.011	0.016	0.015	0.030	0.023	0.018	0.031	
ノニルフェノール	R2	0.12	0.10	NF	NF	NF	NF	0.10	0.08	0.27	0.15	0.15	0.17	
	R3	0.18	0.09	0.07	0.07	0.06	0.19	0.13	0.12	0.10	0.17	0.15	0.18	
	R4	0.09	0.07	NF	0.06	0.07	0.06	0.10	0.09	0.10	0.11	0.08	0.15	
LAS	R2	0.022	0.017	0.012	0.017	0.0097	0.0064	0.0074	0.015	0.015	0.046	0.034	0.033	
	R3	0.0085	0.0058	0.0051	0.0046	0.0051	0.0052	0.0058	0.0076	0.023	0.040	0.054	0.074	
	R4	0.016	0.0079	0.0052	0.0030	0.0041	0.0029	0.0046	0.012	0.031	0.047	0.047	0.034	
健康項目	カドミウム	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	-	NF	
	全シアン	mg/L	R4	-	-	ND	-	-	ND	-	-	ND	-	
	鉛	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	六価クロム	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	砒素	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	
	総水銀	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	アルキル水銀	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ジクロロメタン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	四塩化炭素	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	トリクロロエチレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	テトラクロロエチレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	チウラム	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	シマジン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	チオベンカルブ	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	ベンゼン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	セレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	
	硝酸・亜硝酸性窒素	mg/L	R4	-	-	0.56	-	-	-	-	1.4	-	-	-
	ふっ素	mg/L	R4	-	-	0.12	-	-	-	-	0.17	-	-	-
	ほう素	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	0.02	-	-	-
	1,4-ジオキサン	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	NF	-	-	-
	ホルムアルデヒド	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.045
クロロホルム	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0012	
PFOS及びPFOA	ng/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	34	-	-	-	
PFOS	ng/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	
PFOS（直鎖体）	ng/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	
PFOA	ng/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	
PFOA（直鎖体）	ng/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	
フェノール類	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
銅	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	NF	-	-	-	-	NF	
電気伝導率	mS/m	R4	41	30	19	18	14	17	41	52	58	30	52	
塩化物イオン	mg/L	R4	17	12	8	7	6	8	19	25	28	31	26	
陰イオン界面活性剤	mg/L	R4	0.06	-	0.03	-	0.01	-	0.04	-	0.07	-	0.05	
流量	m ³ /s	R4	2.349	4.639	6.086	6.905	5.182	6.936	1.394	1.102	1.416	1.217	1.111	
透視度	度	R4	58	39	49	62	69	54	67	57	51	48	45	

地点		日光川・板倉橋（三条）													
項目	単位	年度	月												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生活環境項目	pH	—	R2	7.1	7.0	7.1	6.8	7.0	6.9	6.8	6.8	6.9	6.8	6.8	6.8
		R3	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	6.8	7.1	6.9	7.1	7.0	7.1	7.0	
		R4	7.0	7.0	7.1	6.9	7.2	7.0	6.9	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	
	BOD	mg/L	R2	2.9	3.1	3.4	2.4	1.4	2.0	1.6	1.7	3.7	3.8	2.7	3.1
		R3	3.5	1.5	1.9	1.2	1.4	1.1	1.2	3.0	3.4	2.5	3.5	7.0	
		R4	4.1	0.9	1.7	2.6	1.0	0.5	0.6	1.1	5.4	1.4	3.5	2.0	
	COD	mg/L	R2	4.6	4.2	5.3	3.2	3.2	3.9	3.0	3.0	4.2	4.6	4.1	4.7
		R3	3.9	2.4	3.7	3.5	3.3	2.3	2.6	2.8	4.0	4.1	4.8	6.3	
		R4	4.9	3.5	4.2	4.3	3.1	2.7	2.3	3.0	5.7	3.4	4.0	4.4	
	SS	mg/L	R2	9	12	15	17	3	11	11	5	8	10	8	11
		R3	7	6	12	8	8	7	5	4	6	8	10	11	
		R4	12	10	9	13	8	10	4	8	5	5	8	6	
DO	mg/L	R2	7.0	8.5	7.7	6.8	7.4	6.7	4.8	5.2	4.8	4.1	5.4	3.7	
	R3	6.7	9.3	8.5	7.6	7.1	8.2	6.1	5.6	7.1	6.4	6.0	5.1		
	R4	5.9	8.9	8.0	6.8	7.6	7.8	5.1	5.8	5.4	5.3	5.0	4.3		
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全窒素	mg/L	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全燐	mg/L	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全亜鉛	mg/L	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ノニルフェノール	μg/L	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
LAS	mg/L	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健康項目	カドミウム	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全シアン	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉛	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	六価クロム	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	砒素	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	総水銀	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	アルキル水銀	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ジクロロメタン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	四塩化炭素	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	トリクロロエチレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	テトラクロロエチレン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	チウラム	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	シマジン	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	チオベンカルブ	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ベンゼン	mg/L	R4	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-	-	
	セレン	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
硝酸・亜硝酸性窒素	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ふっ素	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ほう素	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1,4-ジオキサソ	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	NF	-	-	-		
その他項目	フェノール類	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	銅	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	電気伝導率	mS/m	R4	16	9.6	11	11	10	8.9	19	23	22	24	26	
	塩化物イオン	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	流量	m ³ /s	R4	1.546	3.841	5.743	6.759	4.850	6.171	0.882	0.552	0.656	0.474	0.551	0.455
透視度	度	R4	59	54	42	55	68	56	72	71	62	40	52	51	



□ 令和2年度 ■ 令和3年度 ■ 令和4年度

環境基準点：北今橋 補助点：板倉橋

図 5-1 日光川における水質経年変化

表 5-5 市内主要河川水質測定結果

単位：mg/L (pH・透視度・流量を除く)

項目	河川	日光川												五条川			大江川			
	地点	田待橋 (浅井)			日光橋 (宮西)			大和橋 (神山)			萩原橋 (萩原)			五六橋 (丹陽)			瑞穂橋 (浅井)			
	年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
生活環境項目	pH (一)	6	7.4	7.1	8.3	6.8	7.0	7.2	6.8	6.9	7.1	6.9	7.0	7.1	7.0	7.0	7.2	9.2	9.1	8.6
		12	7.2	7.4	7.4	6.9	7.1	7.1	6.9	7.0	7.1	6.9	7.2	7.2	7.0	7.3	7.1	7.3	7.5	7.6
	BOD	6	5.0	3.0	1.5	2.3	1.8	0.6	1.9	1.5	0.7	1.9	1.7	1.2	1.8	1.7	1.0	7.5	7.0	5.9
		12	3.1	12	2.1	1.5	1.7	1.1	2.6	2.1	1.9	6.3	3.2	2.5	3.5	2.1	1.1	17	15	13
	COD	6	7.3	4.5	3.9	4.7	3.3	3.6	4.7	3.0	3.2	5.4	4.4	4.2	5.0	4.1	4.1	15	16	15
		12	7.8	18	6.9	2.3	2.2	1.8	2.6	2.1	2.1	9.5	6.1	6.3	6.7	5.4	4.8	22	18	17
	SS	6	16	21	3	14	12	17	11	11	14	13	11	11	19	16	17	7	2	3
		12	1	10	3	2	2	2	6	4	5	7	6	6	10	3	3	25	7	5
	DO	6	8.4	8.9	8.3	7.5	8.7	8.5	7.1	8.4	8.1	6.7	8.2	7.8	8.1	9.8	8.7	16	15	13
		12	6.2	5.7	9.1	7.2	7.8	7.8	4.7	6.7	5.1	5.4	6.9	5.5	7.3	8.3	7.7	4.3	5.8	5.7
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
透視度 (度)	6	30以上	27	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
流量 (m³/s)	6	0.337	0.376	0.255	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.871	10.110	7.181	0.028	0.012	0.009	
	12	0.161	0.048	0.101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.112	1.599	1.579	0.032	0.008	0.011	

項目	河川	大江川						青木川						新般若用水						
	地点	天王橋 (西成)			森本大橋 (丹陽)			五千橋 (千秋)			吉根橋 (丹陽)			行人橋 (丹陽)			吉島橋 (丹陽)			
	年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
生活環境項目	pH (一)	6	7.6	7.4	8.0	8.7	8.2	8.5	8.0	7.1	7.4	7.5	7.4	7.7	7.1	7.1	7.4	7.3	7.3	7.6
		12	7.7	8.1	8.2	8.7	9.1	9.2	7.3	7.0	7.1	7.8	7.7	7.8	7.2	7.4	7.3	7.6	8.2	8.8
	BOD	6	3.5	2.6	1.5	4.9	2.0	1.7	3.6	1.3	0.7	2.1	1.6	1.4	2.5	1.7	0.9	2.3	2.8	1.2
		12	6.2	7.1	4.0	5.5	5.0	4.8	1.2	1.3	0.6	1.8	1.5	1.2	4.5	3.5	1.5	2.6	2.3	6.9
	COD	6	6.8	4.0	4.3	6.9	3.7	4.7	5.6	2.4	3.5	5.0	3.5	4.1	4.5	4.4	4.6	5.0	7.6	5.0
		12	6.8	11	5.6	7.7	7.9	4.8	3.4	1.6	1.3	3.8	2.8	3.2	6.9	5.4	5.3	6.8	9.5	20
	SS	6	11	13	8	15	11	8	6	3	1	11	6	9	10	9	13	12	14	10
		12	10	4	11	11	4	4	1未満	1	3	6	2	8	7	3	5	6	6	14
	DO	6	11	12	11	11	13	12	10	11	9.8	11	13	12	7.7	9.0	8.7	12	12	11
		12	10	17	20	14	21	24	11	10	11	13	15	14	7.2	8.3	8.1	14	21	25
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
		12	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	1.6	1.7	1.1	-	-	-	-	-	-	2.1	2.5	2.0	-	-	-
		12	-	-	-	5.7	6.0	5.5	-	-	-	-	-	-	5.8	5.1	5.5	-	-	-
	全燐	6	-	-	-	0.25	0.20	0.18	-	-	-	-	-	-	0.25	0.26	0.21	-	-	-
		12	-	-	-	0.72	0.82	0.51	-	-	-	-	-	-	0.35	0.30	0.46	-	-	-
全亜鉛	6	-	-	-	0.031	0.010	0.008	-	-	-	-	-	-	0.025	0.022	0.019	-	-	-	
	12	-	-	-	0.024	0.021	0.016	-	-	-	-	-	-	0.028	0.025	0.029	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
	12	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
透視度 (度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
流量 (m³/s)	6	-	-	-	1.461	1.512	1.425	0.343	0.571	0.520	-	-	-	4.550	4.299	3.048	-	-	-	
	12	-	-	-	0.173	0.152	0.183	0.333	0.338	0.278	-	-	-	1.360	1.161	1.207	-	-	-	

	河川	野府川												北古川						
	地点	文化橋 (木曽川)			川田橋 (木曽川)			内沼橋 (開明)			江向橋 (三条)			オリザ下橋 (北方)			頼朝橋 (木曽川)			
項目	年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
生活環境項目	pH (一)	6	7.3	7.1	7.4	7.2	7.1	7.3	7.2	7.0	7.2	7.1	7.0	7.2	7.1	7.0	7.3	7.1	7.1	7.3
		12	7.0	7.3	7.3	6.9	7.2	7.2	7.0	7.2	7.3	6.8	7.0	7.1	7.0	7.2	7.5	7.2	7.2	7.5
	BOD	6	2.1	1.8	1.0	2.2	2.0	1.6	2.8	1.9	1.2	2.0	1.6	1.1	3.8	4.4	4.9	3.8	3.9	2.5
		12	2.4	1.5	0.9	28	7.4	31	4.4	3.1	14	2.8	4.3	11	22	6.6	4.3	300	6.4	9.4
	COD	6	4.0	3.0	3.5	5.3	3.9	4.2	5.0	3.6	3.9	4.5	3.8	4.2	6.6	5.8	6.6	7.6	6.8	6.2
		12	6.3	4.3	3.3	13	8.3	16	7.1	5.2	6.9	4.9	5.0	8.0	16	5.3	4.6	120	6.3	7.0
	SS	6	11	10	11	19	13	13	16	11	13	14	12	13	15	14	17	26	22	18
		12	1未満	1未満	1未満	24	12	6	9	6	5	8	10	6	9	3	1	18	3	1
	DO	6	8.7	9.8	9.4	7.4	9.5	7.6	7.4	9.2	8.6	7.2	8.7	8.4	5.9	8.0	7.7	5.8	8.0	6.6
		12	2.8	2.8	3.3	2.5	3.0	2.9	3.7	5.8	4.7	2.8	4.8	3.9	4.1	5.2	4.0	2.2	3.0	3.3
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
透視度 (度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	17	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
流量 (m³/s)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

	河川	般若用水			縁葉川			千間堀川			光堂川			領内川			
	地点	牛洗橋 (西成)			小縁葉橋 (丹陽)			外崎橋 (丹陽)			高木橋 (萩原)			上須橋 (上祖父江)			
項目	年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
生活環境項目	pH (一)	6	9.5	8.1	9.0	7.2	7.3	7.5	7.2	7.1	7.3	7.2	6.9	7.3	6.7	6.7	6.9
		12	7.9	8.0	8.5	8.0	7.8	8.0	7.4	9.1	7.6	6.8	7.4	7.1	6.6	6.9	6.9
	BOD	6	5.3	24	3.1	1.8	1.6	1.1	2.5	2.4	1.9	2.1	1.6	1.2	2.4	2.5	0.9
		12	2.3	2.3	5.4	2.3	4.5	0.9	4.2	5.7	1.8	1.6	2.3	1.0	1.7	2.4	1.3
	COD	6	8.8	35	8.9	4.3	3.0	3.0	5.8	4.6	4.9	5.1	4.5	5.2	6.2	4.8	4.9
		12	9.7	9.3	37	4.3	5.4	4.3	7.3	7.9	5.2	3.7	3.3	3.7	5.9	5.2	4.7
	SS	6	14	38	13	11	9	8	16	19	12	15	19	13	17	16	17
		12	3	4	3	10	4	3	10	70	6	11	14	11	20	20	14
	DO	6	14	12	13	8.4	9.5	8.8	7.4	8.4	8.1	8.0	8.5	7.8	5.7	6.1	6.2
		12	9.3	11	12	13	15	15	8.2	8.7	9.4	5.3	6.6	5.5	2.6	2.6	2.2
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.64	1.2	0.85	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	2.8	2.9	-	-	-
全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.16	0.20	0.15	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.29	0.29	0.25	-	-	-	
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.010	0.011	0.007	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.009	0.010	0.009	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
透視度 (度)	6	30以上	19	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	26	27	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	9	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
流量 (m³/s)	6	0.316	0.289	0.394	-	-	-	-	-	-	1.272	1.085	0.886	0.224	0.246	0.257	
	12	0.259	0.235	0.164	-	-	-	-	-	-	0.084	0.107	0.086	0.059	0.044	0.031	

		河川	大江川			青木川			光堂川		
		地点	森本大橋（丹陽）			行人橋（丹陽）			高木橋（萩原）		
項目		年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
健	カドミウム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	全シアン	6	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	鉛	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	六価クロム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	砒素	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	総水銀	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	アルキル水銀	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トリクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	テトラクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1,1,1-トリクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
康	四塩化炭素	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	ジクロロメタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1,2-ジクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1,1,2-トリクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1,1-ジクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
項	シス-1,2-ジクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1,3-ジクロロプロペン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	ベンゼン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	シマジン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	チオベンカルブ	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
目	チウラム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	セレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	ふっ素	6	NF	0.10	NF	NF	NF	NF	NF	0.11	NF
		12	0.12	0.09	NF	NF	0.10	NF	0.15	0.14	NF
	硝酸・亜硝酸性窒素	6	1.00	1.10	0.77	1.60	1.60	1.40	0.23	0.33	0.28
		12	4.80	4.00	4.00	5.20	3.80	3.70	0.77	0.56	0.84
	ほう素	6	0.07	0.02	NF	0.05	0.02	NF	0.04	NF	NF
		12	0.03	0.05	0.03	0.02	0.04	0.03	0.04	0.03	0.02
	1,4-ジオキサン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF

※1 「ND」とは定量下限値未満を示し、各測定項目の定量下限値は下表のとおりとする。

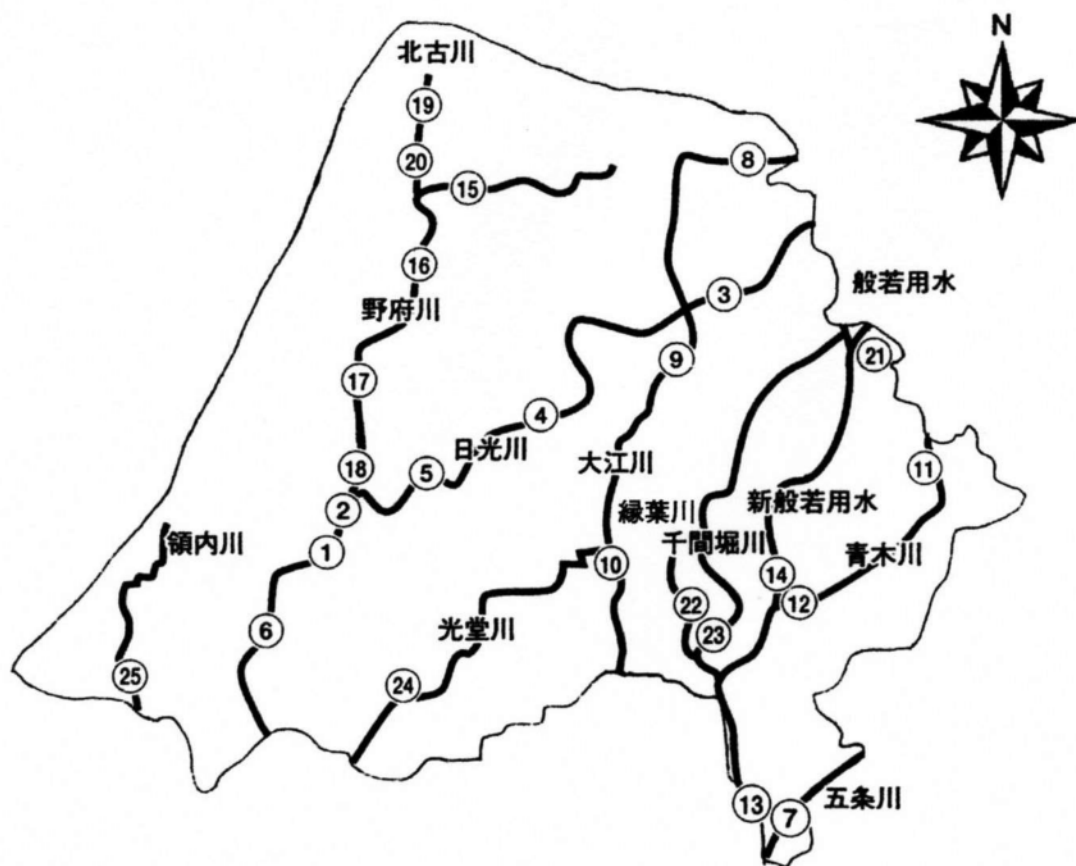
単位：mg/L

全シアン	0.1未満	n-ヘキサン抽出物質	0.5未満	アルキル水銀	0.0005未満
------	-------	------------	-------	--------	----------

※2 「NF」とは報告下限値未満を示し、各測定項目の報告下限値は下表のとおりとする。

単位：mg/L

SS	1未満	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	ベンゼン	0.001未満
全亜鉛	0.001未満	1,1-ジクロロエチレン	0.01未満	セレン	0.002未満
ノニルフェノール	0.00006未満	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	硝酸・亜硝酸性窒素	0.02未満
LAS	0.0006未満	1,1,1-トリクロロエタン	0.1未満	ふっ素	0.08未満
カドミウム	0.0005未満	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	ほう素	0.02未満
鉛	0.005未満	トリクロロエチレン	0.001未満	1,4-ジオキサン	0.005未満
六価クロム	0.01未満	テトラクロロエチレン	0.0005未満	クロロホルム	0.0006未満
砒素	0.005未満	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	フェノール類	0.01未満
総水銀	0.0005未満	チウラム	0.0006未満	銅	0.01未満
ジクロロメタン	0.002未満	シマジン	0.0003未満		
四塩化炭素	0.0002未満	チオベンカルブ	0.002未満		



1	北今橋 (日光川)	2	板倉橋 (日光川)	3	田待橋 (日光川)
4	日光橋 (日光川)	5	大和橋 (日光川)	6	萩原橋 (日光川)
7	五六橋 (五条川)	8	瑞穂橋 (大江川)	9	天王橋 (大江川)
10	森本大橋 (大江川)	11	五千橋 (青木川)	12	吉根橋 (青木川)
13	行人橋 (青木川)	14	吉島橋 (新般若用水)	15	文化橋 (野府川)
16	川田橋 (野府川)	17	内沼橋 (野府川)	18	江向橋 (野府川)
19	オリザ下橋 (北古川)	20	頼朝橋 (北古川)	21	牛洗橋 (般若用水)
22	小緑葉橋 (緑葉川)	23	外崎橋 (千間堀川)	24	高木橋 (光堂川)
25	上須橋 (領内川)				

図 5-2 河川水質測定地点

② 地下水質測定

地下水の常時監視として、令和4年度は地下水メッシュ調査（1地点）と定期モニタリング調査（2地点）を実施した。メッシュ調査と定期モニタリング調査の測定結果はそれぞれ表5-6及び表5-7のとおりであり、いずれの項目も環境基準に適合した。なお、地下水質測定地点は、図5-3のとおりである。

表5-6 地下水質測定結果(メッシュ調査)

設置場所		浅井町大野	
使用用途		その他 ^(注)	
不圧/被圧帯水層の別		不明	
採水年月日		令和4年8月3日	
測定項目	環境	カドミウム (mg/L)	<0.0005
		全シアン	検出されず
		鉛 (mg/L)	<0.005
		六価クロム (mg/L)	<0.01
		砒素 (mg/L)	<0.005
		総水銀 (mg/L)	<0.0005
		P C B	検出されず
	基準	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002
		四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002
		クロロエチレン (mg/L)	<0.0002
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01
		1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006
		トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001
		テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005
	項目	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002
		チウラム (mg/L)	<0.0006
		シマジン (mg/L)	<0.0003
		チオベンカルブ (mg/L)	<0.002
		ベンゼン (mg/L)	<0.001
		セレン (mg/L)	<0.002
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	2.7
	目	ふっ素 (mg/L)	<0.08
		ほう素 (mg/L)	0.05
		1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005
その他項目		気温 (°C)	38.6
		水温 (°C)	23.4
		外観	無色
		臭気	無臭
	pH (-)	7.3	
	電気伝導率 (mS/m)	19	

(注) その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。

表 5-7 地下水質測定結果(定期モニタリング調査)

設置場所		浜町3丁目	緑1丁目	
使用用途		生活用水	生活用水	
不圧/被圧帯水層の別		不明	不明	
採水年月日		令和4年11月28日	令和4年11月28日	
測定項目	環境基準項目	砒素 (mg/l)	<0.005	<0.005
	その他項目	水温 (°C)	19.8	16.3
		pH (—)	6.7	7.9
		電気伝導率 (mS/m)	23	35

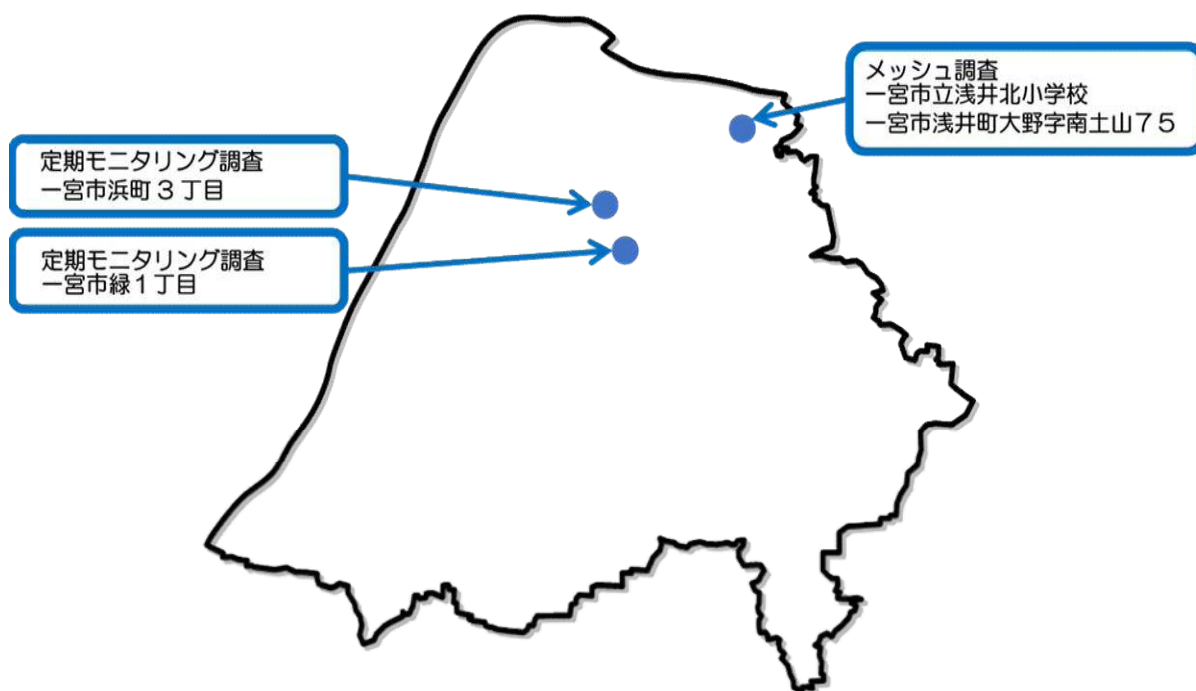


図 5-3 地下水質測定地点

第 6 章

土壤污染

第6章 土壌汚染

概 況

土壌汚染は大気汚染や水質汚濁等とは違い、発生源を断ったとしても、除去しない限り汚染とその影響が持続する、蓄積性の汚染といわれている。

土壌汚染対策法（以下、「土対法」という。）では、揮発性有機化合物、重金属及び農薬等の合わせて26種類の物質を特定有害物質と定めている。特定有害物質を使用していた事業場が廃業する時や、開発工事や解体工事などにより一定の面積を超える土地を形質変更する場合などには、その土地の土壌が汚染されていないか調査や報告をする義務がある。また、自主的な土壌調査によって汚染が見つかった場合に、その結果を市に報告する制度もある。

調査した結果、土壌に含まれる特定有害物質が基準を超えた場合は、土壌汚染対策法に基づき、その物質を原因とする健康被害を防止するための措置をすることが市から命令される。

また、県条例では、土壌と地下水の汚染による健康への影響を未然に防止するため、土対法とは異なる契機での土壌調査や、汚染の拡散を防止するための応急措置の実施などが義務付けられている。

(1) 届出の状況

土対法と県条例に基づく届出の状況は、それぞれ表6-1及び表6-2のとおりである。

表6-1 土壌汚染対策法関係の届出状況

(件)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法第3条第1項			
特定有害物質使用の廃止	2	2	6
土壌汚染状況調査の結果報告	4	1	2
土壌汚染状況調査の調査実施中	0	0	1
法第3条第1項ただし書き			
土壌汚染状況調査の調査猶予	2	1	4
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	0	0	2
土壌汚染状況調査の調査猶予の受付中	0	0	1
法第4条			
一定の規模以上の土地の形質の変更	22	30	15
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
土壌汚染状況調査の結果報告	0	1	2
法第5条			
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第6条			
要措置区域の指定	1	0	1
要措置区域の指定解除	1	1	1
法第11条			
形質変更時要届出区域の指定	0	0	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0	0	0

表6-2 県民の生活環境の保全等に関する条例関係の届出状況

(件)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
条例第39条			
土壌汚染等調査の結果報告	1	0	3
条例第39条の2			
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	22	30	14
土壌汚染等調査の結果報告	0	0	0
条例第40条			
汚染拡散防止の応急措置等	1	0	1
条例第45条			
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	0	0	0

(2) 土壌汚染の状況

土対法に基づく土壌調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染が確認された土地は、その土壌汚染による健康被害のおそれの有無に応じて、それぞれ要措置区域と形質変更時要届出区域のいずれかに指定される。

要措置区域と形質変更時要届出区域の指定状況は表 6-3 のとおりである。

表 6-3 土壌汚染対策法による区域指定の状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

	種類	指定年月日	指定番号	所在地	解除年月日	面積	指定に係る特定有害物質の種類
指定中	要措置区域	令和5年1月4日	要-8	八幡四丁目1番6の一部、1番7の一部、1番8の一部、1番9の一部、1番10の一部及び1番30の一部	-	4830.792㎡	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)
	形質変更時要届出区域	なし					
解除済	要措置区域(解除済)	平成22年12月17日	要-1	小信中島字川東3番の一部	平成25年6月14日	900㎡	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準)
		平成24年7月13日	要-2	奥町字大切前12番の一部及び15番2の一部	平成24年8月14日	300㎡	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		平成30年8月13日	要-6	松降一丁目11番5の一部	平成30年11月2日	41.65㎡	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		平成29年12月4日	要-4	今伊勢町本神戸字河原2番1の一部 (トリクロロエチレンによる汚染が確認された区画は引き続き要措置区域に指定)	平成31年1月31日	425.8㎡	ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)
		平成30年7月17日	要-5	奥町字風田4番の一部、8番2の一部	令和1年9月9日	100㎡	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		平成29年6月15日	要-3	羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除)	令和3年1月8日	863.22㎡	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		平成29年12月4日	要-4	今伊勢町本神戸字河原2番1の一部 (全部解除)	令和3年1月8日	200㎡	トリクロロエチレン (溶出量基準)
		平成29年6月15日	要-3	羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除)	令和3年2月9日	1994.89㎡	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 (溶出量基準)
		平成29年6月15日	要-3	羽衣二丁目5番2の一部、5番3の一部及び5番5の一部 (一部解除)	令和3年3月2日	44.92㎡	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
		令和3年2月22日	要-7	萩原町萩原字松山531番1の一部	令和3年5月31日	200㎡	六価クロム化合物 (溶出量基準)
		平成29年6月15日	要-3	羽衣二丁目5番3の一部 (全部解除)	令和4年12月21日	38.18㎡	砒素及びその化合物 (溶出量基準)
	形質変更時要届出区域(解除済)	平成22年12月17日	形-1	小信中島字南九反18番の一部、22番の一部、小信中島字御社来8番の一部、9番の一部、10番の一部、11番の一部、12番の一部及び13番の一部	平成25年7月29日	834.55㎡	砒素及びその化合物(含有量基準) 鉛及びその化合物(溶出量基準)
		平成22年12月17日	形-2	木曾川町玉ノ井字吉原西1番の一部	平成25年7月29日	800㎡	ふっ素及びその化合物(溶出量基準)
	指定区域(解除済) (平成14年法施行当時の指定区分)	平成18年3月16日	指-1	貴船一丁目9番3号の一部、同4号の一部	平成18年4月14日	100㎡	六価クロム化合物 (溶出量基準)
	平成21年5月20日	指-2	今伊勢町本神戸字高野池43番2の一部、43番3の一部、43番4の一部	平成26年6月23日	158.85㎡	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶出量基準)	

第7章

騒音・振動

第7章 騒音・振動

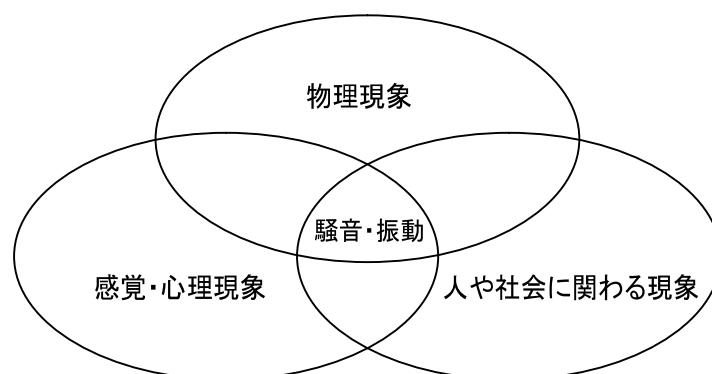
概 況

音には情報を伝える道具としての機能的な側面と、心に安らぎや、逆に不快感を与えるとといった感覚的な側面がある。現象としての音（空気などの振動）を人が認識し、生活の中で好ましくないと感じたとき、その音は騒音になる。

騒音には、工場・事業場から発生する事業騒音、工事によって発生する建設作業騒音、鉄道・飛行機・自動車などの騒音、飲食店などの深夜営業騒音、日常生活が発生源の近隣騒音などがある。騒音は、「好ましくない音」や「無い方がよい音」といわれるように心理的な要素で表現され、同じ音であっても聞く人の状態に大きく左右される。その他にも、発生源との関係や社会的立場、生活歴など、さまざまな要因により、同じ音でも騒音になる場合とならない場合がある。

一方、振動とは、地面や建物といった物体が上下、または横方向に揺れることをいい、公害としての振動はその中でも「人為的に発生する好ましくない振動、不快な振動」のことをいう。発生源には工場や建設作業、交通機関などがあり、騒音と似た性質を持っている。振動はその性質から、生活環境への影響はかなり限定されており、直接人の健康を損なうことは少ない。実際の苦情としては、気分がいらいらする、戸や障子が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになると言った生活被害に関するものが多いが、大きな振動が発生している場合に家屋の建付けの歪みやひび割れといった物的な被害がある例もある。

●騒音・振動を形成している3つの要因



●騒音の大きさ

人間の耳で感じる大きさは、同じ物理的な音でも周波数の高低により、異なった大きさに聞こえる性質がある。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定できる騒音計を用いて数値（騒音レベル）を測る。

●騒音の大きさのめやす

（単位：dB）

120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛（前方 2m）
100	電車の通るときのガード下
90	騒々しい工場の中、カラオケ（客席中央）
80	地下鉄の車内、ピアノ
70	騒々しい事務所、ステレオ
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所の中
40	深夜の市内、図書館の中
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉の触れ合う音

●振動の大きさ

振動の大きさは、その振幅や速度等で決まる。人体の感じ方は複雑なので、人体に合うように補正した振動計が定められている。

●振動の大きさのめやす

（単位：dB）

90	吊り下げ物は大きく揺れ、食器類は音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩行者も揺れを感じる。（震度 4）
80	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。（震度 3）
70	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目を覚ます。電灯等の吊り下げ物がわずかに揺れる。（震度 2）
60	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。（震度 1）
50	人体に感じない程度。（震度 0）

(1) 届出の状況

① 特定施設等

騒音規制法と振動規制法では、特に大きな騒音・振動が発生する産業機械（以下、「特定施設」という。）が設置されている工場と事業場（以下、「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動が規制の対象となっている。

さらに、県条例では規制対象となる施設の範囲を広げる横出しや、条件を厳しくする上乘せの規制をしている。

騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる特定工場等と特定施設の数、それぞれ表 7-1 及び表 7-2 のとおりであり、届出の状況はそれぞれ表 7-3 及び表 7-4 のとおりである。また、県条例の規制対象となる工場と施設の数、表 7-5 のとおりであり、届出の状況は表 7-6 のとおりである。

表 7-1 騒音規制法対象特定工場等・特定施設数(令和5年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1 金属加工機械	129	0	543	-4
2 空気圧縮機等	280	-7	1,303	-5
3 土石用破碎機等	5	0	9	0
4 織機	2,169	-332	11,078	-1,357
5 建設用資材製造機械	1	0	7	0
6 穀物用製粉機	0	0	0	0
7 木材加工機械	34	0	94	0
8 抄紙機	0	0	0	0
9 印刷機械	28	0	111	3
10 合成樹脂用射出成形機	37	1	471	2
11 鋳型造型機	1	-1	8	-2
合 計	2,684	-339	13,624	-1,363

表 7-2 振動規制法対象特定工場等・特定施設数(令和5年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1 金属加工機械	111	2	547	0
2 圧縮機	177	-4	518	-7
3 土石用破碎機等	4	0	7	0
4 織機	2,264	-341	11,486	-1,405
5 コンクリートブロックマシン等	1	0	2	0
6 木材加工機械	1	0	1	0
7 印刷機械	12	0	43	0
8 ロール機	1	0	1	0
9 合成樹脂用射出成形機	41	0	519	2
10 鋳型造型機	1	-1	8	-2
合 計	2,613	-344	13,132	-1,412

表 7-3 騒音規制法による届出の状況

(件)

設置(使用)	数変更	氏名等変更	使用全廃	承継	合計
4	11	39	13	11	78

表 7-4 振動規制法による届出の状況

(件)

設置(使用)	数変更	氏名等変更	使用全廃	承継	合計
4	10	30	12	11	67

表 7-5 県条例対象工場・施設数(令和5年3月31日現在)

騒音				
施設名	規制対象工場数	前年度比較増減	騒音発生施設数	前年度比較増減
1 金属加工機械	42	-2	315	-7
2 空気圧縮機等	493	8	2,656	127
3 土石用破碎機等	0	0	0	0
4 織機	4	-1	19	-16
5 建設用資材製造機械	0	0	1	0
6 穀物用製粉機	0	0	0	0
7 木材加工機械	3	0	7	-3
8 抄紙機	0	0	0	0
9 印刷機械	0	0	3	0
10 合成樹脂用射出成形機	2	0	72	0
11 鋳型造形機	0	0	5	0
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	41	1	91	5
13 送風機及び排風機	30	-2	295	1
14 走行クレーン	2	0	26	0
15 洗びん機	0	0	0	0
16 真空ポンプ	0	-1	10	-1
合計	617	3	3,500	106

振動				
施設名	規制対象工場数	前年度比較増減	振動発生施設数	前年度比較増減
1 金属加工機械	17	-1	220	-3
2 圧縮機等	559	6	3,560	98
3 土石用破碎機等	0	0	0	0
4 織機	9	0	38	0
5 コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0
6 木材加工機械	0	0	0	-3
7 印刷機械	0	0	3	0
8 ロール機	0	0	0	0
9 合成樹脂用射出成形機	2	0	72	0
10 鋳型造形機	0	0	5	0
11 穀物用製粉機	0	0	0	0
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	48	1	135	6
13 送風機及び排風機	73	-5	1,032	-7
合計	708	1	5,065	91

表 7-6 県条例による届出の状況[上段:騒音関係、下段:振動関係]

(件)

設置(使用)	数変更	氏名等変更	使用全廃	承継	合計
21	5	24	7	6	63
20	7	33	7	6	73

② 特定建設作業

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下、「特定建設作業」という。）は、騒音規制法、振動規制法及び県条例によって規制されており、基準を守る必要があるほかに、日曜日と祝日には作業自体が禁止されている。

特定建設作業の届出状況は表 7-7 のとおりである。

表 7-7 特定建設作業の種類と届出件数 (件)

騒音関係	法律	県条例
くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）		20
びょう打機を使用する作業		1
さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		603
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）		102
コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）		3
バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	370	-
トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	41	-
ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	30	-
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	-	215
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	-	332
コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	-	877
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパー・トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業	-	1,595
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	-	1,115
計	1,170	4,863
振動関係	法律	県条例
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業		24
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		2
舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		24
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		598
計		648

- (注) 1. 騒音規制法の対象の内、バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーは、対象の作業に使用する機械が一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣に指定されている場合は対象から除く。
 2. くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等があり、人力で持ち上げた錘を自然落下させるもんけんは除く。また、圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。
 3. びょう打ち機は、リベティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。
 4. さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。
 5. アースオーガーを併用して行うくい打作業は、騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。
 6. 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

(2) 騒音・振動の状況

① 自動車騒音

(ア) 環境基準（面的評価）

自動車騒音の状況を把握するため、道路から一定の範囲にある住居などの立地状況を考慮し、環境基準が守られている戸数とその割合を面的に評価する方法を「面的評価」と言う。一宮市では、市内全域を5年間かけて調査しており、令和4年度はその2年目にあたる。

調査結果は表7-8のとおりである。

(イ) 要請限度

自動車騒音が環境省令で定める要請限度を超えていることで、道路周辺の住民の生活環境が大きく損なわれているとき、市は都道府県の公安委員会に対して、道路交通法による対応をするよう要請すると定められている。

幹線道路沿いの8地点で自動車騒音を測定し、調査結果は表7-9のとおりであり、全地点で要請限度内であった。

② 道路交通振動

(ア) 要請限度

道路交通振動が環境省令で定める要請限度を超えていることにより道路周辺の住民の生活環境が大きく損なわれているとき、市は道路の管理者に対して道路の舗装、維持、修繕などの対応を、都道府県の公安委員会に対しては道路交通法による対応を要請すると定められている。

幹線道路沿いの8地点で道路交通振動を測定し、調査結果は表7-10のとおりであり、全地点で要請限度内であった。

また、自動車騒音、道路交通振動共に調査場所は図7-1のとおりである。

表 7-8 自動車騒音調査結果(環境基準)

No.	道路名	調査地点	評価区間			調査期間	調査地点の環境基準(dB)		騒音レベル LAeq (dB)		環境基準達成戸数			調査区間内全戸数	環境基準達成率(%)		
			起点	終点	延長(km)		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	一般国道22号	高畑町2丁目	観音町	高田	3.1	R4.12.1 ~R4.12.2	70以下	65以下	66	63	295	295	295	295	100	100	100
2	県道一宮清須線	西萩原	西萩原	明地	0.9	R5.1.18 ~R5.1.19	70以下	65以下	64	60	31	31	31	31	100	100	100
3	県道一宮清須線	明地	明地	萩原町萩原	1.1	R4.12.15 ~R4.12.16	70以下	65以下	63	58	72	72	72	72	100	100	100
4	県道大垣一宮線	東出町	籠屋3丁目	音羽3丁目	2.4	R5.1.26 ~R5.1.27	70以下	65以下	68	65	253	253	253	254	99.6	99.6	99.6
5	県道西萩原北方線	奥町	西萩原	木曾川町玉ノ井	4.8	R4.11.17 ~R4.11.18	70以下	65以下	63	58	1,054	1,051	1,051	1,054	100	99.7	99.7
6	県道萩原三条北方線	開明	萩原町花井方	奥町	2.9	R5.1.31 ~R5.2.1	70以下	65以下	63	55	398	398	398	399	99.7	99.7	99.7
7	県道一宮西中野線	明地	明地	明地	0.3	R5.2.8 ~R5.2.9	70以下	65以下	63	58	12	12	12	12	100	100	100
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	大和町妙興寺	千秋町浅野羽根	4.0	R4.12.6 ~R4.12.19	70以下	65以下	66	60	485	484	484	485	100	99.8	99.8
合 計					19.5	—	—		—		2,600	2,596	2,596	2,602	99.9	99.8	99.8

表 7-9 自動車騒音調査結果(要請限度)

No.	道 路 名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	R4.11.29 ~ R4.12.2	昼	75	67	適
						夜	70	64	適
2	一宮清須線	西萩原字妙楽寺前	市街化調整	2	R5.1.17 ~ R5.1.20	昼	75	64	適
						夜	70	60	適
3	一宮清須線	明地字風張	市街化調整	2	R4.12.13 ~ R4.12.16	昼	75	64	適
						夜	70	58	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	R5.1.24 ~ R5.1.27	昼	75	68	適
						夜	70	65	適
5	西萩原北方線	奥町字下口西	準工業	2	R4.11.15 ~ R4.11.18	昼	75	63	適
						夜	70	58	適
6	萩原三条北方線	開明字新田郷	市街化調整	2	R5.1.31 ~ R5.2.3	昼	75	63	適
						夜	70	55	適
7	一宮西中野線	明地字南古城	市街化調整	2	R5.2.7 ~ R5.2.10	昼	75	63	適
						夜	70	57	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	R4.12.6 ~ R4.12.9	昼	75	66	適
						夜	70	60	適

表 7-10 道路交通振動調査結果(要請限度)

No.	道 路 名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		振動レベル (L ₁₀) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	R4.12.1 ~ R4.12.2	昼	70	48	適
						夜	65	44	適
2	一宮清須線	西萩原字妙楽寺前	市街化調整	2	R5.1.18 ~ R5.1.19	昼	70	44	適
						夜	65	36	適
3	一宮清須線	明地字風張	市街化調整	2	R4.12.15 ~ R4.12.16	昼	70	45	適
						夜	65	37	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	R5.1.26 ~ R5.1.27	昼	70	48	適
						夜	65	40	適
5	西萩原北方線	奥町字下口西	準工業	2	R4.11.17 ~ R4.11.18	昼	70	42	適
						夜	65	34	適
6	萩原三条北方線	開明字新田郷	市街化調整	2	R5.2.2 ~ R5.2.3	昼	70	48	適
						夜	65	30	適
7	一宮西中野線	明地字南古城	市街化調整	2	R4.12.20 ~ R4.12.21	昼	70	47	適
						夜	65	37	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	R4.12.6 ~ R4.12.7	昼	65	46	適
						夜	60	39	適

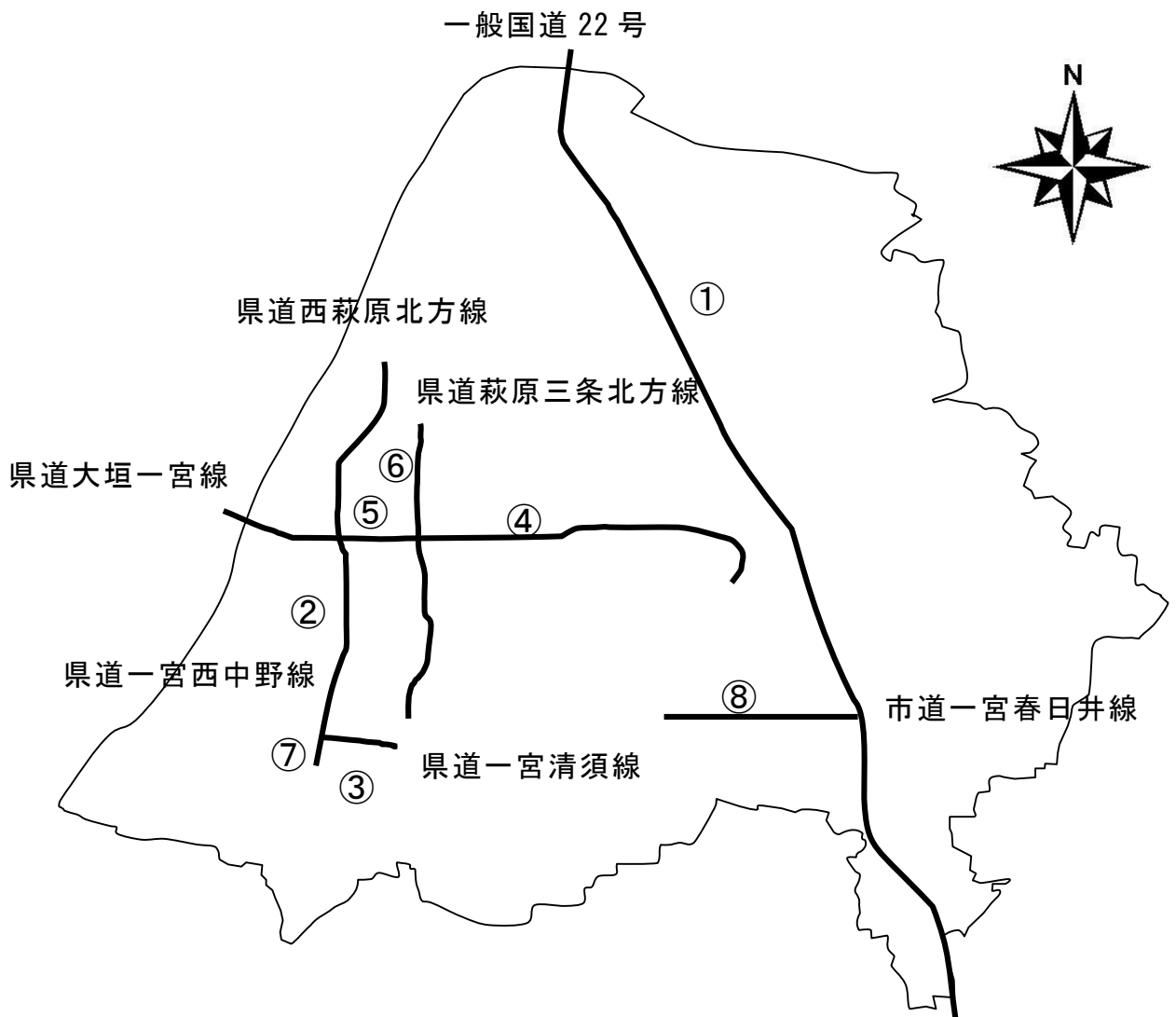


図 7-1 自動車騒音・道路交通振動調査地点

③新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道の沿線の騒音は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められている。環境基準の達成状況を調査するため、8地点（1つの調査場所ごとに、線路から25mの地点と50mの地点）で新幹線鉄道騒音を測定した。

その結果は表7-11のとおりであり、25m地点では1地点で環境基準を超えたが、50m地点ではすべて環境基準以内であった。

また、調査場所は図7-2のとおりである。

表 7-11 新幹線鉄道騒音調査結果

No.	調査日	調査場所	用途地域 (類型)	軌道 構造	環境 基準 (dB)	調査結果 (dB)	
						25m	50m
1	R4. 10. 31	萩原町築込字野中	市街化調整 (I)	盛土	70 以下	72	69
2	R4. 10. 31	萩原町戸苺字杉林	市街化調整 (I)	高架	70 以下	69	69
3	R4. 10. 31	明地字寺浦	市街化調整 (I)	高架	70 以下	69	65
4	R4. 10. 31	祐久字屋敷裏	市街化調整 (I)	高架	70 以下	69	68



図 7-2 新幹線鉄道騒音調査地点

第 8 章

地盤沈下

第 8 章 地盤沈下

概 況

地盤沈下とは、地表面が徐々に下がっていく現象のことであり、範囲が非常に広く、進行が人体に感知できない程度であることが特徴である。

発生原因については、古くから調査研究がされており、一般には地下水の過剰な汲み上げが主因とされ、「地下水の過剰揚水→地下水位の低下→地層の圧密収縮→地盤沈下」という流れで発生するという理論が定説となっている。

地盤沈下により、多くの地域で建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設に被害が生じている。さらに、地形、地質、土地利用等の状況のほか、地域によって沈下の程度及び被害の状況が大きく異なる、極めて地域的特性の強い公害となっている。

(1) 届出の状況

愛知県では、地盤沈下に対処するため、昭和 49 年から県条例により地下水の揚水が規制され、本市も昭和 51 年より規制対象地域となった。さらに、規制対象用途のうち工業用については、昭和 59 年 7 月から工業用水法による規制が実施された。

井戸・揚水設備に関する届出の状況は表 8-1 のとおりである。

表 8-1 井戸・揚水設備の届出状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分	工業用水法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等	井 戸	工場等	揚水設備
許可工場・設備数	48	56	392	645

(愛知県環境局資料)

(2) 地盤沈下の状況

地下水位の変動と地盤の変動は相関関係にあるといわれ、地盤沈下の予測手段と地下水位の把握が重要である。また、地盤沈下を予測するためには広域的に地下水位や現状の地盤沈下量を把握する必要があることから、県内の地盤沈下に関しては名古屋市を除き愛知県が規制及び監視を行っている。

一宮市には、愛知県の地盤沈下観測所として、一宮地盤沈下観測所（千秋町浮野字西望戸 6 番地 2）、尾西地盤沈下観測所（三条字芦山 10 番地 1）、木曾川地盤沈下観測所（木曾川町里小牧字南青木 39 番地）が設置されている。一宮地盤観測所と木曾川地盤沈下観測所では、地盤沈下予測のため地下水位を常時監視しているほか、尾西地盤沈下観測所では、地下水位だけでなく地盤の沈下量を併せて監視している。

地下水位の測定結果と地盤沈下の状況は、それぞれ表 8-2 及び表 8-3 のとおりである。

表 8-2 地下水位測定結果

観測所 記号	所在地	観測所名	ストレーナー 位置(m)	固定点 標高(m)	地下水位(静水位)〔単位:m〕	
					4月	5月
A1801	千秋町浮野字西望戸6番地2	一宮地盤沈下観測所	176 ~ 196	11.04	5.91	5.68
A1802			76 ~ 96	11.05	5.85	5.61
A1803			28 ~ 38	11.04	3.24	2.91
A1201	三条字芦山10番地1	尾西地盤沈下観測所	184 ~ 194	7.01	4.08	3.89
A1202			135 ~ 155	7.01	4.81	4.50
A1203			28 ~ 38	7.00	4.60	4.33
A1601	木曾川町里小牧字南青木39番地	木曾川地盤沈下観測所	125 ~ 147	8.83	4.43	4.33
A1602			78 ~ 88	8.83	4.41	4.13
203001	千秋町穂積塚本字宮西223番地	千秋北部水源地	29 ~ 45 51 ~ 62	12.60	4.66	4.44
203003	浅井町尾関字長田3番地1	尾関水源所	72 ~ 84 110 ~ 126	13.19	7.01	6.77
203009	浅井町極楽寺字池624番地	極楽寺水源所3号	114 ~ 126 147 ~ 153	14.50	7.93	7.75
203010	島村字西山105番地4	葉栗南部水源地	55 ~ 69 78 ~ 83	11.07	4.35	4.10
203011	佐千原字椿19番地1	佐千原浄水場1号	41 ~ 47 56 ~ 67	11.33	5.83	5.63
203018	住吉1丁目3番地6	西部水源地	186 ~ 192 213 ~ 259	10.62	8.07	7.85
203019	大和町戸塚字西浦109番地2	大和南部水源地	83 ~ 91 122 ~ 130	5.34	4.00	3.79
203022	せんい3丁目1番地1	丹陽西部水源地	111 ~ 126	9.10	6.03	5.99
203042	浅井町西浅井字郷裏20番地	浅井南部水源地	58 ~ 85	11.52	4.23	4.03
203230	萩原町花井方字宮前通855番地1	萩原西部水源地	147 ~ 161 187 ~ 195 206 ~ 230	5.67	2.50	2.49
218001	開明字西屋敷38番地	開明水源地	137 ~ 154	6.17	2.55	2.37
218002	東五城字若宮7番地1	起水源地	140 ~ 146 162 ~ 178	6.75	2.56	2.33
218053	萩原町西御堂字虫祭2番地	西御堂水源地	145 ~ 154 182 ~ 189	3.99	3.27	3.06
381023	光明寺字番場18番地	葉栗北部水源地	40 ~ 48 57 ~ 68	9.97	4.01	3.80

(注) 地下水位(静水位)は、管頭下の値(井戸の天端から水面までの深さ)を示す。

地下水位(静水位)〔単位:m〕

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	変動幅
5.45	5.07	5.09	5.10	5.12	5.33	5.40	5.43	5.66	5.80	5.42	0.84
5.36	5.00	5.05	5.05	5.07	5.28	5.35	5.38	5.61	5.75	5.36	0.85
2.51	2.10	2.38	2.41	2.71	3.00	3.00	3.00	3.15	3.30	2.81	1.20
3.91	3.68	3.53	3.58	3.51	3.72	3.79	3.74	3.99	4.09	3.79	0.58
4.71	4.51	4.01	4.49	4.09	4.42	4.56	4.34	4.70	4.85	4.50	0.84
4.06	3.45	4.00	4.03	4.29	4.57	4.57	4.60	4.70	4.74	4.33	1.29
4.56	4.04	3.74	4.11	3.74	4.15	4.20	4.08	4.44	4.48	4.19	0.82
4.55	4.06	3.76	4.14	3.77	4.17	4.21	4.09	4.45	4.50	4.19	0.79
3.95	3.59	3.59	3.56	3.74	3.97	3.96	4.11	4.25	4.43	4.02	1.10
6.59	6.08	5.07	5.84	5.79	6.54	6.50	6.77	7.08	7.27	6.44	2.20
7.50	6.89	6.84	6.69	6.83	7.41	7.52	7.67	7.89	8.02	7.41	1.33
3.77	2.98	2.96	3.00	2.84	3.60	3.66	3.88	4.17	4.26	3.63	1.51
5.34	4.89	4.87	4.75	5.40	5.26	5.23	5.35	5.67	5.85	5.34	1.10
7.88	7.62	7.53	7.33	7.40	7.64	7.65	7.74	7.88	8.12	7.73	0.79
3.87	3.81	3.58	3.52	3.48	3.62	3.62	3.59	3.80	3.94	3.72	0.52
6.06	6.08	6.09	6.09	6.02	6.00	5.75	5.73	5.74	5.80	5.95	0.36
3.65	2.93	2.89	2.80	2.98	3.52	3.56	3.78	4.15	4.17	3.56	1.43
2.51	2.49	2.85	2.98	2.49	2.49	3.08	2.80	3.20	3.20	2.76	0.71
2.62	2.39	2.03	2.30	1.98	2.40	2.15	2.22	2.40	2.68	2.34	0.70
2.78	2.58	2.50	2.45	2.27	2.37	2.67	2.39	2.71	2.78	2.53	0.51
3.29	3.15	3.13	2.92	2.88	2.81	2.84	2.71	2.94	3.01	3.00	0.58
3.63	3.14	2.99	2.90	2.86	3.48	3.44	3.64	3.91	3.90	3.48	1.15

表 8-3 一宮市の地盤沈下状況

No.	水準点 番号	管 理 機 関	所 在 地	累積開始年	令和3年標高 (m)	令和4年標高 (m)	令和4年変動量 (cm)	令和4年累積 (cm)
1	A47	愛知県	中島通5丁目86-1地先	昭和38年	9.6139	9.6168	0.29	-5.50
2	A49	愛知県	島村字岩畑55-1地先	昭和38年	11.1093	11.1118	0.25	-6.57
3	A102	愛知県	今伊勢町馬寄字六地藏46-1	昭和46年	8.1584	8.1602	0.18	-6.39
4	A103	愛知県	木曾川町黒田九ノ通り51	昭和46年	8.8871	8.8886	0.15	-9.76
5	A104	愛知県	浅井町東浅井	昭和46年	11.7997	11.8028	0.31	-6.11
6	A105	愛知県	千秋町町屋字端畑	昭和46年	11.6630	11.6629	-0.01	-4.43
7	A110	愛知県	萩原町萩原字河原崎1544	昭和46年	4.7343	4.7373	0.30	-8.78
8	A111	愛知県	木曾川町玉ノ井字寺東27-1	昭和46年	7.4749	7.4753	0.04	-11.84
9	A114	愛知県	大和町苅安賀字川田46-2	昭和46年	5.9929	5.9967	0.38	-9.47
10	A281	愛知県	木曾川町玉ノ井字穴太郎	昭和47年	7.5560	7.5566	0.06	-10.29
11	A282	愛知県	小信中島字南平口96-2	昭和47年	6.0858	6.0870	0.12	-7.68
12	A283	愛知県	三条字宮西12-1	昭和47年	5.2574	5.2612	0.38	-6.32
13	A284	愛知県	西萩原字中道26	昭和47年	5.6841	5.6864	0.23	-6.38
14	A285	愛知県	明地字江端23	昭和47年	4.0718	4.0740	0.22	-3.98
15	A286	愛知県	上祖父江字道福辺30-1	昭和47年	4.0272	4.0276	0.04	-6.24
16	A289	愛知県	花池2丁目9番	昭和47年	7.1792	7.1807	0.15	-3.80
17	A290	愛知県	大和町南高井字宮腰751	昭和47年	4.4807	4.4823	0.16	-8.03
18	A303	愛知県	春明字裏山15	昭和50年	12.9337	12.9351	0.14	-3.26
19	A367	愛知県	三条字芦山10-1	昭和53年	5.5467	5.5495	0.28	-8.75
20	A369	愛知県	木曾川町里小牧字北青木25	昭和54年	8.2500	8.2503	0.03	-6.92
21	A373(BM5)	愛知県	木曾川町里小牧字新田207	昭和51年	9.0634	9.0641	0.07	-12.10
22	A408	愛知県	浅井町黒岩字石刀塚46地先	昭和62年	16.5424	16.5454	0.30	-3.06
23	木庄流11	愛知県	木曾川町外割田字西郷東63	昭和51年	7.5404	7.5411	0.07	-5.56
24	180-1	国土地理院	牛野通3丁目25-2	昭和36年	7.9485	7.9496	0.11	-17.05
25	181	国土地理院	本町1丁目3番	昭和36年	8.6833	8.6831	-0.02	-3.40
26	181-1	国土地理院	今伊勢町新神戸字新開915	昭和38年	8.0227	8.0237	0.10	-8.03
27	182	国土地理院	木曾川町黒田四ノ通り65地先	昭和38年	7.7594	7.7613	0.19	-8.58

No.	水準点 番号	設置 機関	所在地	累積開始年	令和3年標高 (m)	令和4年標高 (m)	令和4年変動量 (cm)	令和4年累積 (cm)
28	182-1	国土地理院	木曾川町黒田字西針口北切10	昭和38年	9.4078	9.4088	0.10	-18.34
29	182-2	国土地理院	北方町北方字倉骨16地先	昭和38年	15.9764	15.9764	0.00	-17.75
30	1035	国土地理院	開明字東沼48-1	昭和38年	5.8387	5.8393	0.06	-16.83
31	1036	国土地理院	三条字古川44-1	昭和38年	5.3803	5.3839	0.36	-20.19
32	3411	国土地理院	笹野字宮西北	昭和49年	11.7059	廃点	—	—
33	4377	国土地理院	千秋町加納馬場字清水17地先	昭和46年	13.2920	13.2941	0.21	-3.89
34	4391	国土地理院	春明字河戸	昭和46年	13.7463	13.7465	0.02	-19.53
35	4411	国土地理院	大和町荊安賀2224	昭和47年	5.7867	5.7904	0.37	-6.14
36	4687	国土地理院	小信中島字郷南3121-1	昭和47年	5.8429	5.8446	0.17	-6.06
37	上流KL5	中部地方 整備局	東加賀井字江西	昭和48年	12.4149	12.4176	0.27	-16.68
38	上流KL6	中部地方 整備局	祐久字東川田	昭和48年	8.5454	8.5483	0.29	-6.74
39	上流KL7	中部地方 整備局	富田字砂入	昭和48年	15.1075	15.1086	0.11	-7.53
40	上流KL8	中部地方 整備局	富田字上町	昭和48年	13.9421	13.9428	0.07	-12.85
41	上流KL24	中部地方 整備局	光明寺字石原	昭和48年	16.4147	16.4171	0.24	-8.99
42	上流KL25	中部地方 整備局	浅井町極楽寺	昭和48年	17.0459	17.0501	0.42	-8.70
43	上流KL26	中部地方 整備局	浅井町極楽寺	昭和48年	19.1301	19.1334	0.33	-8.77
44	上流KL27	中部地方 整備局	浅井町大野	昭和48年	19.1012	19.1055	0.43	-7.93

(東海三県地盤沈下調査会 提供)

第9章

悪臭

第9章 悪臭

概 況

においには「クサイ、悪い臭い」と「良い匂い、いい香り」があるが、クサイ、悪い臭いだけが悪臭苦情の原因とは限らない。個人の感覚によって良い匂いと悪い臭いが異なるのはもちろん、良い香りであっても一日中嗅ぐことになる場合や強烈な強さである場合には、人はそのにおいを悪臭と感じる。

昭和40年代に環境汚染が社会の関心を呼んだ際、悪臭も人の生活環境を悪化させる要因として受止められた。このため、昭和46年に悪臭防止法が公布され、事業場から発生するにおいが規制の対象になった。しかし、悪臭は様々な原因物質が混じりあったにおいであることがほとんどのうえ、その原因物質を90%以上除去しても人の感覚では無臭とならない。そのため、においを完全に無くすような対策は難しい。

(1) 届出の状況

県条例では、特に強い悪臭が発生すると考えられる業種の事業者に対し、生産量や原料など、前年度の操業実績を市に報告するよう義務付けている。

業種別の届出状況は表9-1のとおりである。

表9-1 悪臭関係工場等届出状況

悪臭関係業種	件数
豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満を除く。)	2
牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満を除く。)	1
鶏を3,000羽以上飼育するもの	2
飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)	4
ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)	1
し尿処理場	1
ごみ処理場	4
終末処理場	2
計	17

(2) 悪臭の状況

悪臭の規制方法は、法で定められた悪臭の原因になる物質（特定悪臭物質）の濃度を規制する方法である物質濃度規制と、物質や臭いの種類に関係なく人が感じる臭いの強さを数値化する臭気指数規制の2種類がある。本市では、平成25年4月1日から臭気指数規制によって悪臭の規制をしている。

悪臭に関する立入の状況は表9-2のとおりである。

表 9-2 悪臭関係立入状況

立入対象・内容	件数
県条例で定められた悪臭関係工場	16
公害苦情相談のあった事業場	14
臭気測定	1

(注) 公害苦情相談のあった事業場への立入件数は、焼却行為を原因とするものを除く。

第 10 章

ダイオキシン類

第 10 章 ダイオキシン類

概 況

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品類の合成の際に、意図しない副生成物として発生し、自然界で分解しにくく、健康面等への影響が大きい物質である。

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「ダイオ法」という。）が平成 12 年 1 月に施行された。ダイオ法は、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染土壌に対する措置等を定めている。ダイオ法により、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設やダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として特定施設が定められ、特定施設を設置している者又は設置しようとしている者は届出が義務付けられた。

(1) 届出の状況

ダイオ法の対象となる事業場と施設の数 は表 10-1 のとおりである。

また、ダイオ法では、ダイオキシン類を発生し、環境中へ排出する対象施設設置者に対し、ダイオキシン類濃度の測定結果の報告を義務付けている。設置者による排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果は、それぞれ表 10-2、表 10-3 及び表 10-4 のとおりであり、すべての施設が排出基準等に適合した。

表 10-1 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)

施 設 名		事業場数	施設数
大気	5. 廃棄物焼却炉	3	5
水質	15. 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	2	2
	18. 水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設		1
	計		3
		2	

表 10-2 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

番号	工場・事業場名称	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)
1	一宮市環境センター	奥町字六丁山52番地	廃棄物焼却炉 (1号焼却炉)	R4. 7. 26	0. 0038	1
2			廃棄物焼却炉 (2号焼却炉)	R4. 7. 15	0. 00015	1
3			廃棄物焼却炉 (3号焼却炉)	R4. 8. 22	0. 00034	1
4	丸福メタル株式会社	北今字堀田52番地	廃棄物焼却炉	R5. 3. 30	1. 3	10
5	一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10番地	廃棄物焼却炉	R4. 6. 30	0. 00017	5

※排出基準値の差は、施設の焼却能力及び設置年月日による。

表 10-3 排出水中のダイオキシン類測定結果

工場・事業場名称	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10番地	・廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	R4. 6. 30	0. 0067	10
		・水質基準対象施設からの汚水等を処理する 下水道終末処理施設			

表 10-4 ばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果

番号	工場・事業場名称	所在地	施設の種類	ばいじん (ng-TEQ/g)		燃え殻 (ng-TEQ/g)		処理基準 (ng-TEQ/g)
				採取年月日	測定結果	採取年月日	測定結果	
1	一宮市環境センター	奥町字六丁山52番地	廃棄物焼却炉 (1号焼却炉)	R4. 7. 15	0. 12	R4. 7. 26	0	3
2			廃棄物焼却炉 (2号焼却炉)			R4. 7. 15	0	3
3			廃棄物焼却炉 (3号焼却炉)			R4. 8. 22	0	3
4	丸福メタル株式会社	北今字堀田52番地	廃棄物焼却炉	R5. 3. 31	0. 16	R5. 3. 31	0. 16	3
5	一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10番地	廃棄物焼却炉	R4. 6. 30	0	R4. 6. 30	0	3

(2) ダイオキシン類の状況

大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、常時監視を行った。環境測定の結果は、それぞれ表 10-5、表 10-6 及び表 10-7 のとおりであり、すべて環境基準に適合した。

なお、測定地点は図 10-1 のとおりである。

表 10-5 ダイオキシン類(大気)測定結果

測定対象	測定年月日	毒性当量	平均値	環境基準
		(pg-TEQ/m ³)	(pg-TEQ/m ³)	(pg-TEQ/m ³)
大気	令和4年5月6日～5月13日	0.017	0.012	0.6以下
	令和4年7月14日～7月21日	0.012		
	令和4年10月6日～10月13日	0.0068		
	令和5年1月12日～1月19日	0.0090		

表 10-6 ダイオキシン類(水質)測定結果

測定対象		測定年月日	毒性当量	環境基準
			(水質：pg-TEQ/L、 底質：pg-TEQ/g)	(水質：pg-TEQ/L、 底質：pg-TEQ/g)
公共用水域	水質	令和4年9月13日	0.74 (平均値)	1以下
		令和4年12月7日		
	底質	令和4年10月6日	0.94	150以下
地下水		令和4年8月3日	0.014	1以下

表 10-7 ダイオキシン類(土壌)測定結果

測定対象	測定年月日	毒性当量	環境基準
		(pg-TEQ/g)	(pg-TEQ/g)
土壌	令和4年8月3日	0.033	1000以下

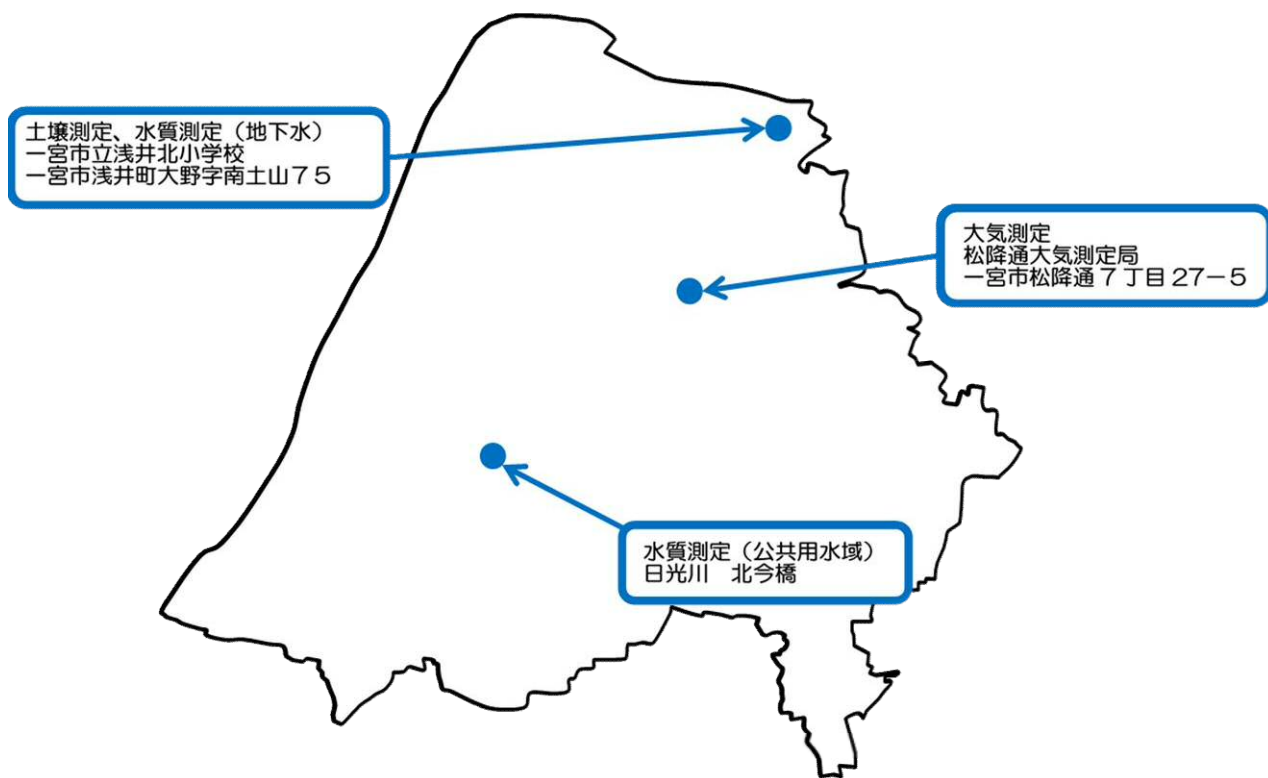


図 10-1 ダイオキシン類測定地点

第 11 章

公害防止管理者等

第11章 公害防止管理者等

概 況

高度経済成長に伴い悪化した公害問題に対応するため、昭和45年にいわゆる「公害国会」が開かれ、公害対策基本法を始めとした多くの法律が改正・制定された。一方で、多くの事業場で、強化された規制基準を遵守するために必要な公害防止体制が整備されていないという実情があった。そのため、昭和46年6月に、工場内に公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の設置を義務付ける、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下、「公害防止組織整備法」という。）が制定された。

公害防止組織整備法では、ばい煙、汚水又は廃液、騒音、特定粉じん、一般粉じん、振動、ダイオキシン類を発生させる工場のうち、使用している施設の種類や規模等の要件を満たす工場を特定工場と定め、自主的な公害防止業務を行う組織を整備し、そのための知見を有する公害防止管理者等を選任することを義務付けている。

さらに、県条例では一定の要件で公害防止担当者を選任することを義務付けている。

(1) 選任対象

① 公害防止統括者

公害防止に関する業務を統括管理する者で、主に工場長等の職責にある者。

② 公害防止管理者

技術的事項に関する管理を担う者。主に施設の直接の責任者であり、公害発生施設の区分ごとに選任される。

③ 公害防止主任管理者

ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の双方にまたがる知識・能力を有し、技術的事項について公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担う者で、主に部長又は課長の職責にある者。

④ 代理者

公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者が、旅行・疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合に、その職務を行う者。

⑤ 公害防止担当者

県条例で定める工場等を設置している場合に、当該工場等から発生する公害の防止に当たる者で、従業員を指示する地位にある者。

(2) 届出の状況

公害防止管理者等及び公害防止担当者の届出状況は、それぞれ表11—1及び表11—2のとおりである。

表11-1 公害防止管理者等届出状況(令和5年3月31日現在)

業種	特定工場数	公害防止者 統括者 届出工場数		公害防止者 主任管理者 届出工場数		公害防止管理者届出工場数													
		本人	代理者	本人	代理者	大気関係		水質関係		騒音関係		特定粉じん関係		一般粉じん関係		振動関係		ダイオキシン類関係	
						本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者
総計	32	23	23	0	0	11	11	3	3	13	13	0	0	4	4	14	14	0	0
		18	18	0	0	9	6	3	3	10	8	0	0	0	0	10	8	0	0
9	食料品製造業	2	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	繊維工業	8	8	8	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	金属製品製造業	10	5	5	0	0	1	1	2	2	4	2	0	0	0	0	4	2	0
25	はん用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	輸送用機械器具製造業	7	3	3	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	6	6	0
32	その他の製造業	5	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 業種は日本標準産業分類の中分類による。

(注2) 総計の上段数字は該当する特定工場数、下段数字は選任されている特定工場数を示す。

表11-2 公害防止担当者届出状況(令和5年3月31日現在)

	大気関係	水質関係	計
該当する工場数	3	5	8
選任されている工場数	3	5	8

第12章

化学物質管理

第12章 化学物質管理

概 況

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっている。現在、原材料や製品など様々な形で流通している化学物質は数万種類といわれている。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌に排出している。

そこで、どんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の一つとして、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づき、PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）が設けられている。PRTR制度は、これまで市民がほとんど目にする事のなかった化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度である。

この制度は、化学物質を環境中に排出した量（排出量）や、原料や製品として事業所の外へ移動させた量（移動量）を事業者が自ら把握し、年に1回市を通じ国に届け出ることから始まる。国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、二つのデータを併せて公表している。

さらに、県条例では、化学物質の製造量と使用量の合計（取扱量）についての届出、化学物質を適正に管理するために講ずる措置を記載した書類（特定化学物質等管理書（以下「管理書」という。））の作成・提出及び事故時の措置を義務付けている。愛知県は、化管法及び県条例に基づき届出・推計された愛知県内の化学物質の環境への排出量等を取りまとめ、毎年公表している。

届出の状況

化管法及び県条例（化学物質関係）の対象となる事業所の数は、表12-1のとおりである。また、化管法に基づく届出の状況は表12-2のとおりであり、県条例（化学物質関係）に基づく届出の状況は表12-3のとおりである。

表 12-1 化管法及び県条例対象事業所(令和5年3月31日現在)

業種	化管法事業所数	県条例事業所数		
		従業員数		
		20人以下	21人以上※	計
繊維工業	5	1	4	5
出版・印刷・同関連産業	1	0	1	1
石油製品・石炭製品製造業	1	0	1	1
プラスチック製品製造業	4	1	3	4
金属製品製造業	2	0	2	2
輸送用機械器具製造業	1	1	0	1
下水道業	2	1	1	2
燃料小売業	32	32	0	32
洗濯業	1	0	1	1
商品検査業	1	0	1	1
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	2	1	1	2
医療業	1	0	1	1
計	53	37	16	53

※ 管理書の作成及び提出並びに事故時の措置に関する届出の対象事業所である。

表 12-2 化管法による届出の状況

項目	受理件数 (到達件数)
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	51 (53)
変更届出書	3 (3)
過年度新規届出書	0 (0)
取下げ願	0 (0)

表 12-3 県条例による届出の状況

項目	受理件数
特定化学物質取扱量届出書	53
特定化学物質等管理書作成提出書※	1
特定化学物質等管理書変更提出書※	5
特定事業所の事故時の措置に関する届出書※	0

※ 従業員数が21人以上の事業所を有する事業者が対象である。

第13章

専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

第13章 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

概 況

水道事業等に関する認可、指導監督等に係る事務については、それらの規模等に応じて厚生労働大臣または都道府県知事が行うこととされている。

一方、専用水道の確認や指導監督、簡易専用水道の指導監督等の事務については、市においては市長、町村においては都道府県知事が行うこととされている。

当市の専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況及び専用水道の届出・立入状況は、それぞれ表13-1及び表13-2のとおりである。

表13-1 専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況(令和5年3月31日現在)

種類	設置数(件)
専用水道	13
貯水槽水道	1,232
簡易専用水道	348
小規模貯水槽水道	884
飲用井戸	423

表13-2 専用水道の届出・立入状況

届出・立入内容	件数
確認申請書	0
水道技術管理者設置・変更届	4
給水開始届	0
記載事項変更届	0
廃止届	0
立入調査	13
給水開始前現地確認	0

第 2 部

環境施策

第1章

環境政策課の概要

第1章 環境政策課の概要

人類共通の課題である環境保全と持続可能な開発をテーマとした地球サミットが平成4年6月に開催され、「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」への署名が開始されると共に、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」及び「森林原則声明」の文書が合意に至る。

国内では平成5年11月に、「環境基本法」が制定された。この法律は、環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律で、環境に関する全ての法律の最上位に位置し、環境の保全に向けて環境法の基本理念を明らかにし、国、地方公共団体、事業者、市民の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定め、現在だけでなく将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としている。

本市においては、市民の環境意識の高まりの中で、工場・事業所から規制のかからない公害が発生するなど公害問題が多様化してきた。このような状況に対し、平成16年3月に環境に関する基本理念等を定めた「一宮市環境基本条例」を制定し、これに基づき、望ましい環境像や具体的な施策などを示した「一宮市環境基本計画」を策定した。

また、地球温暖化に代表される地球規模の環境問題、近年のライフスタイルの多様化に伴う生活環境問題に対応するため、平成24年4月に「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や、平成26年3月に「第2次一宮市環境基本計画」を策定し、目指すべき環境像の実現に向けた施策を実施している。

平成27年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる新しい国際条約「パリ協定」が採択され、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保ち、1.5度に抑える努力をすとした。また、途上国を含むすべての参加国に「温室効果ガス削減・抑制目標」を定めることを求めている点が従来と異なる画期的な点と言われている。

このような世界的な動向を踏まえて、本市は気候変動対策として温室効果ガスの排出量を減らし、地球温暖化の進行を抑制しようとする「緩和策」だけでなく、既に起こりつつある気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」を位置づけた計画として、「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」を令和2年3月に策定している。

令和2年10月に国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減すとした。本市もこの目標の達成に向けた様々な対策を実施している。

令和3年4月に一宮市は中核市へ移行し、それに伴い各種環境関連の権限が国、県から委譲され、同時に環境部の組織改編を行い、新たに環境政策課が設立された。

令和5年1月には市が東邦ガス株式会社、アーバンエナジー株式会社、株式会社愛知

銀行との共同出資により「いちのみや未来エネルギー株式会社」を設立し、令和 5 年 7 月から小・中学校をはじめ 82 の市公共施設へ電力供給を開始した。

また、令和 5 年 2 月に「2050 年二酸化炭素 (CO₂) 実質排出量ゼロ」を目指す「いちのみやゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

今後も各種環境施策に積極的に取り組み、「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」を目指します。

(1) 環境政策課の組織及び人員 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

環境政策課 12 名 (事務職 11 名 会計年度任用職員 1 名)

課長 1 名 —— 専任課長 2 名 —— 環境政策グループ 9 名

(うち 1 名は経済産業省中部経済産業局へ派遣)

(2) 環境政策課の所掌事務

- ① 環境施策の調査、企画及び調整に関する事務
- ② 環境基本計画に関する事務
- ③ 環境審議会に関する事務
- ④ 環境教育及び環境美化に関する事務
- ⑤ 地球温暖化対策に関する事務
- ⑥ 再生可能エネルギー及び省エネルギーの普及促進に関する事務
- ⑦ 生物多様性及び生態系の保全に関する事務
- ⑧ 鳥獣捕獲許可に関する事務

(3) 令和4年度環境政策課の主な事業

- 4月 1日 「さわやかエコスタイル」を実施（～3月31日）
5月 6日 幼児環境教育推進事業（千秋保育園）を実施
17日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（丹陽西小）を開催
18日 幼児環境教育推進事業（今伊勢北保育園）を実施
19日 幼児環境教育推進事業（門間保育園）を実施
23日 幼児環境教育推進事業（起保育園）を実施
28日 第1回環境学習講座「身の回りの空気を測って、地球温暖化について学ぼう」を開催
6月 6日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（貴船小）を開催
7日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（大志小）を開催
8日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（朝日東小）を開催
9日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（萩原小）を開催
第1回一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を開催（～14日）
10日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（千秋東小）を開催
幼児環境教育推進事業（朝宮保育園）を実施
13日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（北方小）を開催
14日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（木曾川東小）を開催
幼児環境教育推進事業（尾西幼稚園）を実施
15日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（小信中島小）を開催
16日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（千秋南小）を開催
20日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（神山小）を開催
21日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（神山小）を開催
28日 幼児環境教育推進事業（玉ノ井保育園）を実施
7月 5日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（今伊勢小）を開催
26日 幼児環境教育推進事業（北方東保育園）を実施
8月 6日 第2回環境学習講座「地球上の少ない水でキミは何する？」を開催
20日 第3回環境学習講座「水の惑星地球を救え！ぐるぐるトルネード実験」を開催
9月 2日 幼児環境教育推進事業（野口保育園）を実施
8日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（朝日西小）を開催
16日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（丹陽小）を開催
10月 30日 第18回一宮市環境月間優秀作品顕彰式を開催
11月 14日 幼児環境教育推進事業（研修南保育園）を実施
26日 第4回環境学習講座「知って得する！家庭の省エネ講座」を開催
12月 7日 幼児環境教育推進事業（かもめ三ツ井保育園）を実施
8日 幼児環境教育推進事業（三条保育園）を実施
20日 一宮市環境基本計画等連絡会議を開催（～12月26日）
1月 12日 一宮市環境基本計画等推進協議会を開催
2月 3日 一宮市環境審議会を開催
18日 第5回環境学習講座「つくろう！！138のカラフルいきもの」を開催
18日 第50回一宮市消費生活フェアへ出展
3月 18日 第6回環境学習講座「けしちのおはなしとカラフルないきもの

3月27日 「づくり」を開催
第2回一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を開催(～29日)

(4) 環境政策課のあゆみ

令和3年4月 中核市へ移行
【機構改革】環境保全課と清掃対策課から分離独立し、環境政策課が新設
令和5年1月 民間事業者と共に出資して「いちのみや未来エネルギー株式会社」を設立
令和5年2月 「いちのみやゼロカーボンシティ」を表明

第 2 章

一宮市環境基本計画

第2章 一宮市環境基本計画

概 況

一宮市環境基本条例第24条に基づき、環境審議会を設置し、環境基本計画の進行管理等について審議した。

なお、一宮市環境審議会等の組織及び所掌分掌については図2-1のとおりである。また、会議の開催状況及び代表指標25項目の評価については、それぞれ表2-1及び表2-2のとおりである。

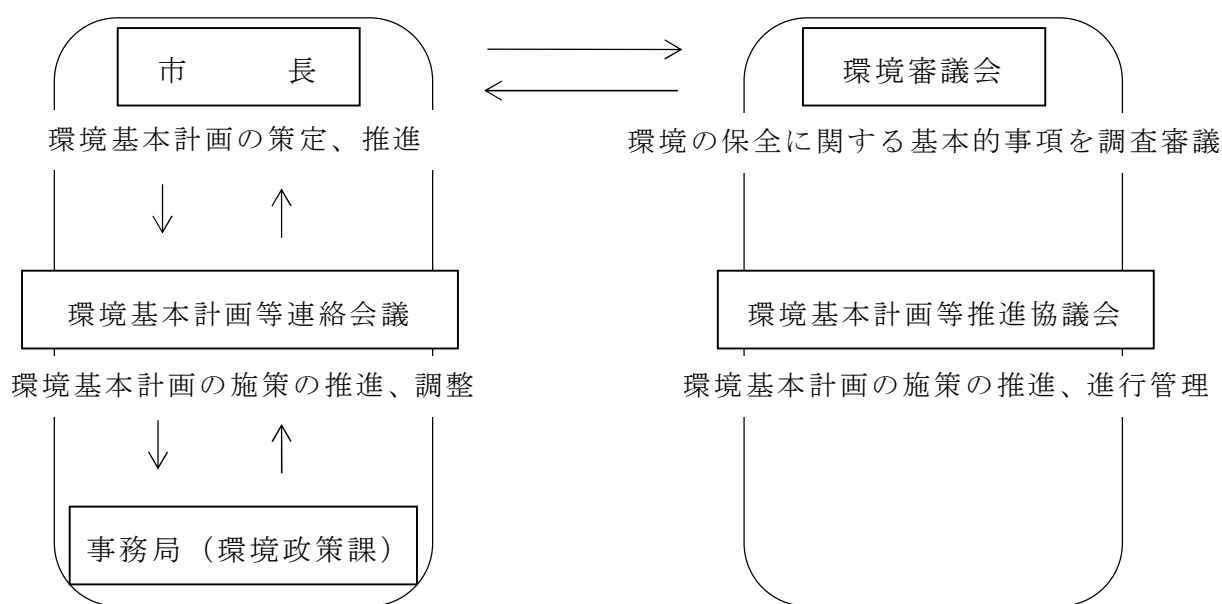


図2-1 環境審議会等の組織

表2-1 会議開催状況

会議名	開催回数
環境審議会	1回
環境基本計画等推進協議会	1回
環境基本計画等連絡会議	1回

表2-2 代表指標25項目(令和3年度)

(評価)					
A:目標を達成 B:目標に近づいている C:目標から遅れている D:目標達成が難しい					
番号	指標名	目標数値	基準数値	令和3年度 実績	評価
1	市が保有する低公害車の導入率	100%	78.5%	91.3%	B
2	次世代自動車充電施設の設定数	51箇所	18箇所	42箇所	B
3	市内路線バスの利用者数	約490万人	約478.9万人	約376.8万人	C
4	光化学オキシダントの環境基準の達成日数 (環境基準達成率)	365日 (100%)	259日 (71.9%)	294日 (80.5%)	B
5	市内河川における生物化学的酸素要求量の水質基準の達成率	100%	100%	100%	A
6	土壌汚染区域の指定状況	0件	0件	0件	A
7	不法投棄ごみの回収量	91.8t	104.7t	52.6t	A
8	騒音環境基準の達成率 (自動車騒音面的評価)	100%	97.2%	98.8%	B
9	河川敷公園・緑地の面積	124ha	113.53ha	121.64ha	B
10	雨水貯留浸透施設(補助金対象)における累積貯留量	2,100 m ³	1,147.5 m ³	1,377.9 m ³	B
11	住民一人当たりの都市公園等の面積	6.5 m ²	5.67 m ²	6.10 m ²	B
12	市街化区域の都市公園面積	56.47ha	56.31ha	58.49ha	A
13	生きものの生息できる環境(学校ビオトープ等)の箇所数	現状維持 (35箇所)	26箇所	35箇所	A

(評価)					
A:目標を達成 B:目標に近づいている C:目標から遅れている D:目標達成が難しい					
番号	指標名	目標数値	基準数値	令和3年度実績	評価
14	ごみ出しルールが守られていないごみへの警告シール貼付数	105,800枚	117,623枚	84,837枚	A
15	ごみのリサイクル率	17%	18.1%	14.0%	C
16	市民一人1日あたりのごみの排出量	790g/日	882g/日	823g/日	B
17	住宅用太陽光発電施設設置モジュール(補助金対象)の累積公称出力数	6万kW	約1.9万kW	約3.52万kW	B
18	温室効果ガスの排出量(平成25年度比)	26%削減	2.5%削減	5.8%削減	B
19	ノーカーデーの実施	増やしていく	毎月1回	毎月0回	C
20	エコモビ実践キャンペーンへの取組事業者数	10団体	2団体	13団体	A
21	サイクリングロードの整備距離	17.9km	10.4km	13.51km	B
22	自転車が行きやすい道路の整備距離	増やしていく	9.75km	11.45km	A
23	環境学習講座など環境に関連した学習機会の提供	50回	32回	38回	B
24	子ども向け環境学習講座の開催数	40回	15回	17回	B
25	子ども向け環境イベント	1回以上	0回	0回	C

第 3 章

地球温暖化対策実行計画

第3章 地球温暖化対策実行計画

概 況

地球温暖化とは、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど）の大気中の濃度が高まることにより、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地表面の温度が上昇する現象である。地球温暖化の進行によって、海面上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行等の悪影響を及ぼしている。

この地球規模の問題に対し、市の事務事業においては、自らが一事業者として地球温暖化対策に取り組む「第5次エコアクション一宮」を策定し、市民、事業者、市が一体となって、市域全体で温室効果ガス排出抑制に取り組むための「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」を策定している。

(1) 「第5次エコアクション一宮」

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、自らが率先して事務事業を見直し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の削減を行うことを目的とする地方公共団体実行計画（事務事業編）として「エコアクション一宮」を策定し、平成13年4月から実施し、現在は「第5次エコアクション一宮」（令和3年度～令和12年度）に取り組んでいる。

「第5次エコアクション一宮」では、令和12年度までに温室効果ガスの排出量を平成27年度実績より24%削減することを目標としている。公の施設を含む各庁舎等の市関連施設を対象とし、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入や照明のLED化などを推進するとともに、日常の事務・事業においても、空調機器や照明器具の適正使用等に率先して取り組み、環境への負荷を低減するように努めた。また、令和3年度から、夏期間中にノーネクタイを励行する「さわやかエコスタイルキャンペーン」を拡充し、年間を通して施設や季節の状況に合わせ、ノーネクタイや重ね着などの服装を推奨する「さわやかエコスタイル」へと変更した。

ア 温室効果ガスの排出状況

令和4年度における市の事務事業によって発生する温室効果ガスの排出量は78,728.7t（二酸化炭素換算値）、基準年度比26.6%減少した。そのうち二酸化炭素は74,951.7t、全体の95.2%を占めている。資源・エネルギー使用量と温室効果ガス排出状況は、それぞれ表3-1及び表3-2のとおりである。

表 3-1 資源及びエネルギーの使用状況

項目		単位	基準年度 【平成 27 年度】	令和 4 年度	基準年度比 増減 (%)
エネルギー 使用量	電気	kWh	66,398,493	64,306,490	△ 3.2
	ガソリン	ℓ	210,471	199,832	△ 5.1
	灯油	ℓ	228,379	120,024	△ 47.4
	軽油	ℓ	146,491	136,310	△ 6.9
	A重油	ℓ	1,273,183	1,098,095	△ 13.8
	液化石油ガス (LPG)	kg	82,475	96,078	16.5
	液化天然ガス (LNG)	kg	1,172	1,423	21.4
	都市ガス	m ³	3,923,915	4,860,058	23.9
廃プラスチック類		t	20,311	12,895	△ 36.5

表 3-2 温室効果ガス排出状況

温室効果ガスの種類		単位	基準年度 【平成 27 年度】	令和 4 年度	基準年度比 増減 (%)
二酸化炭素	電気	tCO ₂	33,000.1	24,077.1	△ 27.0
	ガソリン	tCO ₂	488.3	463.6	△ 5.1
	灯油	tCO ₂	568.7	298.9	△ 47.4
	軽油	tCO ₂	378.0	351.7	△ 7.0
	A重油	tCO ₂	3,450.3	2,975.8	△ 13.8
	液化石油ガス (LPG)	tCO ₂	247.4	288.2	16.5
	液化天然ガス (LNG)	tCO ₂	3.2	3.8	18.8
	都市ガス	tCO ₂	8,750.3	10,837.9	23.9
	廃プラスチック類	tCO ₂	56,159.9	35,654.7	△ 36.5
		tCO ₂	103,046.1	74,951.7	△ 27.3
メタン		tCO ₂	854.7	730.5	△ 14.5
一酸化二窒素		tCO ₂	3,291.5	3,020.6	△ 8.2
ハイドロフルオロカーボン		tCO ₂	5.8	5.4	△ 6.9
六ふっ化硫黄		tCO ₂	24.2	20.5	△ 15.3
合計		tCO ₂	107,222.4	78,728.7	△ 26.6

イ グリーン購入の実施状況

令和4年度の市の事務事業におけるグリーン購入率は76.2%であった。なお、品目別のグリーン購入状況については表3-3のとおりである。

表 3-3 品目別グリーン購入状況

分類	適合（円）	不適合（円）	適合率（％）
紙類	55,205,112	18,688,429	74.7%
文具類	20,392,468	1,061,099	95.1%
オフィス家具等	25,084,250	11,538	99.9%
画像機器等	14,734,396	1,451,342	91.0%
電子計算機等	3,553,771	18,118	99.5%
オフィス機器等	2,743,629	76,201	97.3%
移動電話等	0	0	—
家電製品	583,684	0	100%
エアコンディショナー	0	0	—
照明	1,174,906	80,509	93.6%
自動車等	29,516,924	0	100%
消火器	902,426	0	100%
制服・作業服等	7,508,646	681,236	91.7%
インテリア・寝装寝具	2,875,421	9,631	99.7%
作業手袋	216,728	1,356,515	13.8%
その他の繊維製品	149,393	48,197	75.6%
設備	275	0	100%
公共工事	29,475	0	100%
役務	10,719,393	31,238,079	25.5%
ごみ袋等	2,864,515	0	100%
合計	175,390,898	54,720,894	76.2%

注) グリーン購入率は調達対象品目総購入額に占める特定調達物品購入額の割合を示す。

(2) いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030

地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、市域内で排出される温室効果ガスの削減を推進するため、平成24年4月に一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。

これを引き継ぐ形で、令和2年3月に「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」を策定し、市民・事業者・市の三者が連携して温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。

この計画は、従来の計画を見直すとともに、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画としての位置付けを加えた計画である。計画では、令和12年度には基準年度（平成25年度）比26%削減を目指し、長期目標では令和32年度に基準年度比80%削減を目標としている。

令和2年度中の市全域における温室効果ガス排出量は、基準年度比で10.7%の減少となった。なお、温室効果ガスの部門別排出量については表3-4のとおりである。

表 3-4 一宮市域内の温室効果ガス排出量推計量

部門	基準年度 【平成25年度】 (単位：tCO ₂)	令和2年度 (単位：tCO ₂)	基準年度比増減 (%)
産業	853,434	715,154	△16.2
民生家庭	544,650	449,893	△17.4
民生業務	308,453	252,989	△18.0
運輸	616,076	647,510	5.1
廃棄物	59,367	60,386	1.7
農業	6,475	7,250	12.0
合計	2,388,455	2,133,181	△10.7

(3) フロン排出抑制法

令和元年6月にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が改正され、令和2年4月から施行された。この改正によりフロン類使用製品を廃棄する時の規制が強化され、地球温暖化係数が非常に高いフロン類の排出抑制が図られた。なお、令和4年度中の本市における各部局ごとの漏えい量については表3-5のとおりである。

表 3-5 フロン漏えい量

部局	市長部局 (単位：tCO ₂)	病院部局 (単位：tCO ₂)	教育部局 (単位：tCO ₂)	水道部局 (単位：tCO ₂)
漏えい量	14.1	28.8	65.2	0

※部局単位で1,000tCO₂以上の漏えいがあった場合のみ国へ報告が必要になる。

第 4 章

気候変動対策

第4章 気候変動対策

概 況

「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」を踏まえ、気候変動対策への取り組みとして、地球温暖化の「緩和策」と、気候変動の影響への「適応策」に取り組んでいます。

(1) 家庭部門における低炭素化の促進

家庭における温室効果ガスの排出を削減するため、住宅用太陽光発電システムをはじめとした地球温暖化対策設備の導入や、高効率・省エネ型の家電製品の選択を促すなど、省エネルギー型ライフスタイルの普及を促進しています。

ア 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

平成19年度から住宅用太陽光発電システム設置補助を開始し、平成23年度から家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助を追加した。

令和元年度から更なる温室効果ガス排出の削減を図るため、新たに住宅用地球温暖化対策設備設置補助を開始した。

なお、令和4年度の補助実績については表4-1のとおりである。

表4-1 住宅用地球温暖化対策設備設置補助実績

補助対象設備	補助額	件数	金額
住宅用太陽光発電システム ※	18,000円/kW (上限4kW)	83件	5,734,000円
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	60,000円 (定額)	49件	2,940,000円
定置用リチウムイオン 蓄電システム (蓄電池)	50,000円 (定額)	297件	14,850,000円
家庭用エネルギー管理システム (H E M S)	10,000円 (定額)	205件	2,050,000円
電気自動車等充給電設備 (V2H)	50,000円 (定額)	13件	650,000円
計			26,224,000円

※〔蓄電池とH E M S〕又は〔H E M SとV2H〕と同時設置であることが要件

イ 省エネ家電製品購入補助金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」を活用し、自ら居住する市内の住宅に一定の省エネ基準を満たす「エアコン、冷蔵庫、冷凍庫」を購入、設置したものに対して、経費の一部を補助するものである。令和4年度の補助実績については表4-2のとおりである。

表 4-2 省エネ家電製品購入補助実績

対象経費の合計	補助金額	件数	執行額	件数割合
15万円以上	3万円	3,201件	9,603,000円	94.0%
10万円以上15万円未満	2万円	190件	380,000円	5.6%
5万円以上10万円未満	1万円	15件	15,000円	0.4%
合計		3,406件	9,998,000円	100%

機器の種類	件数
エアコン	1,824件
冷蔵庫	2,117件
冷凍庫	73件
合計	4,014件

※補助件数と機器の合計台数の相違は、1件の申請で「エアコン+冷蔵庫」や「冷蔵庫+冷凍庫」のように種類が違う申請を1件ずつカウントしているためである。

(2) 公共施設における低炭素社会の促進

「第5次エコアクション」の目標を達成するため、各庁舎等の市関連施設を対象として、照明のLED化や太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入など、率先して取り組みを進めています。

ア 全庁LED化事業の推進

市の全ての施設(指定管理者が管理している施設も対象)において、令和4年度にLED照明を導入した主な施設については表4-3のとおりである。

表4-3 全庁 LED 化事業の実績

単位【上段：千 kWh、下段：t（二酸化炭素換算値）】

	平成27年度 (基準年度)	令和3年度 －平成27年度		令和4年度 －平成27年度	
	佐千原浄水場	13,017	△542	(△4.2%)	△729
	6,469	△1,405	(△21.7%)	△952	(△14.7%)
東部浄化	6,471	△1,794	(△27.7%)	△1,904	(△29.4%)
センター	3,216	△1,317	(△41.0%)	△1,166	(△36.2%)
公園緑地課	799	△29	(△3.6%)	△125	(△15.6%)
	397	△85	(△21.3%)	△94	(△23.8%)
小中学校	6,883	529	(+7.7%)	428	(+6.2%)
	3,208	272	(+8.5%)	△1,877	(△58.5%)
尾西庁舎	330	50	(+15.1%)	18	(+5.5%)
	164	△10	(△6.0%)	△8	(△4.7%)
環境センター	1,000	△169	(△16.9%)	△449	(△44.9%)
	482	△414	(△85.9%)	△386	(△80.0%)

※温室効果ガス排出量は電気使用量に関する部分のみで算出しています。排出係数は施設毎の契約電力会社の数値を使用しています。

※電気使用量は千 kWh 単位で表示しているため、増減率が一致しない場合があります。

イ 地域新電力会社の設立

令和5年1月18日(水)に、一宮市、東邦ガス株式会社、アーバンエナジー株式会社、株式会社愛知銀行の4者の共同出資により地域新電力会社「いちのみや未来エネルギー株式会社」を設立した。

いちのみや未来エネルギー株式会社は、環境センターでつくられた再生可能エネルギー由来の電力を公共施設へ供給することによりエネルギーの地産地消を推進し、市域の二酸化炭素排出量の削減を図り、令和5年度から学校、病院など高压電力の82施設へ電力を供給する。

なお、いちのみや未来エネルギー株式会社の会社概要については表4-4のとおりである。

表4-4 会社概要

商号	いちのみや未来エネルギー株式会社
本店所在地	愛知県一宮市音羽一丁目1番13号（東邦ガス 一宮事業所内）
事業内容	小売電気事業など
資本金	1億円
出資者及び出資割合	一宮市51%、東邦ガス34%、 アーバンエナジー10%、愛知銀行5%

ウ 公共施設等再生可能エネルギー設備導入調査事業

国が2021年6月に示した「地域脱炭素ロードマップ」において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備の導入、2040年には100%の導入」の目標を掲げている。

本市においてもこの目標達成及び二酸化炭素排出量削減を目的とし、公共施設等への太陽光を中心とする再生可能エネルギー発電設備の導入を計画的に進めるために、調査を実施した。

令和5年2月に調査が完了し、太陽光発電設備導入に向け優先的に検討する施設を選定したほか、事業採算性の評価や蓄電池の導入検討を行った。

第 5 章
環境教育・学習

第5章 環境教育・学習

概 況

本市では環境教育の推進を掲げており、令和4年度はアサガオやゴーヤなどのつる性植物で建物の窓辺に緑のカーテンを作り、室温の上昇を抑える「緑のカーテン」事業を小学校38校、中学校12校、公立保育園50園、公共施設29施設で実施した。

その他にもエコハウス138において「環境学習講座」を実施し、各世代に合わせた環境教育・学習に取り組んだ。環境学習講座等の開催状況は表5-1のとおりである。

また、環境省主催の事業である「こどもエコクラブ」は、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブで、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援している。

一宮市は事務局として市内のこどもエコクラブへ情報提供等の支援をしている。こどもエコクラブの登録実績については表5-2のとおりである。

表5-1 環境学習講座等の開催状況

環境学習講座等	開催回数
環境学習講座	6回
子ども環境体験講座	1回
子ども環境イベント～エコフェス～	1回
緑のカーテン講座	14回
幼児環境教育	12回

表5-2 こどもエコクラブ登録実績

クラブ数	クラブ員数
5団体	18人

※令和5年3月31日時点の登録数

第3部

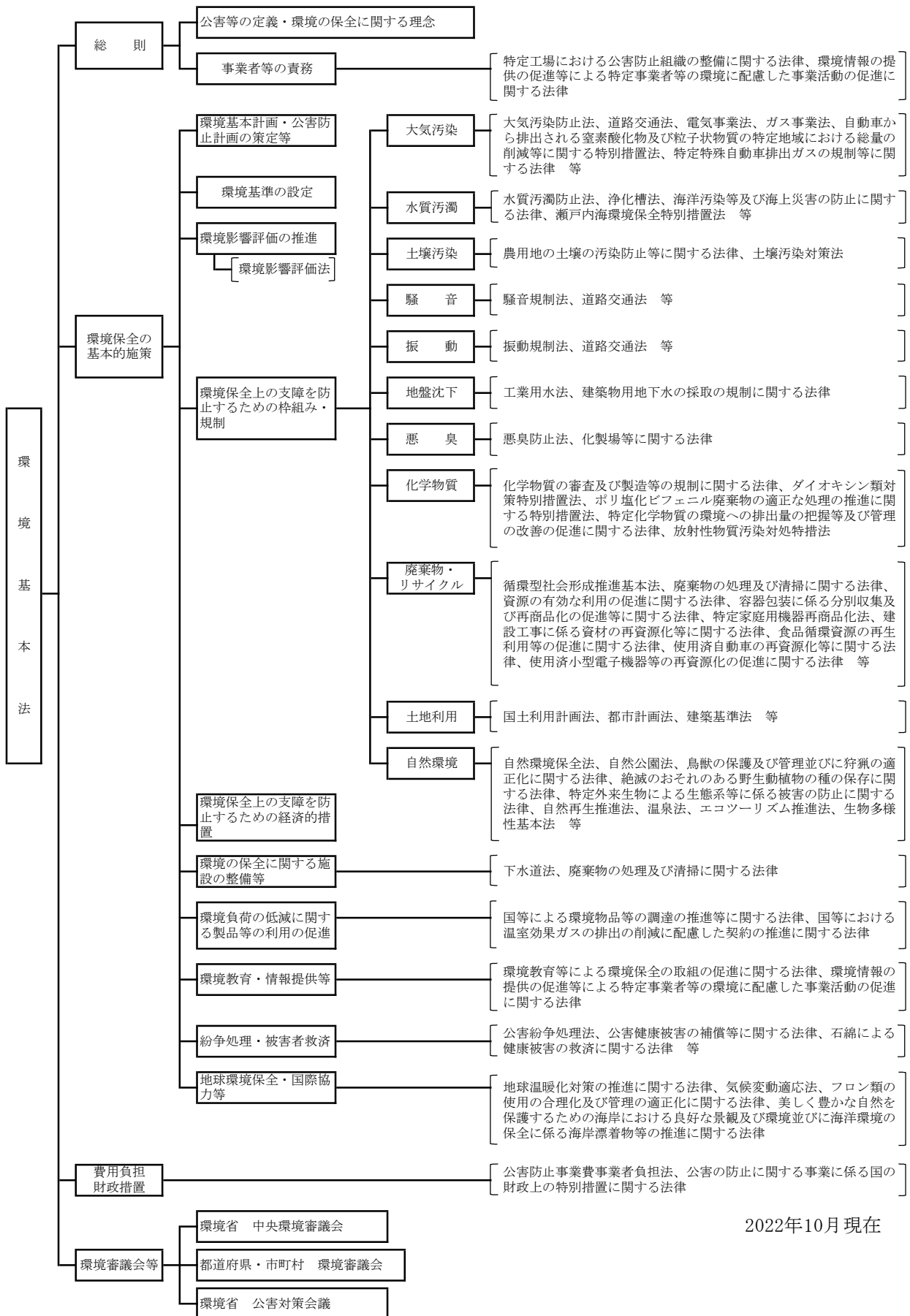
資料

(本部の内容は特に断りが無い場合、令和5年4月1日時点で施行されているもの。)

第1章

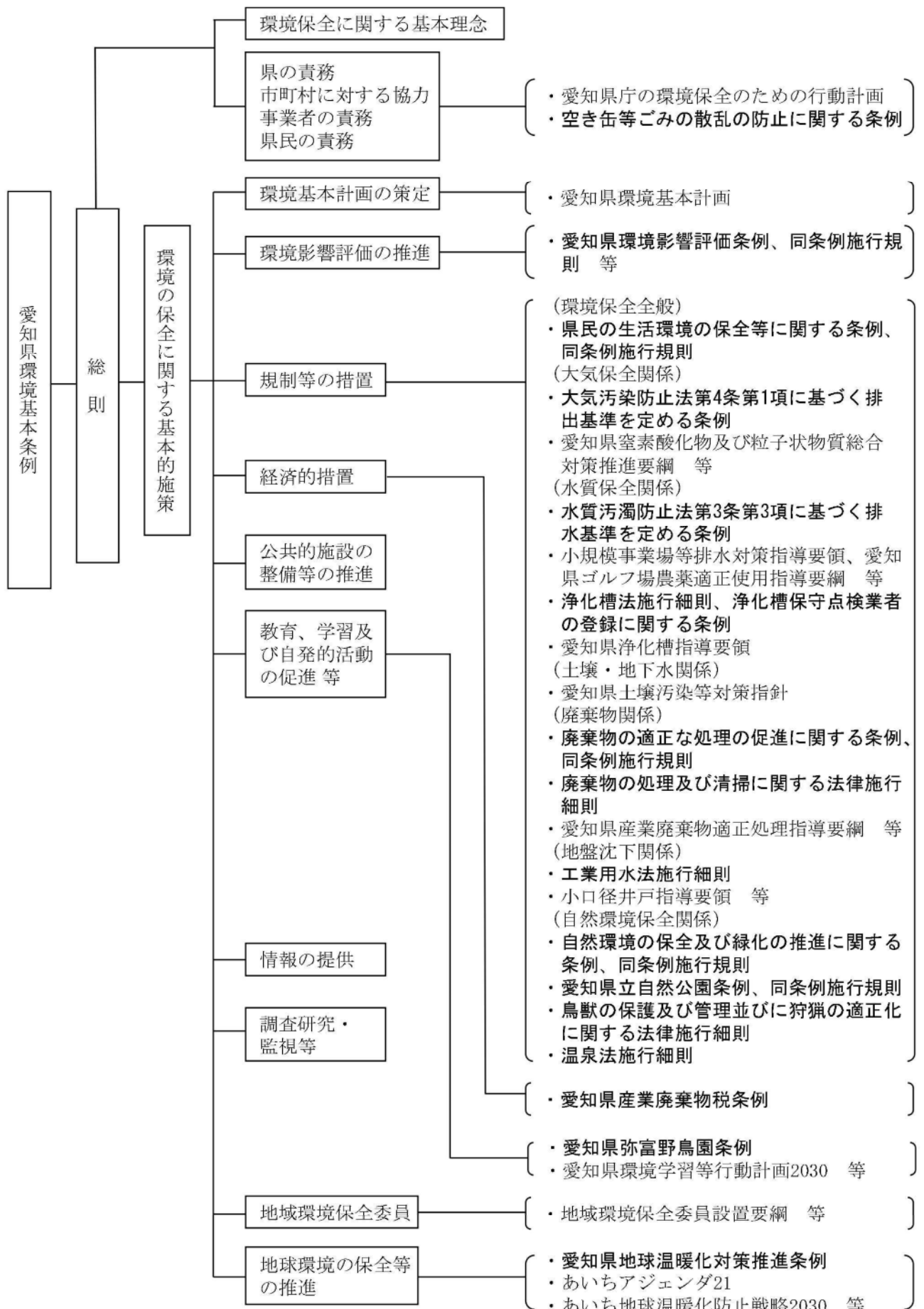
環境法の体系

環境法の体系



2022年10月現在

愛知県における環境保全関係条例等の体系



2022年10月現在

第2章

一宮市の条例など

一宮市環境基本条例

平成16年3月24日

条 例 第 19 号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条－第21条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第22条・第23条）

第4章 一宮市環境審議会（第24条－第29条）

付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曾川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに一宮市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。

(4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（環境基本計画の推進）

第9条 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

（規制の措置）

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に資する施設の整備等）

第11条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

（エネルギーの有効利用等の促進）

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の参加の機会の確保）

第14条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第15条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第16条 前条に定めるもののほか、市は、市民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第18条 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第20条 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第21条 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第22条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第23条 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 一宮市環境審議会

(一宮市環境審議会の設置)

第24条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

第25条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する18人以内の委員で組織する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民

(4) 事業者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（審議会の運営に関する事項）

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び付則第3項の規

定は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後最初に策定される環境基本計画に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例（平成14年一宮市条例第26号）に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。
- 3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則（平成18年9月29日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一宮市環境基本条例（以下「新条例」という。）第25条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残忍期間と同一の期間とする。

付 則（平成22年3月26日条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月29日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の規定により新たに委嘱される委員（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第26条の規定にかかわらず、平成24年3月31日とする。

付 則（令和2年12月21日条例第79号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市公害対策協議会設置規程

昭和 45 年 9 月 28 日

規 程 第 9 号

(目的)

第 1 条 市民の健康と快適な生活環境の保全を考慮して、その対策を協議するため、一宮市公害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 協議会は、公害防止及びその対策に関して前条の目的達成のために次の事項を協議する。

- (1) 公害防止の対策、指導に関すること。
- (2) 公害防止の調査、研究に関すること。
- (3) 公害防止の思想の高揚に関すること。
- (4) その他公害に関して必要と認めたこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 関係業界の代表者
 - (3) 優れた識見を有する者
 - (4) 関係官公署の代表者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、副市長をもってあてる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長は、公害に関する専門の事項を調査協議するため、必要があるときは協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指定する委員をもって組織する。

3 部会には、前項の委員のほか、必要に応じて専門知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第8条 協議会の事務は、環境部環境保全課において処理する。

(運営その他必要事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に基づく公害に関する委員会または附属機関を設立するときは効力を失なう。

付 則（昭和45年11月9日規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年9月27日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（令和2年10月22日訓令第7号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年10月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に改正前の第3条の規定により委員に委嘱されている者のうち、同条第1号に該当するもの(当該委員の欠員による後任者を含む。)の任期の終期については、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和4年3月31日とする。

3 この訓令の施行の際、現に改正前の第3条の規定により委員に委嘱されている者のうち、同条第2号から第4号までの規定に該当するものは、この訓令の施行の日をもって解任されたものとみなす。

4 改正後の第3条の規定により新たに委員に委嘱される者のうち、同条第2号から第5号までの規定に該当するもの(当該委員の欠員による後任者を含む。)の任期の終期については、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和4年3月31日とする。

一宮市公害対策会議要綱

(設 置)

第 1 条 公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、その対策を樹立し、もって公害処理の円滑な推進を図るため、一宮市公害対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項の実施について協議する。

- (1) 公害の発生防止対策に関すること。
- (2) 公害対策に関する連絡調整及びその推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公害対策に関し必要なこと。

(組 織)

第 3 条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には副市長、副会長には環境部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(幹 事)

第 4 条 会議に幹事を置き、第 2 条に規定する事務の予備的調査研究及び資料の収集を行う。

- 2 幹事には、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

(招 集)

第 5 条 会議及び幹事の招集は、必要に応じて随時会長が行う。

- 2 会長は、必要に応じて、別表第 2 の幹事以外の者を招集することができる。

(庶 務)

第 6 条 会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

財務部長	保健所長	活力創造部長	まちづくり部長	建築部長
建設部長	教育部長	上下水道部長		

別表第 2（第 4 条、第 5 条関係）

保健総務課長	保健予防課長	廃棄物対策課長	施設管理課長	産業振興課長
農業振興課長	都市計画課長	公園緑地課長	建築指導課長	維持課長
教育部総務課長	計画調整課長	施設保全課長		

一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例

令和 2 年 12 月 21 日

条例第 62 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等の除去について必要な事項を定めることにより、空き地の不良状態を解消し、市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地 現に人が使用していない土地又は人が使用していない土地と同等の状態にある土地で、現に工作物その他の物件が設置されていないもの又はその部分をいう。ただし、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 1 項に規定する農地及びこれに類するものを除く。

(2) 雑草等 雑草及びこれに類する竹木をいう。

(3) 不良状態 雑草等が繁茂することにより、害虫の発生源、ごみ等の不法投棄の誘発、又は犯罪発生の遠因その他生活環境に支障がある状態をいう。ただし、雑草等が隣地との境界線を越えることによるものを除く。

(4) 所有者等 空き地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、常にその所有し、占有し、又は管理する空き地の適正な管理に努め、当該空き地の不良状態の解消に努めなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する啓発に努めるものとする。

(立入調査)

第 5 条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、所有者等に対し、その所有し、占有し、又は管理する空き地における雑草等の状況、不良状態の解消方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該空き地に立ち入り、雑草等の状況若しくは不良状態の解消状況を確認させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び助言)

第 6 条 市長は、不良状態にある空き地の所有者等に対し、この条例の目的達成に必

要な限度において、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第 7 条 市長は、前条に規定する指導を受けた者が指導に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 8 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく、当該勧告を履行しないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 9 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく、当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市環境審議会の運営に関する規則

平成 18 年 9 月 29 日

規則 第 67 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、一宮市環境基本条例（平成 16 年一宮市条例第 19 号）第 29 条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会には、専門的な見地から審議事項を検討させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第 5 条 部会長は、部会での検討結果を審議会に報告しなければならない。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、会長が招集する。

令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を購入し、住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象設備とその概要は以下のとおりとし、補助の要件は別表第1に掲げるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの

(2) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの

(4) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭での電力使用量等を自動で測定し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの

(5) 電気自動車等充給電設備（V2H）

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象設備を新たに設置する者であること。
 - (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象設備付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者であること。
- 2 補助対象設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民として記録されている者であること。
- 3 各補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額及び補助金の交付対象となる経費)

第5条 この要綱において、補助金の額及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象設備に係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画書（様式第2）
- (2) 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し
ただし、補助対象経費が明記されていない場合は、見積書の写しまたは内訳書の写し等を添付すること。
- (3) 補助対象設備を設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 現況が確認できるカラー写真（補助対象設備設置予定の住宅の部分及び住宅全景の写真。新築の場合で住宅がない場合は建築予定地の写真。）
ただし、建売住宅の場合は、次に挙げるカラー写真も添付すること。
 - ア 住宅用太陽光発電システムにおいては、設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるもの
 - イ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認でき

るもの

ウ 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるもの

エ 家庭用エネルギー管理システムにおいては、補助対象設備の本体が確認できるもの

オ 電気自動車等充給電設備においては、補助対象設備の本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるもの

(5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象設備の工事に着手することが、又は建売住宅の場合は補助対象設備を設置された建物の引渡しを受けることができる。

(計画変更等の承認)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更申請書（様式第4。以下「変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

(1) 令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更書（様式第5）
ただし、工事中止の場合は不要。

(2) 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し
ただし、契約内容に変更がある場合のみ。補助対象経費が明記されていない場合は、見積書の写しまたは内訳書の写し等を添付すること。

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、変更申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金変更決定通知書（様式第6）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象設備の設置を完了したときは、完了日から1か月以内又は令和5年3月31日(金)のいずれか早い日までに、令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金実績報告書(様式第7。以下「報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備設置の完了日から1か月を経過する日が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。

- (1) 令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金概要書(様式第8)
- (2) 領収書の写し(補助対象者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの)
- (3) 補助対象者の住民票の写し(交付決定日以降に発行したものに限る。)
- (4) 住宅用太陽光発電システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し
 - イ 製造者または製造者を代行できる業者の発行する設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が明記された未使用品であることが確認できる出力対比表の写し
 - ウ 設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
 - エ 太陽電池モジュール配置図
- (5) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書の写し(補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの)
 - イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
- (6) 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し(補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの)
 - イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
- (7) 家庭用エネルギー管理システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し(補助対象者の氏名、型式と製造番号、保証の開始日が記載されたもの)
 - イ 補助対象設備本体が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。
 - ウ システムが稼働し、電力使用量が表示されているモニター、スマートフォン等のカラー写真。

(8) 電気自動車等充給電設備においては、以下のとおりとする。

- ア 補助対象設備の保証書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
- イ 補助対象設備の本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に提出している場合は除く。

(9) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

(1) 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日

ただし、住宅用太陽光発電システムの場合は、電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類に記載される系統連系の開始日とする。

(2) 補助対象設備の設置工事に係る支払が完了した日

(交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付確定通知書（様式第9）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第17条第1項の規定により、補助対象者は、補助対象設備設置の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に規定する耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ令和4年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金処分承認申請書（様式第11）を市長に提出しなければ

ならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第9条第1項に規定する報告書を同項に規定する期限までに提出しないとき。
- (4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第14条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて売電量及び買電量データの提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備	要件
共通	未使用品であること。
住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア 家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するものであること。</p> <p>イ 家庭用エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備を同時に設置するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(3) 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、前項を満たすものであれば、これらの構成要素は単体の要素であることを必要としない。</p> <p>(4) 次の各号に規定する要件に該当するものであること。</p> <p>ア 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づきJETが認証した太陽電池モジュール、又は、IECEE—PV—FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。</p> <p>イ 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（JEAC8001）に準拠していること。</p> <p>ウ インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。</p>

	<p>エ 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。</p> <p>オ 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。</p> <p>(5) 工事、施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。</p> <p>(6) 補助対象者が電気事業者と電力受給契約を締結していること。</p> <p>(7) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されること。</p> <p>(8) 太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（kW表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値とする。）が10kW未満であるもの。ただし、増設の場合は、既設分も含めて10kW未満であること。</p> <p>(9) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転（自動起動・自動停止）を行う機能を有するものであること。</p>
<p>家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム</p>	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。</p>
<p>家庭用エネルギー管理システム (HEMS)</p>	<p>(1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>(2) パソコン等又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。</p>

	<p>(3) 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(4) 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電システムの設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。</p> <p>(5) 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>(6) 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。</p> <p>(7) 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。</p>
<p>電気自動車等 充給電設備 (V2H)</p>	<p>国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。</p>

別表第2（第5条関係）

設備	補助金の額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)
住宅用太陽光発電システム	補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(kW表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値(その値が4kWを超える場合にあっては、4kW)とする。)に18,000円を乗じて得た額とする。	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	定額60,000円とする。	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他(リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用)、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、設置工事に関する費用
定置用リチウムイオン蓄電システム	定額50,000円とする。	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)で構成される設備の設置工事に関する費用
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	定額10,000円とする。	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用

電気自動車等 充給電設備 (V2H)	定額50,000円とする。	当該補助対象設備の購入、据付け、設置工事に関する費用
--------------------------	---------------	----------------------------

一宮市省エネ家電製品購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市省エネ家電製品購入補助金は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、電気・ガス等エネルギー価格の高騰により一般家庭の負担が増加していることを踏まえ、エネルギー消費性能の優れた家電製品(一般消費者が通常生活の用に供する家庭用電気製品をいう。以下同じ。)を購入し、設置することにより、家庭の電気代とエネルギー消費量の削減につなげるとともに、市民の生活支援の一助とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自ら購入(リース、レンタルは除く。)した対象家電製品を市内の住居に設置した者で、設置に要する費用を申請者自らが負担した個人であって、次に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者であること
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者又は暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる家電製品(以下、「対象家電」という。)は、一定以上の省エネ性能を有した次の各号に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫に求める共通事項
 - ア 新品(未使用)であるもの
 - イ 家庭用機器であるもの
 - ウ 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに販売店から購入及び設置したもの
- (2) JIS C9901(目標年度2027年度)(以下、新基準という。)に基づく多段階評価★3.0以上又は、JIS C9901(目標年度2010年)(以下、旧基準という。)に基づく多段階評価★4以上のエアコンディショナーとする。ただし、旧基準の評価において★3であっても新基準の評価★3.0以上であれば該当するものとする
- (3) JIS C9901(目標年度2021年度)に基づく多段階評価★3.0以上の電気冷蔵庫
- (4) JIS C9901(目標年度2021年度)に基づく多段階評価★3.0以上の電気冷凍庫

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、市

長が適当と認めたものとする。

- (1) 設備費（補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要経費をいう。）
 - (2) 工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。
- (1) 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来用のものに要する経費
 - (2) 諸経費（保証料等）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費の合計額が15万円以上の場合 3万円
- (2) 補助対象経費の合計額が10万円以上15万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費の合計額が5万円以上10万円未満の場合 1万円

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和5年3月3日までに一宮市省エネ家電製品購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入の上、同意及び誓約し、次の各号に掲げる書類を添付した上で、市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、一宮市省エネ家電製品購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）の提出に替え、市長が別に指定する方法により、申請することもできる。

- (1) 次に掲げるアからウが分かる販売店等が発行する領収書、レシート並びに明細書等の写し
 - ア 購入日
 - イ 購入費用
 - ウ 購入した製品の種類
- (2) 購入した対象家電の型番・製造番号が分かるメーカー等が発行する保証書の写し又は対象家電に貼付されている型番・製造番号を撮影したもの
- (3) 設置状況が分かる写真（設置場所を記載）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項第1号に掲げる書類は、対象家電を購入した販売店において発行された省エネ家電製品販売証明書（様式第2号）で代用することができる。
- 3 市長は、第1項に定める補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。
- 4 補助金の申請は、1世帯につき1回を限度とする。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 交付の決定及びその通知は補助金を交付すべきものと認めた交付対象者が指定する銀行等の口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を交付対象者からの請求書とみなす。
- 3 市長は補助金を交付すべきでないとして認められた不交付対象者に対し一宮市省エネ家電製品購入補助金

不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 4 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。
- 5 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳を閲覧することができる。なお、同意しない申請者は、住民票の写しを提出すること。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、第6条に規定する補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分）

- 第10条 交付決定者は、補助金の対象となった財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - 3 申請者は財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（補助金の決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき

（協力）

第12条 市長は、補助対象者に対し、対象家電の使用等に関する調査等を行うことができる。

- 2 申請者又は交付決定者は、市が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第3章

環境基準・規制基準など

大気汚染の基準

環境基準

物質名	環境上の条件	達成期間
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	維持されまたは原則として 5 年以内（昭和 53 年度当初）において達成されるよう努めるものとする。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあつては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内（昭和 60 年度当初）とする。 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン (O₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

環境基準の評価方法

1. 二酸化硫黄 (SO₂)

長期的評価：年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間又は1日を通した測定結果と環境基準（1時間値又は1日平均値）を比較して評価する。

2. 二酸化窒素 (NO₂)

長期的評価：年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。

3. 一酸化炭素 (CO)

長期的評価：年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間又は1日を通した測定結果と環境基準（1時間値又は1日平均値）を比較して評価する。

4. 浮遊粒子状物質 (SPM)

長期的評価：年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：1時間又は1日を通した測定結果と環境基準（1時間値又は1日平均値）を比較して評価する。

5. 光化学オキシダント (O_x)

短期的評価：年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

6. 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

長期的評価：1年平均値が長期基準の15μg/m³以下であり、かつ年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が短期基準の35μg/m³以下であること。

水質汚濁の基準

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産3級、業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L以下	50mg/L 以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

※表 5-4(p.37)中のノニルフェノールの単位は、 $\mu\text{g/L}$ で示している。

1 $\mu\text{g/L} = 0.001 \text{ mg/L}$ となる。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p>

環境省令で定める一律排水基準

健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（注）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	「検出されないこと」とは、規定の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

（注）アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

生活環境項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

土壌汚染の基準

環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、規定の方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

指定基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	-
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	-
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	-
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	-
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	-
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	-
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	-
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	-
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	-
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	-
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	-
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	-
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。	土壌 1kg につきふっ素 4000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。	土壌 1kg につきほう素 4000mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	-
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	-
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	-
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	-
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	-

騒音・振動の基準

環境基準・要請限度（自動車騒音・道路交通振動）

自動車騒音

1 環境基準

地域の類型		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6 : 00～22 : 00	22 : 00～翌6 : 00
1	A A	50dB 以下	40dB 以下
2	A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
3	C	60dB 以下	50dB 以下

備考 地域の区分

A A 地域 該当なし

A 地域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B 地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

C 地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6 : 00～22 : 00	22 : 00～翌6 : 00
1	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
2	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6 : 00～22 : 00）	夜間（22 : 00～翌6 : 00）
70dB 以下	65dB 以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(1) 測定方法等

1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

ア 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

イ 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

ウ 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

エ 騒音の測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を用いることとする。

オ 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格 Z8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

(2) 評価方法等

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

ア 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

イ 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

2 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6 : 00～22 : 00	22 : 00～翌 6 : 00
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線以上の車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考 区域の区分

第 a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 b 区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

昼間 (6 : 00～22 : 00)	夜間 (22 : 00～翌 6 : 00)
75dB	70dB

注 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）

2 近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 20 メートル

(1) 測定方法等

ア 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

イ 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点

において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

ウ 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。

エ 騒音の評価手法は、等価騒音（L_{Aeq}）レベルによるものとする。

オ 騒音の測定方法は、原則として、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。

カ 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。

キ 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

道路交通振動

1 要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		7 : 00 ~ 20 : 00	20 : 00 ~ 翌 7 : 00
1	第 1 種 区 域	65dB	60dB
2	第 2 種 区 域	70dB	65dB

備考 区域の区分

第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

(1) 測定方法等

ア 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

イ 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

ウ 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

エ 振動の測定方法は、次のとおりとする。

①振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

②暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で、当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	3dB	4dB	5dB	6dB	7dB	8dB	9dB
補正値	3dB	2dB		1dB			

オ 振動レベルは、5 秒間隔・100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値（L10）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

環境基準（一般騒音）

地域の区分及び類型	道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		特例 幹線交通を担う道路に近接する空間	
	AA	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		
基準値	昼間	50dB以下	55dB以下	55dB以下	60dB以下	60dB以下	65dB以下	70dB以下 *45dB以下
	夜間	40dB以下	45dB以下	45dB以下	50dB以下	55dB以下	60dB以下	65dB以下 *40dB以下
該当地域	該当なし	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	/			
達成期間	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。				既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるように努めるものとする。 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。			
備考	<p>1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>2 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで</p> <p>3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）</p> <p>4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。</p> <p>5 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路</p>							

[新たな環境基準について]

平成10年9月に騒音に係る新たな環境基準が環境庁から告示され、平成11年4月に施行された。新たな環境基準の主なポイントは次のとおりである。

① 騒音の評価手法が、これまでの騒音レベルの中央値（ L_{50} ）から、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）に変更された。

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値のことで、住民反応との対応が良好で、国際的にも広く採用されている。

② 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うこととされた。

- ・ 道路に面する地域以外の地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価
- ・ 道路に面する地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価

③ 道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として別に基準値が定められるとともに、屋内へ透過する騒音に係る基準値が示された。

環境基準（航空機騒音）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定する。Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域とする。

1 県営名古屋空港・岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	該 当 地 域	
Ⅰ	57dB 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	1 県営名古屋空港（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯35度15分06秒、東経136度55分39秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方5km、西方4kmの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ18kmの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、県営名古屋空港の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。
Ⅱ	62dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	2 岐阜飛行場（岐阜県各務原市那加町）の位置を示す標点（北緯35度23分28秒、東経136度52分21秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「岐阜中心線」という。）と直角方向に南方6km、北方1kmの点を通る岐阜中心線との平行線、標点から岐阜中心線上に東方へ13kmの点を通る岐阜中心線との垂線及び名古屋中心線と直角方向に東方へ5kmの点を通る名古屋中心線との平行線によって囲まれる愛知県内の地域。ただし、河川区域及び工業専用地域を除く。

2 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	該当地域
I	57dB 以下	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。 ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

達成期間

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第2種空港 (福岡空港は除く。)	A	5年以内
		B 名古屋空港はここに該当	10年以内
	成田国際空港		
第1種空港(成田国際空港を除く。)及び福岡空港	10年を超える期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に70dB未満とすること又は70dB以上の地域において屋内で50dB以下とすること。 2. 10年以内に62dB未満とすること又は62dB以上の地域において屋内で47dB以下とすること。	

備考

1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2. 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

環境基準（新幹線鉄道騒音）

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(1) 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用途地域	基準値
I	<ul style="list-style-type: none">・ 第1種低層住居専用地域・ 第2種低層住居専用地域・ 第1種中高層住居専用地域・ 第2種中高層住居専用地域・ 第1種住居地域・ 第2種住居地域・ 準住居地域・ 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
II	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣商業地域・ 商業地域・ 準工業地域・ 工業地域	75dB 以下

(2) 基準値の測定・評価方法

ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

イ 測定は、屋外において原則として地上1.2mの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

ウ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

工場・事業場の規制基準
騒音の規制基準

時間区分 地域区分	昼間	朝・夕	夜間
	8:00~19:00	6:00~8:00 19:00~22:00	22:00~翌6:00
第1種低層住居専用地域	dB	dB	dB
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域	50	45	40
準住居地域			
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
近隣商業地域			
商業地域	65	60	50
準工業地域			
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

振動の規制基準

時間区分 地域区分	昼間	夜間
	7:00~20:00	20:00~翌7:00
第1種低層住居専用地域	dB	dB
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域	60	55
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域	65	55
準住居地域		
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
近隣商業地域		
商業地域	65	60
準工業地域		
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

I 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域及び工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。

II 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する工業地域及び工業専用地域の境界線から内側50m範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。

建設作業の規制基準

特定建設作業		騒音	振動
		1. くい打機等を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業 5. コンクリートプラント等を設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 9. 鉄筋コンクリート造等の建造物を解体・破壊する作業 10. コンクリートミキサー等を用いる作業 11. コンクリートカッターを使用する作業 12. ブルドーザー・バックホウ等を用いる作業 13. ロードローラー等を用いる作業	1. くい打機等を使用する作業 2. 鋼球を使用して構築物等を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 4. ブレーカーを使用する作業
規制の種別	地域の区分		
基準値	①②③	85dB	75dB
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- 2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
- 3 ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲80mの区域
- ②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
- ③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

地盤沈下(地下水揚水)の基準

県民の生活環境の保全等に関する条例		
経過	S49. 9. 30 揚水規制 S51. 4. 1 地域拡大	
規制地域 (工業用水法の 指定地域を除く)	第1規制区域 (稲沢市以南) 第2規制区域 (春日井市等) 第3規制区域 (一宮市等)	
規制内容	適用業種	一般家庭用を除く全用途
	用水設備の 許可基準	ストレーナーの位置 10m以浅であること 吐出口の断面積 19cm ² 以下であること 原動機の定格出力 2. 2kw以下であること 一日の総揚水量 350m ³ 以下であること
	既設の経過措置	みなし許可。ただし一日あたり350m ³ をこえるもので工業用、建築物用、温泉用、鉱業用、工業用水道事業用は、第1規制区域ではS51. 1. 1以後、第2規制区域ではS52. 4. 1以後総揚水量を20%削減
その他	吐出口の断面積19cm ² をこえるものは、水量測定機器設置、揚水量報告義務	

工業用水法(昭和31年法律第146号)		
経過	S59. 7. 5 地域指定	
規制地域	名古屋市の一部及び尾張西部11市町村(一宮市を含む)	
規制内容	適用業種	工業用途
	井戸の許可基準	ストレーナーの位置 10m以浅又は2, 000m以深であること 吐出口の断面積 19cm ² 以下であること

悪臭の基準

規制基準（臭気指数）	第1種地域	第2種地域	第3種地域
1号基準（敷地境界線上の規制基準）	12	15	18
2号基準（気体排出口の規制基準）	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
3号基準（排出水の規制基準）	28	31	34

備考 地域の区分

第1種地域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域

第2種地域 準工業地域

第3種地域 工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものであり、具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値である。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

公害防止管理者を選任しなければならない特定工場

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場

1 騒音関係

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- (1) 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- (2) 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

2 振動関係

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- (1) 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上のものに限る。）
- (2) 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- (3) 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

3 水質関係

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の規定による特定施設のうち汚水等排出施設（汚水又は廃液を排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場

水質関係 第 1 種	水質関係有害物質発生施設（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表第 1）で、排出水量が 10,000 m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの
水質関係 第 2 種	水質関係有害物質発生施設（施行令別表第 1）で、排出水量が 10,000 m ³ /日未満の工場、又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの
水質関係 第 3 種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 10,000 m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの
水質関係 第 4 種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 1,000 m ³ /日以上 10,000 m ³ /日未満の工場に設置されるもの

4 一般粉じん関係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 8 項に規定する「一般粉じん発生施設」が設置されている工場

5 特定粉じん関係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 8 項に規定する「特定粉じん発生施設」が設置されている工場

6 大気関係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定による特定施設のうちばい煙発生施設（ばい煙を発生、及び排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場

大気関係 第 1 種	大気関係有害物質発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項、14～26 の項）で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 以上の工場に設置されるもの
大気関係 第 2 種	大気関係有害物質発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項、14～26 の項）で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 未満の工場に設置されるもの
大気関係 第 3 種	大気関係有害物質発生施設以外のばい煙等排出施設で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 以上の工場に設置されるもの
大気関係 第 4 種	大気関係有害物質発生施設以外のばい煙等排出施設で、排出ガス量が 10,000 m ³ /h 以上 40,000 m ³ /h 未満の工場に設置されるもの

7 ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 500 号）第 2 条 1 項に規定する「ダイオキシン類発生施設」が設置されている工場

第 4 章 用語集

用語集

アルキル水銀（R-Hg）

メチル水銀、エチル水銀等アルキル基の炭素に結合した有機水銀の総称で、毒性が高い。

硫黄酸化物（SO_x）

二酸化硫黄や三酸化硫黄などの硫黄と酸素の化合物の総称。硫黄分を含む石炭や石油といった燃料が燃えた際に生じる。硫黄酸化物が水に溶解すると発生する亜硫酸ガスは、大気汚染の主な原因になっている。

一酸化炭素（CO）

有機物が不完全燃焼した際に発生する炭素の酸化物。自動車の排気ガスなどから排出され、交通量の多い道路や交差点近くで高濃度になりやすい。酸素よりも血液中のヘモグロビンと結合しやすいため、人が吸うと体内の酸素運搬作用を阻害し、中毒を起こす。

一般環境大気測定局

工場・事業場や自動車等の発生源の影響を直接受けにくい住宅地等の一般的な生活空間において、大気汚染の状況を常時監視するための測定局。

オゾン層の破壊

「フロン」という人工的な化学物質は、使用後大気中に放出されると、化学的に安定であるため長い間分解されず、成層圏にまで達し、オゾン層を破壊する。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生物を守る役割を果たしているためオゾン層が破壊されると、皮膚ガンや白内障が増えるといった人の健康への悪影響が生ずると指摘されている。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

化学的酸素要求量（COD） Chemical Oxygen Demand

水中の汚れが、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤によって酸化される時に必要な酸素の量。これが高いほど水が汚れていることになる。

環境アセスメント制度

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある相当規模以上の開発事業を実施する場合、それによる環境の汚染や破壊などを未然に防止するため、事業者が事前に地域住民、知事及び市町村長の意見などを十分聴き、調査予測及び評価を行う手続をする制度。

環境管理
企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価すること。
環境基準
人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもので、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。
外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）
人や生物の正常なホルモンの働きに影響を与え、生殖機能の阻害や悪性腫瘍を引き起こす可能性があると考えられる化学物質で、代表的なものとしてPCB、ノニルフェノール、ビスフェノールA等がある。
規制基準
公害を防止するため事業者が守るべき基準。
揮発性有機化合物（VOC） Volatile Organic Compounds
蒸発しやすく、大気中で気体になる化学物質の総称。塗料や接着剤の溶剤、金属や機械の洗浄などさまざまな分野で使われている。主なものだけでも200種類以上あり、人体にとって有害なものもあるため、一部は有害物質として法律で指定されている。
グリーン購入
環境への負担が少ない製品や部材を優先的に購入すること。
光化学オキシダント（Ox）
自動車の排気ガスや工場の煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線的作用によって化学反応を起こすと発生する物質。
光化学スモッグ
光化学オキシダントによって、白いモヤのようなものが生じた状態を光化学スモッグと言う。4月から10月にかけて、気温が高くなり、日差しが強く、風が弱い日に発生しやすいと言われ、目や呼吸器の粘膜を刺激してクシャミや涙を誘発する。
公害
環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定められている。
酸性雨
工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化し、

これらが溶け込んで酸性が強くなった雨をいう。酸性の度合いはpH（水素イオン濃度）で表現され、このpHの値が小さいほど酸性が強くなり、一般にpH5.6よりも低い数値を示す雨を酸性雨という。

シアン化合物

シアン化水素とその塩類の総称をシアン化合物という。猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、時には突然意識不明になることもある。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染の状況を常時監視するための測定局。

重金属

比重が4以上の金属で、一般的に鉄より重い。亜鉛のように人体に必要なものもあるが、カドミウムなど有害なものもある。水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、大気汚染防止法で、有害物質に指定されている重金属もある。

水素イオン濃度指数（pH）

液体の酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7が中性、それより低いものを酸性、高いものをアルカリ性という。水質汚濁防止法の排水基準では、海に流す場合は5.0から9.0、それ以外は5.8から8.6の間にするよう定められている。

生物化学的酸素要求量（BOD） Biochemical Oxygen Demand

水中の汚れ（有機物）が微生物によって分解される時に消費される酸素の量。これが高いほど、汚れを分解するのにより多くの酸素が必要で水が汚れていることになる。

ゼロエミッション

産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用し、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムのこと。

総量規制

濃度規制に対する規制方式。ある地域において環境保全上許容出来る汚染負荷量の総量をその地域の環境容量として設定し、その環境容量の範囲内で汚染物質の総排出量を、各発生源に合理的に配分する規制方式。

ダイオキシン（類）

特定の物質のことではなく、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の三つをまとめた有機塩素化合物の総称を言う。分解されにくいいため、川底や土壤に留まりやすい。ヒトに対する発がん性があり、耐容一日摂取量（TDI）（人が生涯にわたって毎日摂取し続けたとしても健康への悪影響がないと推定される一日

当たりの摂取量)は4pg-TEQ/kg体重/日であると定められている。

大腸菌

人や動物の腸管内に常在しており、ふん便由来でない細菌も含む大腸菌群と比べてふん便汚染の指標として大腸菌群からの見直しが一部されている。

大腸菌群

人や動物のふん便中に多数存在する大腸菌のほかに、大腸菌に分類されていない菌で、自然界に広く存在するふん便由来でない多くの菌を含んでおり、衛生管理のための汚染指標として使われる。

地球温暖化

地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、フロンガス等は、太陽からの放射エネルギーを透過させるが、地表から宇宙空間に放出される熱を途中で吸収して、地球を温暖化させるという性質を持っている。この現象を温室効果と呼び、大気中にこうした温室効果ガスが増加すると、地表の平均気温が上昇し、異常気象が引き起こされる。

窒素酸化物 (NOx)

窒素と酸素の化合物の総称で、化学式からノックスと言うこともある。一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) は大気汚染の原因になり、石炭や石油などの燃料を燃やす際に発生する。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) Linear Alkylbenzene Sulfonate

合成洗剤の主成分等として使われている界面活性剤の一種。クリーニング、厨房や車両等の業務用洗浄剤としても使用されているが、使用用途の約8割は家庭の洗濯用洗剤である。

土壌含有量基準

土壌に含まれる特定有害物質を、口から直接摂取した場合の健康へのリスクを想定した基準。

土壌溶出量基準

土壌に含まれる特定有害物質が地下水に溶け出し、その地下水を飲んだ場合の健康へのリスクを想定した基準。

砒素 (As)

自然界に広く分布しているが、化合物もすべて有害である。皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こす。

非メタン炭化水素 (NMHC) Non-Methane Hydrocarbons

非メタン炭化水素とは、炭化水素から光化学反応性が無視できるメタンを除外したものであり、有機溶剤を使用する工場、事業場や石油類のタンク等固定発生源から、また自動車等の移動発生源からも排出される。固定発生源対策として、非メタン炭

化水素の現況濃度の測定体制の充実に努めるとともに、規制手法、発生源の測定方法等の検討が進められている。移動発生源対策として、乗用車、トラック、バス等から排出される炭化水素類に対しては、排気管から発生される炭化水素の規制が実施され、また軽油を燃料とするディーゼル車についても規制が実施されている。

標高（T・P） Tokyo Peil

東京湾の平均海水面からの高さ。

ビオトープ

本来その地域に住む様々な野生生物が生息することができる空間。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質のうち、その大きさが2.5 μ m以下のもの。人が吸った場合、下気道（咽頭から肺まで）に沈着する割合が多くなり、マクロファージや上皮細胞によって排除されるまでの間非常に長く呼吸器系に滞留することから健康に密接な影響を与えると考えられる。

フェノール類

クレゾール、キシレノールなど、ベンゼン環にヒドロキシ基を持つ化合物の総称。高濃度では有害で、毒物および劇物に指定されている。合成樹脂、界面活性剤などの原料として大量に使用されている。

浮遊物質（SS） Suspended Solids

プランクトンの死骸や粘土の粒など水中を漂うさまざまな物質のうち、直径2mm以下の粒子状の物質のこと。水の透明度が下がる原因になるほか、藻などの光合成や魚のえら呼吸を妨げるため、排水基準が設けられている。

浮遊粒子状物質（SPM） Suspended Particulate Matter

大気中を浮遊する粒子（小さな物体のこと）のうち、大きさが10 μ m以下のもの。土壌の舞い上がりや火山の噴煙、海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子など自然由来のものと、自動車の排気ガスや工場から排出されるばいじんなどの人為由来のものがある。その他にも、燃焼等に伴い排出された硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）、炭化水素などのガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化した二次粒子、煙突から排出された高温のガスが大気中で冷やされてできる凝縮性ダストなどがある。黄砂など大陸からの風に乗って流入するものもある。一般的に粒径10 μ m以上の粒子は、大部分が鼻の粘膜に吸着されるため呼吸により肺まで達することはないが、それより小さい粒子は気管に入りやすいと言われている。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） PerFluoroOctaneSulfonic acid

ペルフルオロオクタン酸（PFOA） PerFluoroOctanoic acid

共に有機フッ素化合物の一つで、撥水・撥油性、熱的・化学的安定性が高く、泡消

火薬剤、半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など幅広い用途で使用されてきた。PFOS、PFOAは環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘され、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」に基づき廃絶等の対象とされた。日本においても「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により製造・使用等を原則禁止している。（PFOSは2010年、PFOAは2021年）

現在、河川の要監視項目としての暫定指針値がPFOS、PFOA合算値で1リットルあたり50ナノグラム以下、水道水の管理目標設定項目としての暫定目標値も同じ値に設定されている。

ポリ塩化ビフェニル（PCB） Poly Chlorinated Biphenyl

有機塩素化合物の一種で、ビフェニルという物質に含まれる水素が塩素に置き換わったものの総称。化学的に安定しており耐熱性や絶縁性に優れているため、コンデンサー等の絶縁油や感圧複写紙などに広く使用されてきた。人体への害が確認されたため、昭和48年頃までに多くが回収され使用も中止された。

溶存酸素（DO） Dissolved Oxygen

水中に溶けている酸素の量をあらわす。酸素の溶解量は水温、気圧、塩分などに影響され、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。溶存酸素量が3mg/lを下回ると魚は生息できないといわれている。

K値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の濃度を規制したもので、K値が小さいほど規制基準は厳しくなる。計算式は次のとおり。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（Nm³/h）

K：係数（地域毎に定められており、一宮市は9.0）

H e：補正された排出口の高さ（m）

いちのみやの環境 令和5年版（令和4年度実績）

令和5年9月発行

発行：一宮市

編集：環境部環境保全課

愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一宮市衛生処理場

TEL 0586 (45) 7185 〒491-0201

環境部環境政策課

愛知県一宮市奥町字六丁山52番地 一宮市環境センター北館

TEL 0586 (45) 9953 〒491-0201
